

第44回

公害環境デー

公害・原発をなくし、地球環境を守る。環境の保全・再生をめざす第44回府民集会

報告・資料集

講演



宮本憲一氏

『都市格』のある

住みよい大阪を

明日を考える

最大の環境破壊、戦争への道を許さない

公害・環境問題の

戦後70年、

公害をなくし、住みよこちのよい大阪へ



2016年 **1月30日** 分科会(9:30~12:00) 全体会(13:30~16:30)

エル・おおさか 南館 ホール 他

大阪府立労働センター

●主催 第44回公害環境デー実行委員会

第44回 公害環境デー

■プログラム

●午前 (9:30~12:00)

- ①第1分科会「いま改めて福島原発被害を考える」(南館5階ホール)
- ②第2分科会「TPPと食の安全」(本館7階701)
- ③第3分科会「地震・津波・防災」(本館10階研修室5)

●昼休憩 (12:00-13:30)

- ・昼食 12:00~12:30
- ・上映「日本と原発」(30分版) 12:30~13:00 (南館5階ホール)
- ・ポスター発表 13:00~13:25 (南館5階ホール)

●午後 全体会 13:30~16:30

1. 基調報告「公害・環境問題をめぐる情勢と私たちの課題」……公害環境デー実行委員会 P 3
2. 記念講演「『都市格』のある住みよい大阪を」
……宮本憲一氏 (滋賀大学名誉教授・大阪市立大学名誉教授) P 8
3. 3分科会の報告
4. 特別報告 (各分野の取り組みの状況と訴え)
 - ①関西建設アスベスト大阪訴訟・地裁判決の報告
……谷智恵子氏・安原 邦博氏 (弁護士、原告弁護団) P 13
 - ②COP21成果と課題……早川 光俊氏 (弁護士、CASA代表) P 17
 - ③「ソラダス2016」への参加を 大阪府全域の二酸化窒素いっせい測定
……西川榮一氏 (神戸商船大学名誉教授 ソラダス委員長) P 20
5. 全体討論
6. 府民へのアピール提案
7. まとめと閉会の挨拶……金谷邦夫公害環境デー実行委員長

●文書報告

- ①石炭火力発電所をめぐる諸問題……上田敏幸氏 (大阪公害患者の会連合会) P 25
- ②淀川左岸線2期事業と延伸増設計画の問題点について」
……高本東行氏 (道路公害反対運動大阪連絡会副会長) P 29
- ③水ビジネスと水道……植本真司 (近畿水問題合同研究会事務局長) P 32
- ④府立公衆衛生研究所と市立環境科学研究所の独立行政法人化の問題点
……奥村早代子氏 (公衆衛生研究所の府立存続と発展をめざす会) P 35
- ⑤街づくりと自転車……藤江徹氏 (公益財団法人 公害地域再生センターあおぞら財団) P 38

●資料 声明など

- ①原発再稼働問題 (福井判決への声明、日印原子力協定への抗議)
……菅義人 (全大阪労働組合総連合事務局長・原発ゼロの会大阪事務局長) P 4 1
- ②COP21・パリ協定と今後の課題……大阪から公害をなくす会地球環境委員会 P 4 4

午前の分科会

1月30日（土）午前9時30分から12時まで

■第1分科会「いま改めて福島原発被害を考える。」

県内避難者と、関西への避難者のお母さんに聞く」

●会場 エルおおさか南館 5階ホール

●運営要領 P46

●話題提供

①「福島原発事故を原因とする損害賠償請求訴訟の状況」

……………白倉典武氏（弁護士 原発賠償関西訴訟弁護団）P47

②「関西避難者と福島県内避難者からの話し」

……………福島原発避難者訴訟原告団事務局長 金井 直子さんP50

……………原発賠償関西訴訟原告団代表 森松 明希子さんP54

③「福島第一原発事故で起きた子どもの被害 甲状腺がんは多発？」

……………金谷邦夫氏（医師、うえに生協診療所）P62

■第2分科会「TPPと食の安全」

●会場 エルおおさか本館 7階・701号室

●運営要領 P68

●話題提供

①TPP「大筋合意」と日本の食と農…佐保 庚生氏（農民組合大阪府連副会長）P69

②機能性食品とは何か

……………中間 昭彦氏（大阪市立環境科学研究所調査研究課（企画グループ））P72

■第3分科会「地震・津波・防災」

●会場 エルおおさか 本館10階研修室5

●運営要領 P75

●話題提供

○記念講演「南海トラフ巨大地震の概要と災害」

……………田結庄良昭氏（神戸大学名誉教授）P76

○3分野のレポート…タイトルと報告者

*大阪府・市の津波対策の問題点……………小山光治氏（府職労土木現場支部）P80

*どうなっている大阪の石油・コンビナート対策…中村毅氏（大阪から公害をなくす会）P89

*集中豪雨・大震災で地下街はどうなる……………山口毅氏（大阪自治体問題研究所）P94

第44回公害環境デー「基調報告」

～公害環境をめぐる情勢と課題～

第44回公害環境デー実行委員会

1. はじめに

- ・昨年は戦後70年で大きな岐路と言われる年でした。「戦争法」ともいわれる「平和安全保障法制関連法」が9月に成立しました。憲法をないがしろにし、立憲主義・民主主義そのものを根本から破壊するものです。民主主義は、公害をなくし環境保全の運動を進める私たちにとってなくてはならないものです。この法制に危惧する多くの市民共同の運動とともに、私たちの運動も進めていきましょう。
- ・「大阪都構想」は、昨年5月の住民投票で一度否決されましたが、昨年末の府知事・市長ダブル選挙で「おおさか維新の会」が勝利し、「再挑戦」を明言しています。この狙いは、「大阪市を解体して、その財政力の一部を大阪府に合体させ大型開発を狙う」流れで、中身はカジノ型開発、高速鉄道とさらにはリニア新幹線、高速道路建設など従来と同じです。「大阪都構想」は府民の生活と環境を破壊するものであり、断固反対します。
- ・府民の暮らしと健康、環境を守り、住みよい大阪を作るためには、先人の知恵と経験を学び、あるべき大阪の姿をみんなで考え、府民に提案していく必要があるのではないのでしょうか。今回の公害環境デー・大阪府民集会はこういう状況の中で開かれます。そこで、今集会では宮本憲一先生に『都市格』のある「住みよい大阪」というテーマで記念講演をしていただきます。日本のことはもちろん、この大阪の過去と現在と未来を語っていただきます。また、公害と環境問題の各分野の課題・運動の報告として、原発避難者の賠償裁判、TPPと食品安全、地震・津波・防災、建設アスベスト判決、国連気候変動枠組み条約第21回締約国会議（COP21）、ソラダス2016などの重要なことも取りあげています。
- ・大阪府民は、かつて70年代公害反対運動などの力で革新府政を実現し、老人医療の無料制度や全国一厳しい公害規制、公衆衛生行政の拡充など様々な要求を実現した経験があります。昨年の大阪市「住民投票」では、思想信条の違いを超えた、広範な大阪市民の共同体制・運動を実現することができました。今後この共同の力を強くできれば、大阪をよみがえらせることができるのではないのでしょうか。

2. 公害被害者の救済をめぐる

2. 1. 原発事故被害者・避難者救済問題

- ・東電福島第一原発の3.11事故以来6年目を迎えます。国・行政の原発避難者への生活支援はこれまでも不十分でしたが、住宅支援を切り捨てる方針を出したことは許しがたい動きです。
- ・福島県内・県外避難者の間で、避難条件の違いを利用した様々な軋轢がひき起こされています。避難者との交流により、連帯した運動を構築し強化していくことが必要です。
- ・大阪府民も、福井県内の原発再稼働でもし過酷事故が起きれば、近畿1300万人の水瓶である琵琶湖汚染をはじめ、近藤駿介氏（内閣府原子力委員長）作成の「最悪シナリオ」でいう強制移住の150km圏におり、放射能被害は甚大なものになることを広く伝えていく必要があります。（原発ゼロに向けた運動については、後の5.4の項目に記載します）。

2. 2. アスベスト被害問題

- ・関西建設アスベスト訴訟判決が大阪地裁で1月22日にでました。この評価については集会の中で担当弁護士から報告を受けますが、国の責任を3度認めたことが重要です。全被害者を救済するために一刻も早く国による救済基金の創設が必要です。
- ・泉南アスベスト問題では、2014年最高裁判決（原告勝訴）がありました。1972年（特定化学物質障害予防規則が施行された）以後に石綿の仕事を始めた被害者や近隣ばく露・家族ばく露による被害者が救

済されていないなどの問題が残されており、被害者を全面救済させる必要があります。

- ・大阪のすべての地域で、アスベスト被害の実態を明らかにし、アスベスト使用の建築物などでの飛散対策を徹底させていく必要があります。
- ・さらにEUのようにアスベスト全面除去の期限を決めて実施すべきです。また南海トラフ巨大地震が予知されている中で、被災後の瓦礫に混じるアスベストは除去しておかなければなりません。

2. 3. ノーモアミナマタ裁判

- ・2014年に行われた水俣病一斉大検診で447人の受診者のうち97%が水俣病症状と確認されました。公害被害者の救済は、最後の1人まで救済されることが必要です。
- ・現在、「すべての水俣病被害者の救済」を掲げてノーモアミナマタ近畿第2次訴訟が提起され、大阪でも大阪地裁に提訴し、すでに第3回口頭弁論が開かれました。近畿（一部愛知県含む）で100人（認定地域外の方も）が水俣検診を受け、90%以上の方が水俣病と診断され、昨年12月の第4陣提訴で新たな原告は31名、近畿原告団は合計84名になりました。第4陣は特措法のいわゆる対象地域外が17名です。熊本・鹿児島から転居して、現在は大阪府、兵庫県、奈良県、京都府、和歌山県、愛知県と岐阜県に居住です。

2. 4. ぜん息患者等の被害者救済問題

- ・大阪のように大気汚染のつづく地域のぜん息患者について、1988年に公害指定地域が解除されて以後、新たな公害患者の認定がなくなりました。「医療費だけでも無料に」が未認定患者の切実な願いです。
- ・東京都の独自制度による認定患者は、2015年3月末で約96,754人になり、未救済のぜん息患者への医療費助成が重要であることが実証されました（この制度は2015年4月、18歳以上の新規認定を打ち切るなどの改悪がされました）。
- ・大阪でも、上記東京データやソラダス2012年健康アンケートなどから推算すると6万人前後の未救済患者がいると思われます。ぜん息は公害病であることを認めさせ、未救済のぜん息患者への救済制度を創設させる必要があります。

2. 5. 寝屋川「廃棄プラスチック処理」問題

- ・2004年、2度の8万名反対署名を無視して、北河内4市リサイクル施設組合と民間廃プラ再生品化工場が操業開始され、排出有害ガスによるシックハウス症候群類似の健康被害が集団発生しました。
- ・寝屋川市、大阪府、裁判所、公害等調整委員会は住民の訴えに耳を傾けませんでした。昨年4月誕生した寝屋川新市長は、4市施設組合の廃止、廃プラ焼却・ごみ発電（サーマルリサイクル）の方針を提案し、「守る会」はこれを支持し、実現させるため頑張っています。また健康被害の住民を対象に毎月、小松病院にて真鍋医師による廃プラ外来の診察が行われています。なお、廃プラ最終処分による環境汚染の解決にはプラスチック量を減らすことが重要です。

2. 6. その他

- ・泉大津なぎさ府営住宅団地での阪神湾岸線による騒音問題、河南町での山地開発での土砂運搬時の粉塵問題など、まだまだ地域の公害問題が出ています。
- ・企業の製品による健康被害についても、化粧品による皮膚障害、ワクチン接種による被害なども大きな問題です。

3. 大阪の公害環境・公衆衛生行政

3. 1. NO₂やPM2.5などの大気汚染対策

- ・大阪の大気汚染をめぐる状況は、1971年誕生の革新府政による種々の対策もあり、改善しつつあります。しかし、ディーゼル排ガスなど移動発生源を主要因とするNO_x、PM2.5などが依然として問題です。
- ・行政はNO₂の環境基準0.04ppm～0.06ppmというゾーン規定により、0.06ppmを下回れば“環境基準を達成”と言っていますが、このレベルは健康を損なう汚染濃度です。環境基準（地方自治体において

は環境保全目標)は厳しく運用されるべきです。

- ・PM2.5(微小粒子状物質)については、SPM(浮遊粒子状物質)より細かく肺の深部まで到達し、WHOにより肺がんの原因物質としても認定されました。大阪の多くのところで環境基準の年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ が守られていません(2014年度では自排局15局の内13局が未達。一般局は32局の内17局が未達。大阪市内でみると自排局、一般局併せて全測定局13局で未達です)。分析体制もまだまだ不十分であり、分析体制強化と同時に抜本的に対策を講じるべきです。
- ・大気汚染とぜん息などの因果関係を明らかにするために、行政として学校や医療機関の協力を得て疫学調査を実施すること。3歳児検診で掌握した小児や、小児ぜん息医療費助成を受けた生徒の15歳以後の追跡調査を行うことが必要です。昨年末に環境省が「環境保健サーベイランス調査」のデータ処理に誤りが見つかり、大気汚染とぜん息発症に「関連性なし」を「関連性あり」に訂正しましたが、これを行政に反映させることが必要です。
- ・ディーゼル車の排ガス規制を引き続き強化するとともに、ホットスポットと言われる局地対策を徹底するとともに、大気汚染のない、公共交通機関を中心に据えたエコ型交通体系(都市部では自転車の利用を含める)の方向を明確にすることが必要です。

3. 2. 公衛研と環科研の統廃合・独立行政法人化の問題

- ・大阪市の環境科学研究所(環科研)は大阪市域を対象にした公衆衛生と環境保全業務を担当にし、大阪府の公衆衛生研究所(公衛研)は政令市と中核市とを除く大阪府域の公衆衛生を主に担当するとともに、中核市では対応できない検査依頼も受けています。公衆衛生や環境保全は知事、政令市と中核市の市長のそれぞれの責務です。府と市町村では重複しない責務や、地域特有の問題を抱えています。役割の違いを無視して統合することは暴論です。
- ・さらに、公衆衛生部門の研究所は、公衆衛生の行政機関でもあります。独立行政法人化は、府と市が直接する必要のない仕事と決めつけ、運営交付金削減という形で、健康危機管理対応能力の低下を招きます。統合・独立行政法人化を撤回し、公立運営で機能強化と拡充をするべきです。

3. 3. 「食」の安全や保健所、水道事業、ゴミ処理問題など

- ・外食産業の食品異物混入や偽装表示など食の安全は依然として油断できない状況です。国と地方自治体が民間委託化や検疫体制の弱体化をすすめてきたことも背景にあります。こういう中でさらに昨年4月より食品の一部を「機能性食品」などと表示できるようにしましたが、消費者を一層混乱させ「食品の安全性」確保が危うくなるだけではないでしょうか。
- ・TPPの強引な合意は、農業、食品規制、医療、雇用など多方面に影響し、生活の安全と経済を危機に陥れる可能性が大です。
- ・保健所は、かつては大阪市各区に1カ所ありましたが、今では全市で1カ所に縮小されました。新たな感染症、ぜん息患者増加、アスベスト被害増加などを考え、住民の安全・健康をバックアップするために保健所の役割を見直し強化し、食品監視員も大幅に増強すべきです。
- ・大阪では水道事業の民営化が進められようとし、いくつかの自治体ではゴミ処理事業民営化、有料化が進められています。水道事業は公衆衛生の面から重要な事業であり、災害時には交通機関とともに重要な役割があります。ゴミ処理は無料を原則にすべきです。貴重なエネルギー資源、再生可能エネルギー資源として積極的に活用する方途を行政として追求すべきものです。

3. 4. 道路問題

- ・「淀川左岸線」では、堤防破損の危険性がある「二期事業」、上町断層を真横に通る大深度トンネルという危険性のある「延伸部」などが急速に進められ、住民側は十分な環境対策、安全対策できるかと疑問を提示しています。
- ・「新名神高速道路」(八幡～箕面)は、2012年凍結が解除され、事業化が進められています。
- ・これらの道路建設を止めるまでには至っていませんが、粘り強い住民運動で、左岸線一期事業では道路フ

夕懸けや脱硝装置設置を実現させました。「中津リバーサイドコーポ環境守る会」では大阪市の「技術検討委員会」議事録を全面公開させ、貴重な技術情報を入手するなどの成果も出ています。

- ・これらの道路については、南海トラフ巨大地震等で発生する津波・液状化現象等により、堤防崩壊の危険性があり、その対策をすべきです。また、採算性も必要性も低い高速道路の建設を中止し、老朽化対策や生活道路の点検・補修に予算を回すようにすべき。

4. 地震・津波など防災問題

4. 1. 南海トラフ巨大地震などへの対策

- ・南海トラフ巨大地震は、仮に発生すれば、大阪においても何も対策をしなければ死者13万4000人の被害が想定されています。M7－8クラスの南海トラフ地震は30年以内の発生確率が70%といわれ、大阪の各自治体は、これら大地震や上町断層帯直下型地震への対策について明確にすること。特に大阪湾隣接地域では、港・湾岸部の船・コンテナ・石油タンク対策、地盤の液状化、超高層ビル、巨大地下街の洪水予防、木造密集住宅対策、アスベスト除去対策等を明確にすべきです。

4. 2. 異常気象による集中豪雨や巨大台風対策

- ・集中豪雨、ゲリラ豪雨、巨大台風、竜巻などの異常気象が頻繁に発生し、鬼怒川堤防崩壊など各地に甚大な被害を発生させています。気候変動・温暖化によって日本が亜熱帯化してきているといわれます。
- ・大阪では、局地的集中豪雨、神崎川、淀川、寝屋川、大和川などの河川対策を徹底すること。
- ・堤防の下にトンネルを造って高速道路を通す淀川左岸線・同延伸計画は、地震・津波、大洪水対策など防災の面から徹底して見直すこと。

4. 3. 防災・避難計画問題

- ・異常気象・地震・津波などの災害や原発事故などへの備えとして、各自治体の総合的な避難計画が重要です。①古い水道管・ガス管などインフラの耐震化・整備・更新すること、②各種の防災・避難計画を住民にわかりやすくし、丁寧な説明と日常不断の訓練を実施すること。特に大阪地下鉄での避難方法・対策を講じること、③災害発生時に対応出来る専門職を各自治体に配置すること。

5. 気候変動・温暖化の防止、自然エネルギーの推進について

5. 1. COP21の評価と今後の課題

- ・人類の生存が脅かされると予測される「産業革命前より平均気温上昇2℃以下」にするために、昨年12月のCOP21の国際的な会合で、画期的な合意ができました。不十分な点はありますが、先進国、途上国含めて文書が合意されたことは一歩前進です。
- ・しかし日本政府は削減目標について、「13年比26%削減(90比13%削減)」という低い目標で、世界の足を引っ張りました。2009年に国連で公約した「2025年までに1990年比で25%、2050年までに80%削減」の目標に取り組むべきです。

5. 2. 温暖化対策の推進

- ・大阪のCO₂排出量は、2015年8月発表で2013年度5,572万トン(1990年度比5.2%増加、前年度と比べ0.2%減少)。排出量の74%は産業部門、運輸部門、民生(業務)部門です。
- ・CO₂大量排出企業に削減を徹底させ、省エネ・低エネルギー社会の府民運動を強力にすすめるべきです。既存の石炭・重油火力発電所などは廃止すべきです。
- ・石炭火力発電はガス火力発電の2倍以上のCO₂を排出します。全国で40数基、関西では兵庫県で3か所、特に神戸製鋼所の2基130万KW発電所が増設されることは、看過できません。CO₂を大量に発生させ、水銀など有害化合物を含む排気ガスを都市の真ん中で排出し、風下側の西淀川など多くのぜん息患者がいる大阪にも流れ込むといわれています。先進国の動きに逆行している、このような石炭火力発電の新規建設に反対します。また、石炭火力発電の輸出も中止すべきです。

5. 3. 太陽光発電・風力発電などの再生エネルギーの推進

- ・原子力発電と石炭火力発電などをベースロード電源とするエネルギーミックスの方針は、すぐに撤廃し、太陽光発電・風力発電・バイオエネルギーなどの再生エネルギーの開発・推進こそ力を入れるべきです。また、その受け入れ・接続を拒むことは問題です。
- ・この4月から電力自由化が開始されますが、そのエネルギー構成の開示義務がなく、消費者・市民に明瞭に再生エネルギー源の比率情報を積極的に開示させる必要があります。

5. 4. 最大の環境破壊、最悪の公害である、原発事故を再び起こさないために

- ・昨年、川内原発が再稼働され、一昨日関西電力高浜3号機が再稼働されました。さらに四国電力伊方、関西電力大飯他、多くの原発が再稼働へ強行されようとしています。東電福島原発の事故原因も解明されず、ベント不備や避難計画不十分なままでの再稼働は止めさせる必要があります。福島第1原発のような過酷事故は、この日本で二度と発生させてはなりません。
- ・また、核拡散・核兵器につながる恐れのあるインドなどへの原発輸出はもちろん、外国への原発輸出は絶対に認めることはできません。
- ・さらにすでに一兆円を超える費用をつぎ込みながら展望の見えない高速増殖炉「もんじゅ」にこだわっていることも中止すべきです
- ・原発の放射性廃棄物(=核のゴミ)は処理方法がなく、何万年も管理が必要で、後世への“負の遺産”です。核兵器の原材料に転用できるプルトニウムも生成します。地震国・火山国の日本、さらに被爆国である日本での原発は廃炉・撤去が必要です。
- ・大阪の各自治体も原発の再稼働に反対すべきです。特に大阪市は筆頭株主として、関西電力に原発再稼働の中止を本腰入れて求めるべきです。

おわりに

冒頭でも述べたように、去年は「戦後70年」の節目の年に当たり、戦争は人の命を大量に奪うとともに“最大の環境破壊”となるものであり、二度と起こしてはならないことです。安保法制を廃棄させるとともに、原発の再稼働をゆるさないことが必要です。どの世論調査をみても国民の願いは安倍政権の進む道とは全く逆です。粘り強く住民運動、府民運動を大きく発展させましょう。

記念講演

「都市格」のある住みよい大阪を

宮本憲一（滋賀大学名誉教授・大阪市立大学名誉教授）

いま日本は戦後史上最大の政治危機にある。安倍内閣の安保法制の強行制定、沖縄の辺野古基地問題、TPP など戦後民主主義を崩壊に陥れる政策が進んでいる。これを足元の大阪で支えているのが、おおさか維新の会である。おおさか維新の会は自民党の憲法改訂に協同しようとしているが、その手始めに憲法の民主主義の根幹である「地方自治の本旨」を否定しようとしている。歴史的に形成された自治体としての大阪市の廃止と広域官僚行政体としての大阪都構想は市町村合併に続く地方の統治機構の改悪である。住民投票で否定された大阪都構想を再登場させること自体が地方自治の本旨に反する。大阪市民はダブル選挙で日本の民主主義の岐路に踏み出す誤りを犯した。この誤りはかなり多くの大阪府民が大阪の歴史の教訓を知らず、学ばず、大阪市を愛していなかったためである。今日は短い時間で歴史の教訓を十分に語ることはできないが、大阪の住民運動と府・市の政策が全国に影響を与えた教訓を環境問題に重点を置いて語ってみたい。

1. 關一と「住み心地よき都市（アメニティのある町）」

近代化と民主化が進み始めた大正の終わりから昭和の初め、大阪市は日本の都市政策の先端を走っていた。当時東京高商教授から大阪市の助役となり、次いで市長となり、近代大阪市の骨格を作ったのが關一である。彼は日本を代表する経済政策論・社会政策論の研究者であったが、市政を担当した 20 年の間に都市政策の基本を作った。彼の主な業績は次のようであった。

- (1) 産業基盤社会資本の建設（港湾・道路・橋梁・市電・地下鉄・電燈など）
- (2) 労働者・市民の住宅・生活環境（市場・託児所・病院・中之島公園など）
- (3) 教育・文化（大阪商科大学・大阪都市協会・図書館など）
- (4) 公害防止・環境（大阪衛生試験所・街路樹・緑化・大阪城）

市民参加はなく、行政中心であったが、市民からは「關さん」と親しく呼ばれ、葬儀には 8 万人が参列するほど慕われた。彼は「一の小道にも理想が貫かれねばならない」という哲学を持ち、「上を向いて煙突の数を数えるだけではだめだ、下を向いて労働者の生活を見よ」という都市社会政策論を作り実行した。彼は市政の目標はその後の都市政策の理想となる「住み心地よき都市」といっている。「都市格」という理念は彼が都市政策の科学化のためにつくった大阪都市協会の創立記念日に中川大阪府知事と彼の都市政策の共同者であった岡実が今後の大阪市の目標として述べたものである。中川は産業だけでなく図書館などの文化の充実によって都市格を挙げよといっ

た。岡実は大阪は天子のいる権力の「都」でなく人権を確立した市民の自由都市であれといった演説をした。私はこの 2 人の演説から、「都市格」こそ大阪が目指すべき目標とした。まさに大阪は権力のみやこの東京と違う自由な市民の自治・文化都市を理想とすべきで、關一はそのことを実行した。また当時の大阪の財界人も關を支える自由主義者がいた。たとえば宇治電（のちの関電）社長林安繁などは昭和 10 年にナチスの真似をした政府の統制経済を厳しく批判している。

この日本をリードした大阪の都市政治・経済・文化は戦争中の統制経済と戦後の占領行政に次ぐ中央集権的な行政と大企業の集積経済に従属して相対的に衰退する。

2. 革新自治体と公害裁判

一人あたりの国民所得が世界で 27 位でとなった今日、短期間にアメリカに次ぐ第 2 位となった高度成長を懐かしみ賛美する声大きい。しかしこの高度成長の政治経済構造が、世界を震撼させた公害を生み出した。1960 年代の大阪は今の中国の大都市よりも深刻な公害に覆われた。日本は欧米の研究者から近代化に伴うあらゆる公害が発生する「公害先進国」といわれた。企業は安全の投資を節約し、政府・自治体は高度成長政策に走って公害対策を行っていなかった。大学には公害・環境の研究機関は公衆衛生部門以外になく、多くの研究者は高度成長に協力し、公害の研究者はほとんどいなかった。庄司光さんと私が、1964 年に出版した『恐るべき公害』（岩波新書）が最初の公害の啓蒙書であった。この暗闇の状態を破ったのは住民の人権を守る公害反対の世論と運動であった。1963～4 年の有名な静岡県三島・沼津・清水の石油コンビナート反対運動が日本最初の環境アセスメントをして、政府の対策の不備を明らかにして勝利を収めたことが、市民運動を全国的に広げることとなった。欧米の研究者は日本の公害・環境政策は下からの住民の運動によって形成されたと評価している。

この市民の公害反対の世論と運動は 2 つの道を通じて、公害対策を前進させた。ひとつは市民の世論と運動を基底にして、労働運動と社共の革新政党が共同して、自民党政権に反対する革新自治体を作り、厳しい公害対策と被害者の救済をさせる政策をとらせたことである。東京の美濃部都政は企業に最高の公害対策を義務付ける条例を作って規制を強化した。この革新自治体の公害対策とそれを支持する国民の世論の圧力に屈して、1970 年 12 月政府は公害国会を開いて 14 の環境法を制定し、翌 71 年環境庁を発足した。これによって、初めて公害行政は軌道に乗った。

他方企業の力が強く公害反対の世論や運動の弱いところでは、被害救済の最後の手段として、公害裁判が始まった。これまでの公害の民事的救済は財産権の侵害を対象としていた。健康障害については病理学・工学的な個別の被害原因の立証が必要であり、複数の企業の原因物質で、集団的な被害をどのように救済するかは新しい課題であった。このため若い弁護士や研究者の努力で、疫学による被害の認定・共同不法行為・立地の過失などの新しい法理が作られ、企業に最高の公害防止義務を請求した。世論の圧力もあって、2 つの水俣病、イタイイタイ病、四日市公害の四大公害裁判は

すべて原告の勝訴に終わった。公害裁判の進行に恐れをなした財界の妥協もあって、1974年世界最初の公害健康被害補償法ができた。これは欠陥もあったが、行政による救済の道を開き、特に大気汚染患者の救済を進めた。

3. 大阪の住民運動と黒田府政・西淀川公害裁判など

高度成長期の大阪府と財界は東京圏に追い付き追い越すために素材供給の重化学工業が必要と考えて、環境の良い関西随一の海水浴場や住宅・保養地のある堺・泉北地域2000haを埋め立て、新日鉄、関西電力、三井系石油化学など約600の工場のコンビナートを誘致した。このコンビナートは大阪の工業全体の50%にあたる大気汚染物を排出し、これまでの公害に新しい公害を追加した。しかし経済的な寄与度は10%以下で、大阪の地域経済に寄与することは小さかった。府は四日市と違って、このコンビナートには公害はないといていた。堺から公害をなくす市民の会や科学者会議が1970年3月、地元の町内会の協力で行った大気汚染による疾患の調査で、40歳以上16%に達する慢性気管支炎などの症状が見つかり、あわてた府の追跡調査でも大気汚染の公害が発生していることが確認された。

大阪府はさらにコンビナートを拡張しようとしていたが、大阪石油化学の事故などが次々と発生し、公害反対の世論は広がり、堺市議会・高石市議会はコンビナート拡張に反対の決議をし、高石の議員は大阪府議会に座り込んだ。堺商工会議所はかねてコンビナートが地元の企業にはプラスにならず、公害の被害を受けていることを批判し、吉田久博会頭は公害反対の立場から府の拡張計画の再検討を求める声明を出した。1970年万博が開催され、その成功を誇示した左藤義詮知事が1971年再選のために立候補した。これに対して公害反対を掲げた憲法学者大阪市大教授黒田了一が社共と市民団体の支持で立候補した。万博の成果が大きいとしたマスコミの予想を覆して公害反対の黒田知事が誕生した。

約20年の革新自治体の時代の真ん中の8年間の黒田府政は環境・福祉・地方自治の面で成果を上げた。とくに全国に大きな影響を与えた行政は2つある。一つは大阪湾のその後の公害企業の立地を止め、先駆的な科学的環境行政を進めたことである。府は公害を基本的に解決するために主要企業の排出汚染物を徹底的に調べ、環境基準が達成できるための汚染総量から各企業の寄与度を決め、規制目標を明示した。それが「大阪環境管理計画」(BIGPLAN、1973年)である。これはおそらく当時の環境管理計画では世界のトップクラスの規制計画であり、総量規制を初めて実現し、他の地域の模範となった。また公害対策課の中にアスベストの対策係を置いた。この先駆的な行政は残念ながら環境庁がアスベスト対策に1985年まで全く動かなかったので、この係りも十分な調査はできず、継続しなかった。

もう一つは文化行政である。これまで文化行政組織は教育委員会にあり、教育行政の片隅に置かれていた。黒田府政は文化の向上を行政の最高目的に置き、行政として独立させた。これを立案するにあたって、梅棹忠夫、司馬遼太郎などが協力して、「下

司の文化」に陥り都市格を失った大阪を再生する出発点を作ろうとした。この行政の最終目的は文化にあるという提案は高度成長で非文化的な社会を変えたいという世論に乗って広がり、文化庁を動かし、神奈川県長洲知事はあらゆる行政に文化の香りがいると提唱した。全国で文化行政が花盛りとなったが、90年代後半に衰退し、橋下徹の手で、この遺産は破壊された。

1975年以降高度成長が終わると、企業と政府は環境政策を後退させた。NO₂の基準を三倍緩め、水俣病の患者切り捨てが始まり、大阪空港公害裁判の大阪高裁の差し止め判決を最高裁が否定した。さらに80年代に入り経済のグローバリゼーションが進むと、新自由主義の規制緩和、民営化、小さな政府の政策が進み、1988年公健法の第1種大気汚染患者の新規認定が打ち切られた。

この環境政策の全面後退に抗して、最も重要な役割を果たしたのは西淀川の住民運動であり、公害裁判闘争である。西淀川公害裁判は大阪湾岸の広域の環境汚染を告発し、さらに道路公害を含め、損害賠償だけでなく、差し止めを求めた画期的なものであった。同時に西淀川の公害反対住民運動は全国の被害者組織の結成を進め、対政府闘争の先頭に立った。これまでの公害裁判が弁護士を中心にしていたのに対し、西淀川公害裁判は被害者を中心に、消費者運動や労働運動など地域の住民運動を総合する新しいタイプの運動であった。これは川崎、名古屋南部、尼崎の裁判闘争の原型を開いた。これらの裁判はのちの東京の裁判を含めてすべて勝利和解をかちとった。とくに西淀川裁判で、損害賠償だけでなく環境再生の道を開いたことが画期的なことであった。つまり、もう二度と公害を出さないような環境を作るという未来の青空の地域を再生する公共性のある被害者の運動が踏み出されたのである。この住民運動としての公害裁判闘争の伝統は受け継がれ、2014年10月泉南石綿災害最高裁判決で、国の責任を認める画期的な判決を勝ち取ることになった。

80年代には公害から環境へ住民運動が展開したが、その中で全国の環境運動をリードしたのは、1979年結成された日本環境会議の地域版の大阪都市環境会議（大阪をあんじょうする会）である。これは中之島を守る会—中之島祭りと共同して、水都再生、中之島の景観改善、公会堂の保存をはじめ、ガス爆発の都市災害の防止、都心の盛り場の復活などを掲げ、都市政策の学習会を重ねて若い街づくりの活動家を育てた。80年代には市政に対し大きな社会的影響を持った。さらにあんじょうする会の提唱で全国の水郷水都会議、小樽運河の保全、琵琶湖保全などの運動を創ることに寄与した。残念なことに21世紀に入って、このあんじょうする会の運動は中断した。

これまでの府・市の政策はすべて東京の後追いをして失敗し、卑近な独自性を出そうとして下司の文化を作ってきた。大阪の経済・文化の独自性を生かして内発的な発展によって、「都市格」を回復したいという願望は良心的な経済人をも動かし、大阪ガスの社長大西正文は1992年大阪商工会議所会頭に就任するときに、私のところに相談に来て、今後の大阪商工会議所の基本理念を「都市格」の向上に置きたいとされた。残念ながらこの政策は受け継がれていない。

4. 大阪の住民運動の再生を

これからの大阪の政治は府民の世論や運動にかかっている。その目指すべき方向は歴史の教訓に学ぶことであろう。公害を克服できたのは人権を守るための住民の世論と運動であり、それは憲法の地方自治と三権分立という民主主義を最大限に生かした政策の成果である。現代の「都市格」は憲法を都市生活に生かすことである。

違憲の安保法制を制定し、憲法を改悪しようとする安倍内閣を退陣させなければならない。そのお先棒を担ごうとしているおおさか維新の会の力を阻止しなければならないだろう。大阪都構想を修正する副首都構想はこれまでの東京後追い政策の失敗の総仕上げのような最悪の都市政策である。なぜ大阪がセカンド東京にならねばならないのか。中央政府の下請け地域は都市とは言えない。

それは自治体ではない。副首都にこだわって、中央政権に尻尾を振って、政府機能の支店を作る制度作りに専念しては大阪の都市格はますます他の大都市に劣っていくことになるだろう。

いま戦争法制に反対し、原発の再開を止め再生エネルギーを開発し、TPPのような新自由主義の政策に反対する世論や運動が大きくなっている。革新自治体の時代と労働組合の社会運動としての力は弱くなっているが、自由な市民や学生の個性のある運動が始まっている。真面目な経済人や第9条は保持したいという保守的な階層を含めて、環境や文化の住民運動がこの新しい動きと共同し、憲法を守る自治体を創る潮流が進むことを期待したい。

(参考文献)

宮本憲一『都市政策の思想と現実』（有斐閣、1999年）

同 『戦後日本公害史論』（岩波書店、2004年）

同 『自治 平和 環境』（自治体研究社 2005年）

大西正文『都市格について』（創元社、1995年）

ジェフリー・E・ヘインズ・宮本憲一監訳『主体としての都市・関一と近代大阪の再構築』（勁草書房、2007年）

藤井聡・村上弘・森裕之『大都市自治を問う—大阪・橋本市政の検証』（学芸出版社、2015年）

中山徹他『大阪の都市政策を問う』（自治体研究社 2015年）

—講師の紹介— 宮本 憲一 大阪市立大学名誉教授、滋賀大学名誉教授

1930年、当時植民地であった台北（タイペイ）で誕生。15歳の時、猛勉強の末入学した「海軍兵学校」で終戦。戦争の惨状を広島駅で体験され、「戦争こそ最大の環境破壊」を原点とされました。その後、研究者の道を進まれ、金沢大学・大阪市立大学・立命館大学で教授を経て、滋賀大学学長を歴任され、自ら問題の現場に立ち調査・研究・提言をされるだけでなく、多くの学者・研究者を育てられました。私たち、公害・環境問題では、常に苦しい公害患者さんの現場に立ち、問題の本質を解明し、環境改善や予防対策の提言、何よりも汚染者・加害者へは厳しい批判を投げかけられ、環境保全運動を激励して頂きました。

特別報告 1

関西建設アスベスト大阪訴訟・地裁判決の報告

関西建設アスベスト大阪訴訟原告団・弁護団

■大阪地裁判決の位置づけ

本年1月22日（金）、関西建設アスベスト大阪訴訟の判決が言い渡されました。本判決は、全国3高裁5地裁で闘われる建設アスベスト訴訟において、横浜地裁、東京地裁、福岡地裁に続く4つ目の地裁判決です。

全国の建設アスベスト訴訟の現状

	首都圏建設アスベスト				九州	関西建設アスベスト		北海道	
	東京		神奈川			京都	大阪	北海道	
	1陣	2陣	1陣	2陣				1陣	2陣
2008.5.16	提訴								
2008.6.30			提訴						
2011.4.25								提訴	
2011.6.3						提訴			
2011.7.13							提訴		
2011.10.5					提訴				
2012.5.25			地裁判決 (敗訴)						
2012.12.5	地裁判決 (国勝訴)								
2014.5.15		提訴		提訴					
2014.11.7					地裁判決 (国勝訴)				
2015.6.12									提訴
2016.1.22	現在控訴審	現在地裁係属	現在控訴審	現在地裁係属	現在控訴審		地裁判決 (国勝訴)		
2016.1.29						地裁判決予定			現在地裁係属
2016.3.24								(結審予定)	
	東京(高10民)	東京(地)	東京(高5民)	神奈川(地)	福岡(高)	京都(地)	大阪(地)	札幌(地)	札幌(地)
原告数(*)	337	115	87	52	51	27	33	29	10
被害者数	308	115	75	45	29	26	19	25	8

*原告数については、死亡・受継に伴い変動している場合があります。

■判決の内容

1 国に対する請求

以下の点について国の違法が認められました。

- ①昭和50年～平成18年の間、防じんマスクを労働者に着用させることを事業主に義務づけなかった点
- ②昭和50年～平成18年の間、建材企業に石綿の有害性などの警告表示を行うことを義務付けなかった点、現場に警告表示の掲示を行うことを事業主に義務付けなかった点

これまでの判決の到達点	対国		対企業
	労働者(違法時期)	一人親方	
横浜地裁	×	×	×
東京地裁	○(S56年～)	×	×
福岡地裁	○(S50年～)	×	×
大阪地裁	○(S50年～) (H7年～)	×	×

- ③ 平成7年～平成16年の間、クロシドラト（青石綿）、アモサイト（茶石綿）だけでなく、クリソタイル（白石綿）の製造使用を禁止しなかった点

【前進した点】

①の防じんマスクと②の警告表示について、違法を認める時期が広がった東京地裁は、昭和56年～、福岡地裁は、昭和50年～平成7年に対し、大阪判決は、昭和50年～平成18年の違法を認め、長期間にわたる国の違法を認めました。

③の製造禁止を初めて認めた

全国で初めて製造禁止の主張が認められました。

【認められなかった点】

これまでの3判決と同様「一人親方」の救済は、今回も認められませんでした。

判決の挙げる理由は、「労働安全衛生法、建築基準法、労災保険法といった各法律は、いずれも法律の目的からして一人親方、個人事業主を保護対象としていない」ということに尽きます。これまでの判決と同じであり、建築現場の実態からかけ離れた不当な判断です。

2 企業に対する請求 【判決の結論】

今回も、建設現場でどの建材が使われたのか特定できないとして、企業に対する請求は、認められませんでした。

判決は、原告が実際に使用した建材の製造時期、場所、販売時期、内容を特定していないなどを理由として挙げていますが、これは不可能を強いるものです。

全体として、「結論ありき」の判断であり、説得力のある判決ではありません。

【判決から言えること】

国の違法性に関する判断は、企業が、石綿建材を製造販売するにあたり、適切な警告表示を行わなかったこと、白石綿（クリソタイル）の危険性が明らかになり、建設現場では管理使用ができないにもかかわらず、平成7年以降も製造販売を続けたことを当然の前提としています。従って、判決の内容からすれば、建材企業の違法行為を認めていることは明らかです。

■本判決の意義、今後の裁判

大阪判決をもって、東京判決、福岡判決に続き、3度国の責任が認められました。今回の判決で国の責任を認める司法判断の流れはゆるぎないものになりました。本判決の意義は次の3点に集約されます。

1. 国が規制権限を怠った違法期間が、昭和50年から平成18年までの31年間という非常に長期にわたって認定されたこと
2. 国の根本的な施策（石綿の製造使用禁止）の違法が認定されたこと
2. 企業責任は認められなかったものの、企業の違法行為を当然の前提として認めていること以上からすれば、本判決は、今後、国が率先して救済基金を創設するよう訴えていくにあたり、大きな力となるものです。
3. しかし、過去2つの判決から前進した面もありますが、最大の課題である「一人親方の救済」「企業責任の追及」が認められず、到底納得できるものではありません。控訴期限は2月5日です。控訴を行い、全面解決に向けて、被害者全員が救済されるまで闘います。

建設アスベスト訴訟
(大阪訴訟・京都訴訟)

国会通信

関西建設アスベスト訴訟原告団・弁護団
2016年1月22日

国は救済基金の創設を！

本日午後2時、大阪地方裁判所第16民事部（森木田裁判長）は、建設アスベスト被害に対し、国の責任を認める判決を言い渡しました。国の責任が認められたのは、東京地裁、福岡地裁に続く3つ目の判決です。

今回の判決では、国の違法原因として、これまでにも認められていたマスクの使用義務付けと警告表示の規制権限不行使に加え、初めて、平成7年時点において、白石綿（クリソタイル）含む全ての石綿の製造等を禁止すべきであったと判断しました。

他方、一人親方の救済については、認められず、また、企業責任についても、共同不法行為の成立を否定しました。これらの点は、絶対に許せません。

本判決をもって、国の責任を認める司法判断の流れは動かしがたいものとなりました。今こそ、国が率先して、建設作業従事者のアスベスト被害を救済する補償基金制度の創設を行うべきです。

二度国の責任を認める！

命あるうちに解決を！
大阪訴訟の原告は、提訴後4名の原告が亡くなりました。現任被害者19名中13名が遺族です。全国でも毎年建設作業従事者から新たなアスベスト被害が発生し続けています。今こそ「命あるうちの解決早期」に向けて、政治による解決に期待が寄せられています。

院内集会のご案内

- ★全建総連アスベスト請願署名提出院内集会
日時：2016年1月27日（水）12時～
場所：衆議院第一議員会館「大会議室」
- ★京都判決報告院内集会
日時：2016年1月29日（金）16時～
場所：参議院議員会館「講堂」
多数ご出席の上、ご挨拶をお願いいたします



一週間後は京都判決！
1月29日（金）午後2時半
京都地方裁判所にて

これまでの判決の到達点	対国		対企業
	労働者（違法時期）	一人親方	
横浜地裁	×	×	×
東京地裁	○(S56年～)	×	×
福岡地裁	○(S50年～)	×	×
大阪地裁	○(S50年～) (H7年～)	×	×

建設は最大の被害現場、建設アスベストの被害救済と根絶を！

声 明

2016年1月22日

関西建設アスベスト大阪訴訟原告団・弁護団

関西建設アスベスト訴訟統一本部

1. 大阪地方裁判所第16民事部（森木田邦裕裁判長）は、本日、関西建設アスベスト大阪訴訟（原告数33名被害者19名）において、国の責任を認め、総額9746万円の支払いを命じる原告勝訴の判決を言い渡した。

本訴訟は、建設現場で働く中で、石綿建材から発生した石綿粉じんにはく露し、石綿肺、肺がん、中皮腫などの深刻な病に罹患した建設作業従事者とその遺族が、石綿建材を製造販売した建材企業と規制を怠った国に賠償を求めたものである。本判決は、全国3高裁・5地裁で争われている訴訟のうち、横浜地裁判決、東京地裁判決、福岡地裁判決に続く4番目のものである。

2. 本判決は、建設アスベスト被害について、東京地裁判決、福岡地裁判決に続き三度国の責任を認めた。泉南アスベスト被害については、一昨年の最高裁判決をもって国の責任が確定しているが、建設アスベスト被害についても、国の責任を認める司法判断の流れは、もはやゆるぎないものとなった。もっとも本判決は、いわゆる「一人親方」については労働安全衛生法の保護対象に含まれないとして救済を拒否した。これは、労働者と同様に建設現場で働き、アスベスト被害を受けた一人親方の実態から目をそらす極めて不当な判断と言わざるをえない。
3. また、本判決は、原告らが、個々の被害者ごとに、ばく露した可能性が特に高い建材を特定したにもかかわらず、建材企業の責任を全て否定した。これは、利益追求のためアスベストの危険性を隠蔽して、石綿建材の製造・販売を継続した建材企業を免責するものであり、許しがたい。
4. 本判決は、三度国の責任を認めたことに大きな意義がある。また、新たに平成7年時点において、白石綿を含む全ての石綿の製造等を禁止する規制権限を行使しなかったことが違法であると判断した点も重要である。本判決が建材企業の共同不法行為責任を否定した点、一人親方を救済しなかった点は不当であるが、被害者らが、石綿関連疾患に罹患したのは、建材企業らが製造・販売した石綿建材が原因であり、建材企業が被害者救済に責任を負うべきこと、一人親方も本来救済の対象とされるべきことは何ら揺るがない。
5. 本訴訟では被害者19名のうち、すでに13名が亡くなっており、原告らの「命あるうちに救済を」の願いは切実である。

国及び建材企業らは、本判決を真摯に受け止め、一人親方を含む全ての建設アスベスト被害者が早期に救済されるよう、「建設作業従事者にかかる石綿被害者補償基金制度（仮称）」を創設すべきである。また、国は、解体・改修工事等、建設現場でのアスベスト飛散を防止するために万全の対策を行い、将来の被害発生を完全に防止すべきである。

私達は、アスベスト被害の救済と根絶のため、全国の被害者、支援者、および市民と連帯して、今後も奮闘する決意である。

以上

特別報告 2 COP21 合意、日本の評価と今後の問題

早川光俊 (CASA 代表)

COP21の成果と課題

NPO法人地球環境市民会議 (CASA) 専務理事
早川光俊 (弁護士)

CASA

IPCC第5次評価報告書の警告

- 産業革命前からの平均気温の上昇が**2℃を超える**と様々なリスクが**上昇**する。
- CO2累積総排出量と平均気温上昇は比例関係。**現在の排出量で推移すると30年足らずで2℃を超える。**
- 2℃未満に抑制するためには、温室効果ガス排出量を**2050年に40~70%、2100年にゼロ乃至マイナス**にする必要がある。
- 今後30年間の対策を怠ると、後戻りができなくなる可能性が高くなる。**

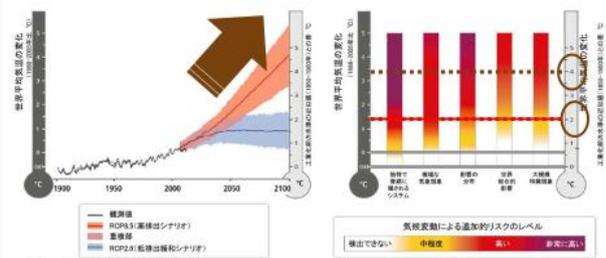
CASA

5つの懸念

- ① 独特で脅威に曝されているシステム**
 - * 北極の海氷やサンゴ礁の減少
- ② 極端な気象現象**
 - * 熱波、極端な降水及び沿岸洪水
- ③ 影響の分布**
 - * リスクは偏在。恵まれない境遇にある人々や地域社会により大きいリスク。
- ④ 世界総合的な影響**
 - * 生物多様性及び世界経済など世界全体への影響
- ⑤ 大規模な特異事象**
 - * 大規模かつ不可逆的な氷床消失による海面水位上昇等

CASA

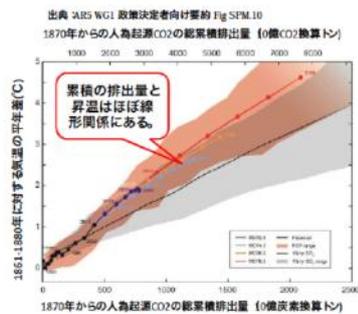
現状では4℃の上昇へ？



CASA

2℃を超えるまで30年足らず

- CO₂の累積総排出量と平均気温の上昇は比例関係。
- 2℃未満に抑えるための、累積総排出量は約2兆9000億トン。すでに約1兆9000億トンを排出し、残された量は約1兆トン。現在の排出量は年350億トン。29年で1兆トン。



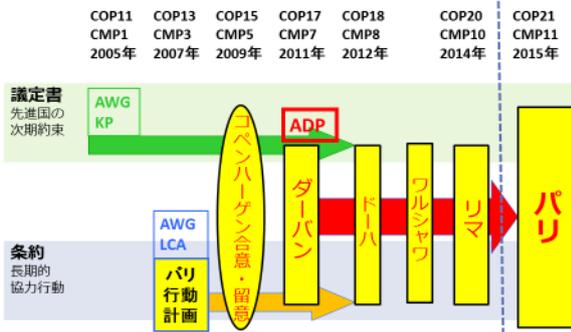
CASA

国際交渉の経緯

- 1992年 気候変動枠組条約に合意
- 1995年 COP1：ベルリンマンデート
- 1997年 COP3：京都議定書を採択
- 2001年 COP7：運用ルールの最終合意成立
- 2005年 京都議定書発効
- 2007年 COP11/CMP1：議定書AWGの交渉開始
- 2007年 COP13/CMP3：パリ行動計画(条約AWG)の交渉開始
- 2009年 COP15/CMP5：コペンハーゲン合意を「留意する」との決定
- 2010年 COP16/CMP6 (カンクン合意)
- 2011年 COP17/CMP7 (ADP開始)
- 2014年 COP20/CMP10 (リマからの要請)
- 2015年 COP21/CMP21 (フランス/パリ)

CASA

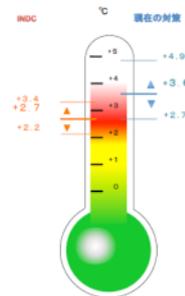
COP21(パリ)までの経過



ADP: 行動強化のためのダーバン・プラットフォームに関する特別作業部会

削減目標の提出状況 (2015/10/1)

- 147カ国が提出。
- 締約国の75%、2010年の排出量の86%。
- 条約事務局は、2℃目標に足らず、2100年には2.7℃の上昇を予測。
- 12/15までに187カ国が提出。締約国の排出量の98.6%。



出典: Climate Action Tracker

COP21の概要

- 11/30~12/10
- フランス・パリ郊外のブルージュで開催
- 経過
 - 11/29 ADP開始
 - 11/30 COP21開会。150カ国の首脳が集まる (Leader's Event)
 - 12/7 閣僚級の交渉開始
 - 12/9 最初の議長案
 - 12/10 二回目の議長案
 - 12/11 議長最終案の提示/パリ協定とCOP3決定の採択



- 12/11の採択の瞬間 (中央がファビウス議長。その左がフェゲレス条約事務局長。)
- 会場内は総立ちで、5分以上拍手が鳴り止まず。
- 涙を流している交渉官もいた。

目的 (2条) とビジョン (4条)

- **2℃目標 (十分に下回る) を協定の目標とし、1.5℃への抑制を努力目標**
- 2℃目標達成のため、できるだけ速やかにピークアウトし、**今世紀後半に人為的排出量の実質ゼロ**
- **5年ごとの目標の提出**
 - 各国の目標はそれまでのその国の目標を超え、その国ができる最も高い削減水準であること
- **長期の低炭素発展戦略の作成**

削減に関するCOP決定

- **長期の低炭素発展戦略を、2020年までに提出を要請 (para36)**
- 2016/5/2までに統合報告書の更新を事務局に要請 (para19)
- 2018年に促進的対話を行い、2020年までに2025年目標の国は次の目標の提出、2030年目標の国は現在の目標の引き上げ、確認することを要請 (para21、23、24)
- 関係するCMAの会合の**少なくとも9-12か月前に、目標を事務局に提出すること (para25)**
 - * 事前協議 (ex-ante)

資金供与

- 先進国の資金提供義務（9条1）。
 - 他の締約国（先進国以外）も自発的に支援を提供することができる。
- 2020年以降の資金の目標
 - 具体的な数値目標は記載されず。
 - 2025年まで、先進国が1000億ドルの資金動員を引き続き行う意思があること、**2025年までに1000億ドルを下限とする資金の世界目標を設定する。**
- 先進国は2年ごとに資金に関する情報を提供。

CASA

透明性の枠組みと全体の検証

- 行動と支援の透明性について、先進国と途上国に共通の1つの枠組みの設置。但し、能力に応じて途上国に13条の実施に柔軟性（13条2）
 - 共通の方法・手続・指針。
 - 情報提供義務
- 目的と目標達成に向け、**進捗状況を定期的に評価・検証する（global stocktake）**
 - 2023年に最初のglobal stocktake。
 - 2020年までに2025年目標の国は次の目標の提出、2030年目標の国は現在の目標の引き上げ、確認をすることを要請。

CASA

パリ協定をどう見るか

- 現在の国際状況の中では**大きな成果**。
- IPCCAR5などの最新の科学を踏まえて、**国際社会が目指すべき目標・ビジョンを明確化**。
 - 2℃及び1.5℃目標
 - 今世紀後半に排出と吸収バランスさせる＝実質ゼロ
- 現在の目標（INDC）では2℃目標に足りないことから、これを**引き上げるプロセスに合意**。
- 187カ国がINDCを提出し、パリに150カ国の首脳が集まったことで、世界全体で地球温暖化問題に取り組む機運が醸成された。

CASA

何故パリ協定に合意できたのか

- **COP15の失敗の教訓**。ここで合意に失敗すると後が無い。
 - アメリカの政治事情（2016年は大統領選挙の年）
- **フランスの采配**
 - 会議冒頭に世界の首脳150名を集め、合意への機運の醸成。
 - 徹底した透明な合意プロセス（インタバ方式）
- **オバマの戦略（+ E U）**
 - G7、G8の活用。中国・印のトップの同意
- **経済・社会的な条件**
 - 再生可能エネルギーの急速な普及、コストの低下。
 - アメリカのシェールガス、中国の大気汚染。

CASA

パリ協定の課題

- 現在提出されている目標(INDC)では**2℃目標には十分ではない**。
 - 2015/10/1現在のINDCでは、2.7℃の上昇。
- **アメリカの状況に配慮して、義務化を回避**。
- **パリ協定は始まり。実効性に問題。実効性を高めるための強固な国際ルールが課題**。
- 各締約国の誠実な対策の前進が鍵。

CASA

日本の課題

- **パリ協定の目的・目標に見合った政策と行動計画の策定**。
 - 2020目標、2030年目標の改定。
- **エネルギー基本計画、長期エネルギー供給見通しの改定**。
 - 2030年原発比率20～22%は非現実的。省エネ、再エネの推進で担保する必要がある。
 - 2030年石炭26%もパリ協定に逆行。
- **これからが正念場**

CASA

特別報告 3

ソラダス 2016 について

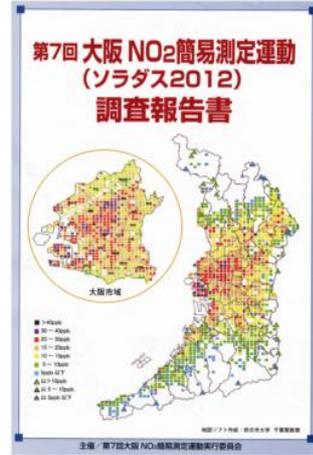
西川榮一（神戸商船大学名誉教授 ソラダス委員長）

「ソラダス2016」への参加を 大阪府全域の二酸化窒素いっせいで測定

- ソラダス2016主な内容と日程
- 大阪の大気汚染の現況
- 「ソラダス2016」の目的

「ソラダス2016」西川榮一
2016年1月30日
大阪から公害をなくす会/公害デー

ソラダス2012
報告書表紙



『ソラダス2016』の主な内容・ 目的

- メッシュ測定による大阪全域の汚染分布
および汚染スポットの把握
- 自主測定による、それぞれの目的(道路沿
道汚染、環境学習など)に応じた測定運動
- 健康アンケートの充実
すべての測定参加者・ご家族など
全域及び大阪市・高濃度汚染域(湾岸域)
- 高校生参加など測定運動の普及充実

ソラダス2016 主な日程

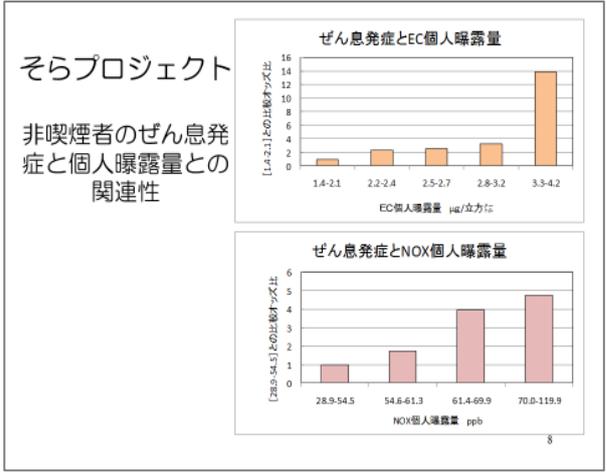
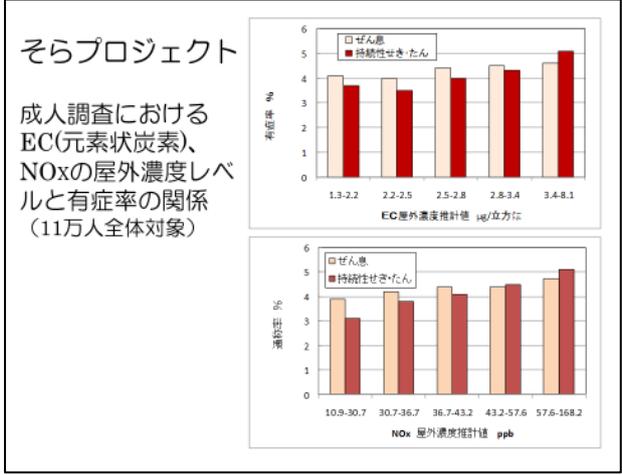
15年6月～ 16年3月	*測定運動組織づくり(中央と各行政区) *カプセル・健康アンケート・カプセル設置の地図づくり
4月6日	実行委員会総会(測定体制と作業日程・内容の確認)
4月29日	みんなでカプセルの紙入れ作業、カプセルとアンケート用紙配布
5月19日木 ～20日金	*カプセル設置 19日18時 *カプセル回収 20日18時
5月1日～6月5日	健康アンケート
6月5日	みんなでカプセルのNO2分析作業、健康アンケート回収
6月～10月	測定データの分析と整理
11月か12月	ソラダス2016測定結果の中間報告(「測定研」シンポ)
17年1月	ソラダス2016結果報告とパンフレット配布(「公害デー」)

環境省「そらSORAプロジェクト」 「局地的大気汚染の健康影響に関する疫学調査」

- SORA(自動車排出ガスと呼吸器疾患との関連についての研究調査)
幹線道路沿道における自動車排出ガスへの曝露とぜん息の発症等との
関連性について疫学的に評価すること
- 調査期間 2005～2009年
- 調査内容
 - ◇学童 ぜん息発症のコホート(追跡)調査 57小学校12500人、
幼児 ぜん息発症の調査 1歳半及び3歳健診 9市区6万人
 - 成人 ぜん息発症、COPD(慢性閉塞性肺疾患)有症の調査 9市区11万
人
 - ◇自動車排ガス曝露(EC元素状炭素及びNOx) 個別曝露量推計
 - ◇対象地域 関東、中京、関西の幹線道路
関西:茨木市、摂津市、門真市(大阪中央環状)、大阪市(国道43号
)、尼崎 市、西宮市、芦屋市(国道43号)、他

そらプロジェクト調査結果の概要 2013年5月23日発表

- 学童調査
 - ◇「自動車排出ガスへの曝露とぜん息発症との間に
連性が認められた」
 - ◇影響の程度については、曝露量推定に不確実性大き
いため、確定するのは難しい。
- 成人調査
 - ◇ぜん息発症とEC曝露濃度帯とのオッズ比統計学的に有意
 - ◇持続性せき・たんの有無とEC及びNOx屋外濃度推計値とのオッズ比
統計学的に有意
 - ◇COPDについても一部の解析で、関連性が統計学的に有意
等の結果が出たが、全体として関連性の結論づけできない
- 関連性注視必要、リスク低減に向け一層の対策は当然必
要



環境省 「大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査」の調査方法

	3歳児調査	6歳児調査
健康調査	全国37自治体に委託し、調査対象地域在住の3歳児の家庭に対して、保護者が記入する方式の環境省版ATS-DLD簡易調査票を送付・回収。	全国38自治体に委託し、3歳児調査対象地域を含む学区に通学する公立小学校等の1年生の家庭に対して、保護者が記入する方式の環境省版ATS-DLD簡易調査票を配布・回収。
環境調査	調査対象地域及びその周辺の一般環境大気測定局におけるNO ₂ 、NO _x 、SO ₂ 及びSPMの平成22年度から平成24年度の年平均値の3ヶ年平均値から、対象者ごとにその居住地点での大気汚染物質背景濃度を推定。	
全地域	3歳児 対象者数87,121 回収数73,085 83.89% 6歳児 84,735 73,781 87.07%	

大気汚染に係る環境保健サーベイランス H25年度結果 環境省、NO₂健康影響を初めて認める 3～6歳児のぜん息発症率が増加する 2015年12月18日発表

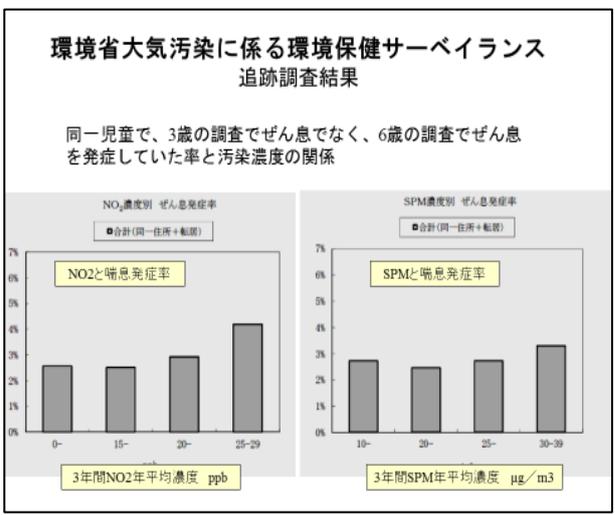
<誤>	<正>
ぜん息発症率について、どのような要因が関連するかを検討したところ、性別(男児)、本人及び親のアレルギー疾患既往(あり)について有意な関連性を示す結果が得られた。	ぜん息発症率について、どのような要因が関連するかを検討したところ、性別(男児)、昼間の保育者(保育所)、本人及び親のアレルギー疾患既往(あり)について有意な関連性を示す結果が得られた。また、大気汚染物質については、有意な関連性を示す結果は得られなかった。

【補足】ぜん息発症率については、大気汚染(NO₂、NO_x)とぜん息の発症に有意な関連性が認められた(NO₂オッズ比: 1.13、95%信頼区間[1.01-1.27]、NO_xオッズ比: 1.10、95%信頼区間[1.03-1.19])。

環境省大気汚染に係る環境保健サーベイランス調査 オッズ比による検討結果

オッズ比 調査対象者の内でぜん息発症した人と発症しなかった人の比
オッズ比 2つのグループAとBそれぞれのオッズの比、PA/PB
オッズ比が1より大きいと、Aグループの方が発症率が高い

項目	濃度/レベル	オッズ比	有意性
NO ₂	10ppbあたり	1.13	*
NO _x	10ppbあたり	1.10	*
SO ₂	10ppbあたり	0.81	
SPM	10µg/m ³ あたり	1.07	
性別	男児	1.34~1.36	*
	女児	1.00	
家庭内喫煙	母親	1.26~1.29	
	母親以外	1.13~1.15	
	なし	1.00	



国際がん研究機関(IARC/WHO) 2013年10月18日
大気汚染の発がん性を初めて認定

- 屋外大気汚染を発がん性G1と認定（肺がん）
膀胱がんの発がんリスクも高めると注意
 - 粒子状物質PMもG1と認定
 - 汚染レベルが上がれば発がんリスクも高くなる
 - 大気汚染、PMの組成や濃度は地域によって大きく異なるが、
発がん性は世界全体にわたって認められる
- IARCの発がん性認定の確からしき分類
- Group1 ヒトに対する発がん性が認められる
 - Group2 ヒトに対する発がん性があると考えられる
2A probablyおそらく 2B possibly疑われる
 - Group3 人に対する発がん性がある物質群には分類できない
 - Group4 ヒトに対する発がん性はおそらくない

国際がん研究機関(IARC/WHO)2013年10月18日
大気汚染の発がん性を初めて認定

(「ジュネーブ時事の報道」岡大類教教授講演スライドから引用)
大気汚染「がんの原因」=因果関係、初めて認定-WHO

【ジュネーブ時事】世界保健機関(WHO)の専門組織である国際がん研究機関(IARC、本部仏リヨン)は17日、大気汚染ががんの原因になるとする初の研究結果を発表した。中国で深刻化している微小粒子状物質「PM2.5」など、開発途上国では経済発展とともに大気汚染が広がり、がん患者が増える恐れがあると警戒している。

IARCは過去数十年にわたり、100万人以上を対象に研究を実施。汚染された空気と肺がんなどの発症に「十分な科学的根拠がある」と結論付けた。2010年に世界で22万3000人が汚れた空気を原因とする肺がんで死亡したと推計した。

空気を汚染する物質としてディーゼル車の排ガス、ベンゼンなどの化学溶媒、金属、ほこりなどを指摘。自動車などの交通機関、発電機、焼き畑農業、家庭用暖房などを排出源として挙げた。

汚染された空気とともに、空気中に浮遊するPM2.5などの呼吸器疾患の原因となる粒子状物質(PM)も「肺がんの発症リスクを高める」と警告している。(2013/10/18-00:59)

2014年度
大阪常時監視局
二酸化窒素NO₂
年平均濃度

一般環境局
データのある66局
のうち
15ppb以上の38局

自動車排ガス局
40測定局のうち
データのある36局
すべて

一般局/測定局名	平均値ppb 2014年度
●南港中央公園	24
●九条南小学校	23
●北花区役所	21
●今富中学校	21
●国設大阪 東成区	20
●平尾小学校	20
●淀中学校	20
●清江小学校	20
●播磨中学校	20
高石消防署高師派出所	20
●萱北小学校	19
少林寺(堺市)	19
三宝(堺市)	19
第二測定局 伏日、守口市	19
大塚高校(松原市)	19
門真市南	19
●臨山中学校	18
●大宮中学校	18
石津(堺市)	18
●野中小学校	17
●聖賢小学校	17
吹田市垂水	17
第一測定局 金田	17
島本町役場	17
千成(豊中市)	16
川園(吹田市)	16
守口府民健康プラザ	16
第三測定局 鶴、守口市	16
八尾府民健康プラザ	16
門真市役所	16
東大阪市西保健センター	16
浜寺(堺市)	15
深井(堺市)	15
美原(堺市)	15
楠葉(枚方市)	15
茨木市役所	15
茨屋川市役所	15
藤井寺市役所	15

自排局/測定局名	年平均ppb 2014年度
●今里交差点	33
●住之江交差点	29
八尾太子堂	29
●出来島小学校	27
中環石原(堺市)	27
●鶴田新道	26
●北粉浜小学校	26
●新森小路小学校	26
●茨田中学校	26
●机全町交差点	25
●海老江西小学校	25
高岸(堺市)	25
緑が丘(高槻市)	25
播津市役所	25
●上新庄交差点	24
高槻市役所	24
招提(枚方市)	23
西名阪柏原旭ヶ丘	23
堺市役所	22
美原丹上(堺市)	22
吹田簡易裁判所	22
東大阪市環境衛生監視センター	22
●菟孫子中学校	21
豊中市役所	21
淀川工業高校	21
天の川下水ポンプ場(津和野市)	20
長尾(枚方市)	20
国設四條畷	20
常盤浜寺(堺市)	19
阪和深井畑山(堺市)	19
千早(豊中市)	19
松原北小学校	19
カモボールMBS(葛石市)	18
岸和田市役所	17
外環河内長野	15
末広公園(泉佐野市)	14

政令21都市比較 大気汚染(2013)

表1 政令21都市の主な大気汚染物質の年平均濃度比較(各汚染物質濃度の高い都市順並び) <資料>大都市

微小粒子状物質(PM2.5)濃度 μg/m ³		二酸化硫黄 ppm		二酸化窒素(NO2)濃度 ppm		光化学オキシ ppm		浮遊粒子状(SPM)物 mg/m ³					
一般局	自検局	一般局	一般局	自検局	一般局	一般局	一般局	一般局	一般局				
札幌市	7.8	相模原市*	札幌市	0.001	新潟市	0.01	新潟市	0.009	仙台市	0	札幌市	0.011	
仙台市	12	札幌市	10.1	仙台市	0.001	浜松市	0.01	浜松市	0.013	東京都区部	0	仙台市	0.016
新潟市	12.7	新潟市	12.3	相模原市	0.001	熊本市	0.01	仙台市	0.017	相模原市	0	新潟市	0.018
静岡市	13.2	仙台市	12.5	新潟市	0.001	仙台市	0.01	福岡市	0.018	京都市	0	京都市	0.018
浜松市	13.5	静岡市	13.2	名古屋市	0.001	静岡市	0.01	熊本市	0.018	札幌市	0	相模原市	0.019
相模原市	13.7	浜松市	13.2	さいたま市	0.002	広島市	0.01	札幌市	0.019	千葉市	0	千葉市	0.02
千葉市	14.2	千葉市	14.6	千葉市	0.002	岡山市	0.01	岡山市	0.019	大阪市	0	川崎市	0.02
さいたま市	14.8	京都市	16.4	東京都区部	0.002	福岡市	0.01	横浜市	0.021	北九州市	0	浜松市	0.02
川崎市	15	川崎市	16.6	川崎市	0.002	札幌市	0.01	名古屋市	0.021	さいたま市	0	さいたま市	0.021
神戸市	15.1	横浜市	16.6	横浜市	0.002	京都市	0.01	京都市	0.021	横浜市	0	静岡市	0.021
横浜市	15.4	神戸市	16.9	静岡市	0.002	千葉市	0.01	静岡市	0.022	名古屋市	0	神戸市	0.021
京都市	15.6	東京都区部	17	浜松市	0.002	相模原市	0.01	神戸市	0.022	岡山市	0	東京都区部	0.022
東京都区部	16.5	名古屋市	17.9	広島市	0.002	神戸市	0.02	広島市	0.022	川崎市	0	名古屋市	0.022
名古屋市	16.5	熊本市	18.1	北九州市	0.002	北九州市	0.02	さいたま市	0.024	堺市	0	堺市	0.023
堺市	17	岡山市	18.3	福岡市	0.002	さいたま市	0.02	千葉市	0.024	熊本市	0	福岡市	0.023
広島市	17.2	堺市	18.4	熊本市	0.002	横浜市	0.02	堺市	0.024	静岡市	0	大阪市	0.024
大阪市	17.5	福岡市	18.4	京都市	0.004	名古屋市	0.02	大阪市	0.027	浜松市	0	北九州市	0.024
岡山市	18	広島市	18.6	神戸市	0.004	堺市	0.02	川崎市	0.027	神戸市	0	岡山市	0.025
北九州市	18.5	北九州市	18.8	岡山市	0.004	東京都区部	0.02	北九州市	0.027	広島市	0	広島市	0.025
福岡市	18.5	大阪市	18.9	大阪市	0.005	川崎市	0.02	東京都区部	0.028	福岡市	0	横浜市	0.026
熊本市	19.4	さいたま市	20.3	堺市	0.006	大阪市	0.02	相模原市	0.029	新潟市	0	熊本市	0.026

政令21都市比較 お主な死因の死亡率(2013)

表5 悪性新生物および主な死因の人口10万人当り死亡率比較 <資料>大都市比較

悪性新生物総数	気管、気管支及び肺のがん	心疾患 (高血圧性を除く)	脳血管疾患	肺炎					
川崎市	214.2	相模原市	44.5	福岡市	75.0	福岡市	51.8	仙台市	51.9
相模原市	228.3	浜松市	45.0	川崎市	95.7	相模原市	65.8	川崎市	59.5
さいたま市	234.2	仙台市	45.6	仙台市	99.6	広島市	67.2	相模原市	60.0
仙台市	235.9	熊本市	46.1	横浜市	111.8	さいたま市	67.2	福岡市	67.6
福岡市	237.7	横浜市	46.3	札幌市	118.1	横浜市	68.2	浜松市	68.8
浜松市	239.1	福岡市	47.1	さいたま市	118.9	川崎市	68.3	横浜市	69.1
広島市	241.1	広島市	48.3	名古屋市	124.0	熊本市	69.9	広島市	72.9
横浜市	243.9	川崎市	48.3	相模原市	124.1	堺市	70.9	東京都区部	73.1
熊本市	244.7	さいたま市	49.3	東京都区部	125.1	東京都区部	71.4	さいたま市	75.0
東京都区部	252.8	東京都区部	49.3	千葉市	128.8	札幌市	71.5	千葉市	75.9
千葉市	254.3	千葉市	49.8	浜松市	132.0	名古屋市	73.2	札幌市	76.3
岡山市	255.2	岡山市	53.7	北九州市	132.9	千葉市	73.4	静岡市	78.3
名古屋市	268.3	名古屋市	55.2	広島市	133.7	仙台市	78.7	熊本市	78.6
京都市	287.7	神戸市	59.0	岡山市	134.3	大阪市	79.0	名古屋市	79.0
神戸市	292.8	静岡市	60.0	熊本市	135.9	京都市	79.1	神戸市	83.8
札幌市	293.0	堺市	60.9	大阪市	140.5	神戸市	79.6	岡山市	87.0
静岡市	295.2	京都市	61.3	神戸市	142.8	岡山市	88.2	京都市	89.6
堺市	299.5	新潟市	63.0	新潟市	147.0	北九州市	94.2	堺市	95.4
新潟市	307.3	札幌市	64.7	堺市	147.6	静岡市	98.5	新潟市	99.8
大阪市	310.1	大阪市	68.4	京都市	154.5	浜松市	108.6	大阪市	112.1
北九州市	340.0	北九州市	69.4	静岡市	165.3	新潟市	109.8	北九州市	115.9

ソラダス2012 NO₂と健康アン ケート結果 大阪3地域別の 比較

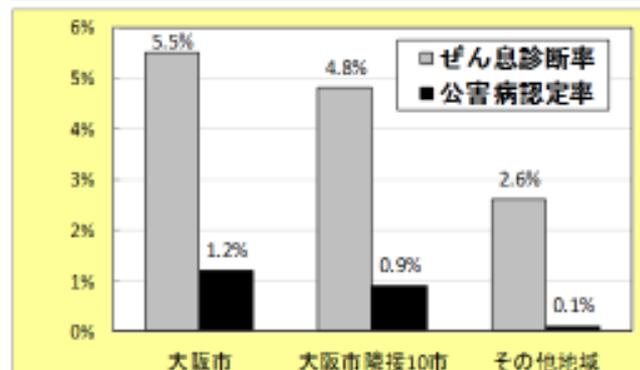
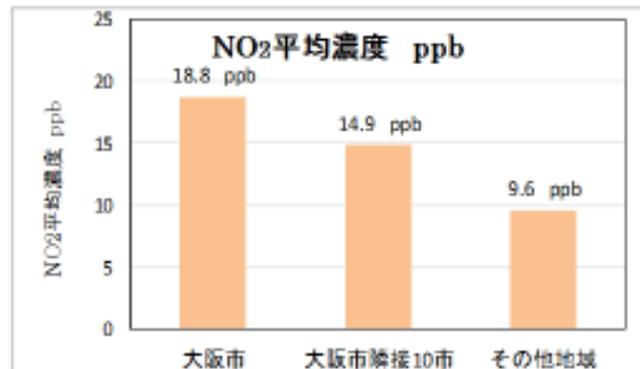
大阪を3地域に大別

- ・大阪市
- ・大阪市隣接10市

豊中、吹田、摂津、守口、門真、
大東、東大阪、八尾、松原、堺

- ・その他地域

■「ソラダス2016」では、よ
り充実した健康アン
ケートを行いたい



[参考1] 現行のNO₂環境基準とその評価について

- 1978/7/11 環境基準改正(緩和) 1日平均98%値0.04~0.06ppm
- 1978/7/17 環境庁大気保全局長の通達
- ◇改正は公対審答申の指針を最大限尊重して行われた
(公対審指針) 短期暴露については1時間暴露として0.1~0.2ppm。
長期暴露については年平均値として0.02~0.03ppm
- ◇改正された基準について
 - * 指針は**十分安全性が考慮**されている、
 - * 新環境基準は、国民の健康を十分保護し得るものであり、環境基準の改定によつて国民の健康保護に問題の生ずるおそれはなく、また**これを超えたからといって直ちに疾病又はそれにつながる影響が現われるものではない。**
- ◇環境基準の評価
1日平均値の年間98%値が**0.06ppm以下の場合には環境基準が達成**され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する
- この**通達が現在も適用**されている。環境アセスメントの判断基準でもこの評価が使われ、**0.06ppm以下であれば問題ないとされている**

[参考2]

環境基本法からみた現行環境基準について

- 1978/7/17大気保全局長通達について
最近の環境省の調査結果からみると、通達の環境基準の取り扱いや基準達成の評価は検討が必要と考えられる
- 環境基本法 第16条 環境基準
政府は、大気の汚染…に係る環境上の条件について…人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定める。
- 2 略
- 3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
- 4 政府は、…第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

文書報告①

石炭火力発電所をめぐる諸問題

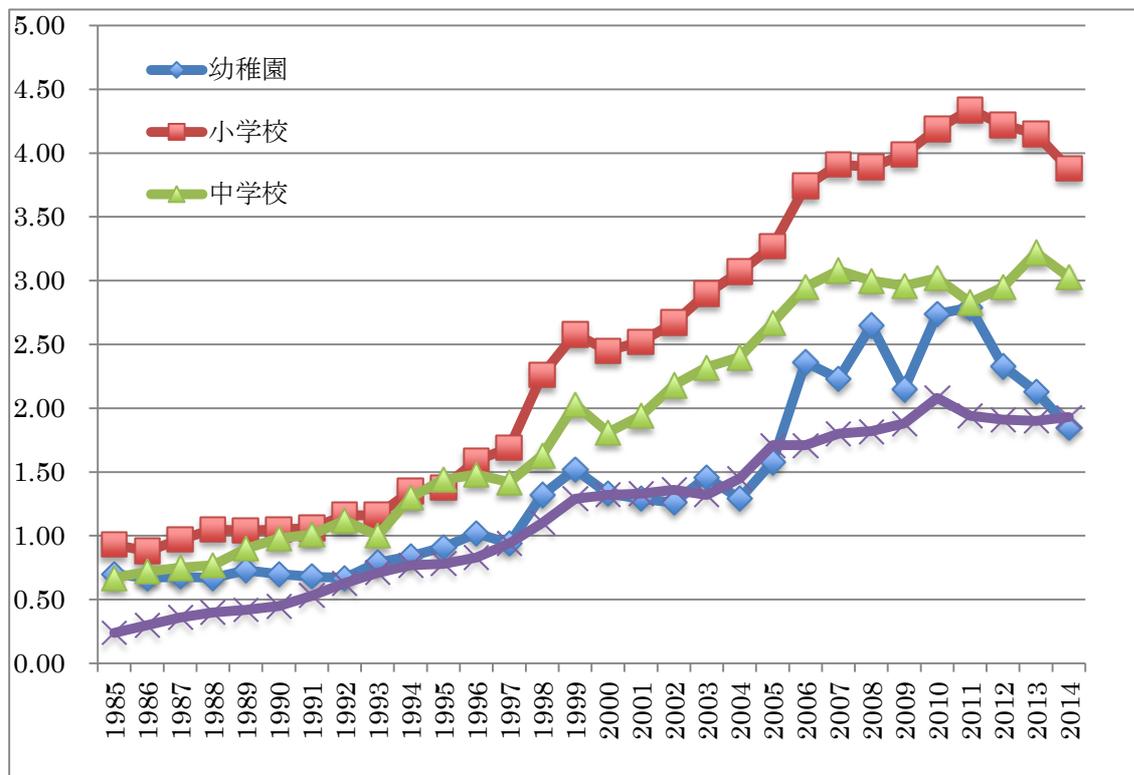
上田敏幸（大阪公害患者の会連合会）

①大気汚染をなくす②被害者の救済③公害のないまちづくり—公害患者会が長年追いつけている課題です。私たちが最近力を入れているのが、神戸製鋼所が計画している石炭火力発電所建設計画の再考を求める活動です。

増えるぜん息患者

大気汚染による公害認定患者は全国で3万7000人、阪神間では1万4,000人（いずれも2014年3月末）います。患者たちは高齢化が進み重症化する人も多く見られます。一方、学校保健統計（文部科学省）によると、近年、減少傾向が見られるものの1980年～2014年までの24年間で見ると、幼稚園から高校生までの子どものぜん息が3～4倍、中でも中高校生の増加率が際立っています。ぜん息子どもは50万人を超えると推計されています。（グラフ下）

増える子どものぜん息（1985年～2014年）



文部科学省：学校保健統計より作表

NO₂そしてPM2.5

原因の一つが、二酸化窒素（NO₂）などによる大気汚染。阪神間のすべての測定局がNO₂の環境基準を達成したのは、1978年の基準緩和から31年後の2009年でした。

その後は減少傾向にあるものの局地的な高濃度汚染は依然として続いています。

最近では、中国からの越境汚染でにわかに脚光を浴びるようになったPM2.5による汚染がこれに加わり、阪神間の自動車排出ガス測定局（大阪：5、兵庫：15）のすべてで、国の環境基準を上回る汚染が続いています。（2015年）

大気汚染公害裁判の和解で平成17年度（2005年）から測定している西淀川区（国道2号、43号）の経年変化（資料）を見ると、越境汚染の影響というより自動車排ガス等による高濃度汚染が続いていることがわかります。

CO₂・水銀・NO₂・PM2.5

現在進行形で続く深刻な大気汚染。化石燃料の中で最も多くの温室効果ガス（CO₂）と二酸化窒素、水銀、PM2.5などの大気汚染物質を大量かつ長期に排出する石炭火力発電所を全国で48基も新增設する計画が明らかになりました。

なかでも、西淀川公害裁判の被告企業である神戸製鋼所の発電所は65万kw2基で130万kw。既設のもの合わせると270万kwにもなります。

40年以上も温室効果ガス（CO₂）と二酸化窒素、水銀、PM2.5などの大気汚染物質を吐き出し続ける石炭火力発電所の建設を認めることは、子や孫の世代に「負の遺産」を押し付けることになり、到底認める訳にはいきません。

人口密集地で大気汚染が悪化？

しかも阪神間の人口密集地に「公害の元凶」を増設することは、公害患者にとっては症状増悪の危険性が増し、多くの市民には大気汚染による健康被害発生リスクを高めることとなります。また阪神間は、国と自治体が法や条例で何重もの大気汚染対策を実行している地域であり、近年改善の傾向が見られる大気汚染を悪化させることがあってはなりません。

「石炭」にこだわるエネルギー政策

こうした動きの背景に日本のエネルギー政策があります。安倍内閣の原発の再稼働を前提とした経済優先政策によって歪められ、長期エネルギー需給見通し（案）では2030年度の電源構成を、原発22～20%、石炭26%、LNG27%、再生可能エネルギー22～24%、石油3%としています。あの福島原発事故を体験したにもかかわらず、原発の廃止を求める世論にも逆行、地球温暖化対策にも背を向けたものとなっています。

COP21では、多くの国が石炭火力からの脱却を目指しているにもかかわらず、日本の目標の低さと石炭火力と原発の輸出にこだわる姿勢に大きな批判が寄せられました。

石炭火力をめぐる2つの危険

石炭火力発電の建設については、大規模発電所と小規模火力（とくに11万2500万kw以下）の2つの大きな問題があります。

今年4月から始まる電力の自由化を受けて、原材料が“安い”という事だけでこれまで発電事業にかかわってこなかった企業や商社が儲けの種にしようと参入しようとしています。

小規模火力発電所が環境アセスメントの規制対象となる11万2500kw以下にしている事、しかも環境に係る条例のない自治体を狙い撃ちにして建設しようとしていることです。これには環境省も危機感を抱き、小規模火力問題の審議会を立ち上げ、何とか規制しようとしています。

大規模火力発電については、発電事業者が燃料を石油から石炭に転換するなど、新たな建設計画を次々と申請。アセス制度の「抜け穴」を使った燃料転換や既設の発電施設のリプレイスもあいついでいます。

「是認できない」と環境大臣、「アセスから外せ」と経済界

こうした事態に対し環境省は、「石炭火力は是認できない」との大臣意見を5回続けて出すなど、大気環境の悪化、温暖化ガスの増加を防ごうとしています。発電事業の許認可権は経済産業省であり、財界や電気事業者たちの「発電事業を温暖化ガス排出規制の対象から外せ」や「許認可の申請をもっと簡素化せよ」など国民の命と健康よりも経済優先の声に押し切られる危険性が強まっています。



私たち公害患者は「手渡したいのは青い空」を合言葉に、大気汚染をなくし、公害のないまちを子や孫たちに届けるために活動をしてきました。自らと次世代を担う子どもたちの未来のために、神戸製鋼所に対する話し合いを粘り強く求めてゆきます。

<資料>

大阪・西淀川におけるPM2.5（経年変化）

微小粒子状物質は粒径がより小さくなることから、肺の奥深くまで入り込みやすく、肺がんやアレルギー性ぜんそくなど健康に与える影響が大きいとされ、危険性が指摘されている。

西淀川大気汚染裁判における和解条項（H10.7）で、その測定と環境対策が明記されており、2004年度より国道2号新佃公園前局、国道43号大和田西交差点局において測定器がスタート、2007年4月より歌島橋交差点局での測定が始まっている。

米国では1997年に環境基準を設定、欧州連合でも規制に動いている。

環境省は、微小粒子状物質に係る環境基準について、2009年9月9日付けで告示を行った（1年平均値が15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること）。

表 西淀川区におけるPM2.5測定結果

		年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)										24時間値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、2%除外値)										調査実施主体
		2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	
①	大和田西交差点 (国道43号)	28.7	26.7	25.1	23.1	21.4	21.8	21.1	22.7	23.5	17.4	56.0	57.2	58.8	46.4	44.3	53.6	45.8	49.0	52.3	40.0	国土交通省
②	歌島橋交差点 (国道2号)	—	—	29.6	26.0	24.9	27.1	21.5	21.6	23.5	18.6	—	—	67.9	48.1	47.9	62.1	44.3	48.0	58.6	43.4	
③	新佃公園前 (国道2号) ※3	26.1	25.6	23.5	20.7	20.9	21.2	21.2	23.7	18.5	18.6	56.7	58.0	65.5	43.1	43.9	49.8	41.7	52.4	40.0	41.5	
④	出来島小学校 (国道43号)	23.8	22.5	20.4	19.1	17.6	16.3	18.4	17.3	18.3	17.3	48.9	50.2	49.8	38.5	39.7	40.4	41.3	40.6	42.1	38.3	大阪市
基準	日本(環境基準)※1	15										35										—
	米国(環境基準)※2	12										35										—
	WHO(ガイドライン)	10										25										—

※注)

1) 微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について（平成21年9月9日 環告33）

- ・濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法により測定した場合における測定値。

2) アメリカの環境保護庁（EPA）による環境基準値（1997年設定／2013年改訂）

- ・年平均値：年間の算術平均の3年平均値を超えないこと
- ・24時間値：24時間値の年間98パーセントタイル値の3年平均値を超えないこと
- ・アメリカ合衆国の年平均値は、2013年3月に15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ から12 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ に変更（厳格化）された。

3) 大和田西交差点は2014年2月4日19時より、歌島橋交差点は2014年2月5日16時より、新佃公園前は2013年3月19日14時より、環境省測定マニュアル（第6版）に則って測定されている。

文書報告 2

「淀川左岸線 2 期事業と延伸部計画の問題点について」

高本東行(道路公害反対運動大阪連絡会議)

1、「大阪都市再生環状道路」と淀川左岸線計画

関西財界と国、大阪府・市が推進する「大阪都市再生環状道路」は大阪市を取り巻く、周囲 60 km の環状道路です。

湾岸線と近畿自動車道(門真 JCT)を結ぶ「淀川左岸線事業」では 1 期事業(此花区島屋～福島区大開)が 2013 年 5 月に供用が開始されました。

二期事業(福島区大開～北区豊崎まで 4.3 km)は平成 8 年の都市計画決定からすでに 20 年が経過していますが未だに計画概要が確定していません。その理由は、阪神

高速道路公団の民営化にともない、この道路事業が不採算事業とされ、国と大阪市が事業主体となって事業を進めることになったことや、この間の阪神淡路大震災や東日本大震災の経験から「淀川堤防」に道路を埋め込むことの危険性が明らかになってきたからです。



左岸線二期計画の予想図



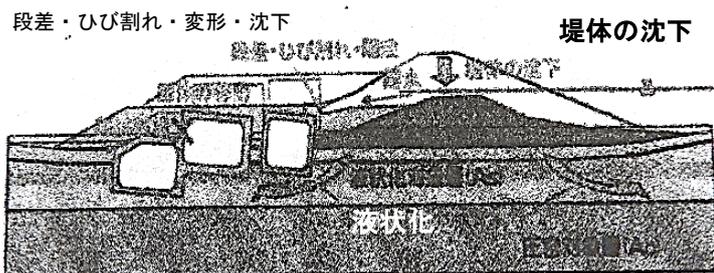
2、淀川左岸線 2 期事業の問題点

平成 23 年に有識者で構成された「左岸線 2 期技術検討委員会」は約 4 年間のべ 6 回にわたってこの計画の問題点を検討してきましたが未だ結論は出されていません。公表されている委員会の要旨の中にも道路と堤防との一体化によって淀川堤防の安全性が極めて重大な事態になるといわれています。

淀川堤防の地質は砂層や軟弱な粘土層でつくられていることから堤防に異物(コンクリートの高速道路)を埋め込むことによって「圧密による地盤変形」がおり、堤防崩壊の原因になることが指摘されています。

また、集中豪雨や巨大地震によって発生する液状化によって大位規模な堤防の亀裂・崩壊、地盤沈下や越流、洪水がこの事業にも起こることが予測されます。阪神淡路大震災では此花区西島の淀川左岸

地震時の被害想定イメージ図(完成時)



が液状化によって9 kmにわたって沈下、崩壊しましたが二期事業でも液状化が発生することは大阪市も認めていることです。ひとたび淀川堤防が崩壊すれば大阪市の大半が水中に没し、人命に重大な被害を起こすことは明らかであり、この道路計画はそのような危険性をはらんだ事業です。

そのほか、一日約5万台の自動車の排気ガスは海老江と豊崎の二ヶ所の換気所から集中して排出され、深刻な大気汚染が広がることが憂慮されます。一期事業で設置された「脱硝装置」を二期事業でも設置することを強く求めます。

2013年8月 集中豪雨で増水する淀川下流



この事業への大阪市のスタンスは「まず道路建設ありき」であり、堤防の安全性を定めた河川法令の遵守に背を向け、法令事項を「特別解釈」して

を進めることは決して許されことではありません。

大阪市はこの事業計画について厳しい見直しをおこない事業の延期、及び中止の決断をすべきと考えます。

3、左岸線延伸部計画の問題点

左岸線延伸部は2期事業の北区豊崎から第二京阪道路（門真）までを結ぶ約10 kmの高速道路です。この道路の特徴はそのほとんどが地下トンネルを走り、特に中間地点は地下70 mという大深度地下を利用した道路になります。

この延伸部の「大深度トンネル」は「上町断層帯」を横切るルートであり、直下型地震発生時にはトンネル崩壊の危険性も考えられます。また、巨大地震発生時に予想される液状化によって堤防が崩壊し淀川の氾濫によるトンネル内へ浸水は重大被害を発生させます。

トンネル内の車両事故や火事故発生時の対策については、地下70 mからの徒歩による避難は極めて危険性を伴うものです。発表されている通報・警報設備、消火体制・避難誘導設備などの計画内容には批判が広がっています。

また、大深度地下の利用については上部の土地・家屋所有者の許可を必要としないとされています。しかし、資産価値の低下や工事中の振動、地盤沈下、水脈の切断等により、想定外の影響が発生すると考えられます。

左岸線二期計画の予算は約1000億円、延伸部計画

左岸線延伸部の概要



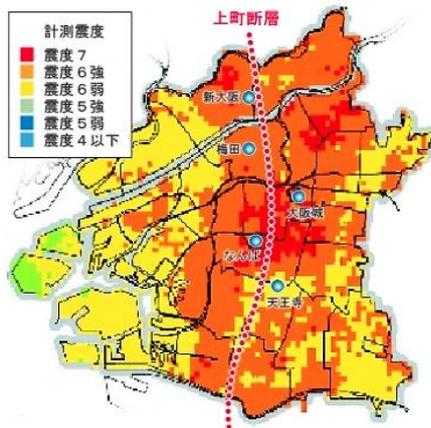
代表的な構造



は3500億円～4000億円とされていますがこの
予算も大きく膨らむことが予測されます。将来の人口減
少、経済の低成長、交通量の減少、渋滞の緩和、車の所
有台数減少などを考えたとき、果たしてこのような高速
道路をつくるのが本当に必要でしょうか。

大阪府・市、阪神高速は計画すべてを情報公開し、住
民の意見に耳を傾けて計画の延期、中止を行うべきです。

上町断層帯地震の想定震度分布（大阪市内）



トンネル内での火災事故と避難問題



文書報告 3

水ビジネスと水道

植本眞司（近畿水問題合同研究会事務局長）

1 水道の法的位置づけが危ない

水道法は、第1条において「この法律は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによつて、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的とする。」と規定し、第六条第2項において、「水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができるものとする。」と規定しています。

つまり、いつでも、だれでも、安価に市町村が経営する水道水の供給を受けられることを国が国民に保障しています。

しかし、水道を所管する厚生労働省が主導する水道事業基盤強化方策検討会の第5回会合（2015年12月24日開催）において、水道法の第1条に規定される「低廉」という文言を「適正価格」と解釈すべきこと、第6条第2項に規定される市町村経営原則の見直しに言及しています。

民間企業に水道事業への参入を促進し、企業の採算が取れる水道料金の設定を可能とするものといえます。自治体の住民への水道供給責務の放棄、生活必需分の水道料金を低廉にするために国や自治体から水道事業への税金の投入についての法的根拠をなくそうとしているもの言わざるを得ません。

2010年7月28日、国連総会において「水と公衆衛生は基本的人権である」という宣言が決議されました。日本政府はこの宣言の趣旨を理解し、水をビジネスの対象ととらえるのではなく、水へのアクセスは基本的人権であり、国民への飲料水供給を保障するべきです。

2 大阪市の水道民営化案

2015年8月、大阪市の「水道事業における公共施設等運営権制度の活用について」（実施プラン案）の修正版が発表されました。浄水場や管路などは市が所有し、それを使って民間会社が水道事業で収益あげる上下分離方式を行うとされています。これは、民間企業が責任を負い切れない莫大なインフラへの投資、災害時のリスクを自治体に残し、そして100億円とも言われる固定資産税逃れの手法です。

民間会社は当初は100%市の出資で、早期に民間の出資を受け入れ、職員は大阪市を退職し新会社に就職、職員数は現行の1600人を1000人以下とし残りは非正規化を進めるとされています。給与は会社の発展に貢献した社員に「積極的に報いる給与制度」を採用し「物言わぬ社員」作りの中で働かそうとしています。

大阪に残る業務は、新会社が要求水準を守っているか否かをチェックするモニタリングで、わずか職員20名体制です。

人件費削減等により費用を圧縮し耐震化を促進、また、世界トップレベルの技術力を発揮して海外展開するとし、住民の関心が高い水道料金については、「上限があるから大丈夫」としています。しかし、その上限も議会の承認で変更は可能であり、その上限額内であれば値上げは市会に報告のみのため、今より容易に料金変更できる仕組みです。

水道事業の財政状況や事業計画、業務内容について、公営であれば、市議会で審議され、シビリアンコントロールがなされていますが、民営化されれば、シビリアンコントロールが弱まる可能性があります。

民営化後の水道事業会社は、従業員は非正規に置き換えられ、業務の外注が増えれば、従業員の入替わりも激しくなる可能性が高くなります。技術力をはじめとした業務継承ができにくく、安定的な事業運営は困難になるでしょう。しかしながら、平均給水量日量 120 万 m³、料金収入約 600 億円の巨大な水道事業がすべき業務の質や量は低下させられません。しかしながら、たった 20 名の市の職員だけでモニタリングすることは困難です。現状でも中小の事業者では従来からの「委託」のモニタリング業務さえ十分にできていないことは国も認めています。

杭打ち工事のデータ改ざんが世間を騒がせていますが、以前の耐震偽造問題、輸入食品の安全など、公的機関での監視が欠かせないものは多く、それは住民を守るために大切な業務です。20 人の「精鋭」が数年もすれば現場実務経験のない職員に置き換わり、モニタリングも十分にできない丸投げの状況となるでしょう。民営化が安全、安心という面から最良の方法なのかを考える必要があります。

3 世界の水道民営化の弊害と再公営化の流れ

日本政府は水道民営化の進めようとしています。世界では再公営化の流れがトレンドとなっています。

2000 年ボリビアのコチャバンバ市では水道民営化により 35%にも及ぶ大幅な値上げが行われ、それに抗議して市民暴動が起き、結局、経営していた会社が撤退したことは有名な話です。

民営水道の拠点であったフランスのパリでは、2008 年に上水道事業の再公営化を公約に掲げた市長が誕生したことで、2010 年には公営に戻されました。株主配当などにまわされていた収益をサービス向上のための再投資に回すことができるとされ、民営化によって管路耐震化の促進が図れるとの宣伝と全く逆のことが、起きていたことがその大きな要因といわれています。

長期にわたり地域住民の安全、安心を保障することよりも、利潤の追求、資本の蓄積、株主への配当を優先せざるを得ない民間企業に水道事業をゆだねることの危険性が明らかになっています。

4 水道民営化、水ビジネスとの対決軸

安倍内閣は 2013 年 6 月、「PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン」を策定し、今後 10 年間で 12 兆円規模の PPP/PFI 事業を推進するとし、さらに 2014 年 6 月には 2016 年までの 3 年間に 2~3 兆円規模の公共施設等運営権事業（コンセッション）、空港 6 件、水道 6 件、下水道 6 件、道路 1 件の数値目標を公表して前倒しの推進をしています。

2013 年の時点ですでに 120 件以上の第三者委託が実施されています。しかし、その大部分が簡易水道や中小事業者であり、改正水道法そもその目的であった技術力が脆弱であることを理由

にした第三者への委託です。しかし、今後、大阪市の例のように急速に中核都市事業体から大規模事業体において、民営化を広げようとしていることは明らかです。また、民営化と同時に事業統合・広域化も加速していくことと思われます。

このような動きに対して、水道労働者や地域住民はどのように闘いを構築していけばよいのでしょうか？

民営化が「世界で失敗している」といった単純な図式での反対運動に陥らず、政府や財界の狙い、地元の水道事業体の財政や自己水源などの状況を分析し、多くの地域住民と共有しながら、国民の基本的な人権を保障するための水道事業を持続発展させるために必要な、法律、財政、制度の構築を政府に求めていくことが必要です。

参考文献

自治と分権 No.62 現場レポート 「命の水がビジネスに」

自治労連公営企業評議会 渡辺 卓也

日本水道新聞 2016年1月1日

文書報告 4

府立公衆衛生研究所と市立環境科学研究所の独立行政法人化の問題点

奥村早代子（公衆衛生研究所の府立存続と発展をめざす会）

1. 地方衛生研究所

地方衛生研究所は、地方衛生研究所設置要綱によって位置づけられています。設置目的は、「地域保健対策を効果的に推進し、公衆衛生の向上及び増進を図るため、都道府県又は指定都市における科学的かつ技術的中核として、関係行政部局、保健所等と緊密な連携の下に、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生情報等の収集・解析・提供を行うこと」です。行政機関や保健所をデータの裏付けによって支える大切な行政機関です。地方衛生研究所の業務は、利益を生み出すものではないため、これまで独立行政法人化を検討してきた東京都、横浜市において、独立行政法人化では組織の存続が困難などとして、都立あるいは市立での運営を確認し、横浜市立衛生研究所は、老朽化した施設を立て替え、平成 26 年 12 月から新しい研究所で業務を開始しています。

2. 大阪府立公衆衛生研究所（公衛研）と大阪市立環境科学研究所（環科研）

公衛研は、感染症・食中毒といった健康危機事象の原因を究明するための検査を行うとともに、食品や医薬品、家庭用品、水道水等の安全性確保のための検査を日々行っています。環境放射能については、国からの委託を受けて大阪府域の調査を継続して行っています。

公害に関しては、昭和 38 年に公害部が設置され、昭和 43 年に公害監視センターが設立されて、公害関係調査業務は公害監視センターに移管されました。その後、昭和 46 年に公害衛生室が新たに設置され、環境や公害に関する健康調査を行い、大阪府の環境衛生行政に大きく貢献してきました。しかしながら、平成 15 年に公害衛生室は廃止され、現在は生活環境課でその役割を引き継いでいます。

環科研では、市町村の業務として位置付けられている（都道府県の業務には含まれていないもの）ごみ焼却施設やその周辺環境に関する調査研究や大都市域に特有の問題も業務対象です。公衛研は、大阪市の地方衛生研究所の役割のすべてをフォローすることはできません。

研究所の統合では、公衛研は環境関係の業務を行っていないという理由で、環科研の環境分野は大阪府で整理し、衛生部門だけを統合する内容になっています。これによって大切な環境部門での技術的中核機能を大阪府から消失してしまうという結果につながります。

3. 全国 79 か所、すべて公立運営

地衛研は、全国の都道府県や政令市、特別区など全国に 79 あります。2000 年の独立行政法人法施行以降、国や地方自治体の研究所が次々に独法化されてきました。しかし、健康危機管理に係る研究所については、国も（国立感染症研究所や国立

医薬品食品衛生研究所) 地方自治体もすべて公立で運営しています。新しく政令市となった岡山市では、平成 27 年 4 月から新たに地方衛生研究所を運営しています。

4. 求められるのは公衆衛生の機能強化と充実

国は、地衛研を設置する地方自治体に対し、強毒性の新型インフルエンザ等の感染症や広域化する食中毒の発生に備え、地域保健対策の科学的かつ技術的中核機関として地研の一層の充実強化を図るように求めています(2012 年 7 月 31 日付健発 0731 第 8 号厚生労働省健康局長通知)。

5. イギリスでは、独立行政法人化で公衆衛生が後退し、再び公的組織に

イギリスでは「小さな政府」の方針のもと、さまざまな行政機関が民営化されました。公衆衛生も例外ではなく、国民の健康は、医療を無料化することで達成されるという方針のもと、衛生研究所が独立行政法人化されました。しかし、感染症の拡大が抑制できないなど、公衆衛生行政が大きく後退しました。イギリス政府は、健康危機管理にかかわることは「民営化」「独立行政法人化」はなじまないと判断し、2013 年に公衆衛生体制は国民の健康保護にかかわる政府の責務を担う組織であり、専門組織としての特徴を発展させ、行政当局の権限も使える存在として格上げし、保健省そのものの組織として一体化しました。現在イギリスでは、公衆衛生行政と公衆衛生専門組織、検査分析機関が一体となり、相互に結びつき、地域レベル、国レベル、EU レベル、世界レベルにつながる体制となっています。

6. 府民の健康・くらしの安全を守る仕事は独法ではできない

独立行政法人とは、行政が「自ら主体となって直接に実施する必要のないもの」について、行政から切り離し、「効率性の向上、自律的な運営を図ることを図ることを目的とする制度」(総務省 HP)とされています。

大阪府と大阪市は、主体的に府民の健康と安全を守る業務を投げ出すことにほかなりません。地衛研の業務、その中でも最も大事な「健康危機管理に対応する業務」は、公衛研が普段から高い検査技術を維持し、国や保健所、行政機関との連携を取って業務を行っていたからこそできたことです。

地独法では、民間委託や指定法人の活用等、徹底した効率化を図ることが求められます。つまり、業務が切り刻まれて検査が民間などに委託され、予算が削られ、分析機器や標準試薬の整備ができなくなり、人員削減が日常的に行われ、技術の継承ができなくなり、年々、健康危機管理に対応する能力が低下し、そう遠くない将来に府民の皆さんへの影響が現れるであろうと考えます。

公衛研が果たすべき役割やこれまで行ってきた地道な業務は、地方自治体が主体的に行うべきものであり、効率化や効果を優先する独法ではできません。

7. 独法化の経緯と議会での議論の紹介

平成 23 年 12 月 公衛研と環科研が「2 重行政の無駄」とされ、統合の対象に

平成 24 年 9 月 トップダウンで独法化方針決定

--地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所定款の制定等 2 条例--

平成 25 年 2 月議会 大阪府・大阪市の両議会で賛成多数で可決成立

(共産・民主・OKASA みらいは反対)

---大阪市環境科学研究所条例を廃止する条例案他関連議（5 または 2 件）案---

平成 25 年 9 月議会 大阪府で可決、大阪市では閉会中継続審議

平成 26 年 5 月 30 日 大阪市会で閉会中継続審査

平成 26 年 9 月議会 大阪市会、維新以外の反対多数で否決（1 回目）

平成 27 年 2 月議会 大阪市会、維新以外の反対多数で否決（2 回目）

平成 27 年 9 月議会 大阪市会、維新以外の反対多数で否決（3 回目）

これまで、大阪市議会での各党の発言内容紹介。（議会議事録より抜粋）

H26/12/17 石原議員（公明党）

民間に任せられるものは任せたいが、最終的に行政権限を発動する限りは、間違っていないことの裏づけをきちっと持った上で発令していくということになりますので、行政と、そして環科研が一体となって成し得ていくもの。

正確に積み重ねたデータと研究、そして黙々と市民の生活・安心・健康を守ろうとするその蓄積というのは、失ってしまえばもう二度と取り返すこともできない。

H26/12/17 多賀谷議員（自民党）

いわゆる効率論とか組織論と一緒にすべきだとか、二重行政だというふうなことで一緒にすべきだという意見がまかり通っておるんですけれども、実際には大阪市民にとってどうなのかということをしかりと議論すべき。

大阪市の責任をしかりと持つあり方を改めて検討し直す必要がある。

H27/10/2 西川議員（自民党）

5 月の住民投票で都構想が否決された今、政令指定都市である大阪市存続を前提に考えるべき。統合ではなく、両研究所の連携をこれまで以上に強化し、両研究所の機能強化を図ることが重要。

政令指定都市として責任を持って保健衛生行政を行っていく必要があり、行政と一体となって運営できる環境科学研究所は不可欠である。

H27/10/2 山田議員（公明党）

両研究所の役割は明確に分かれておりまして、二重行政というものではない。環科研は衛生研究所と環境研究所の機能をあわせ持つことが強みであり、機能を維持し、充実させる必要がある。

広範囲の連携に取り組んで、両研究所のさらなる連携強化を図っていくべき。提案の中身が変わってないのでありますから我々の考え方が変わるのもおかしい話。

8. 大阪市会への陳情の提出協力をお願い

大阪の地方衛生研究所の独法化は、議会で **STOP** するしか方法はありません。

大阪市会への陳情の提出をお願いします。書式等は下記で確認をお願いします。

<http://www.city.osaka.lg.jp/shikai/page/0000002285.html>

記載必要事項) ①陳情の趣旨、②項目、③提出年月日、④提出者の住所、氏名（署名または記名押印。）を書いて市会議長あてに提出。

陳情の提出の締め切り 平成 28 年 2 月 12 日の午後 5 時半（必着）

以降は次の議会の取り扱い。

提出後の取り扱い 後日行われる常任委員会で審査。

※提出された陳情書並びに提出者の住所・氏名については、公表となります。

文書報告 5

街づくりと自転車

藤江徹（公益財団法人 公害地域再生センターあおぞら財団）

1. 転換期にある自転車施策

最近、自転車が話題にのぼることが多い。西淀川大気汚染公害反対運動から生まれた、あおぞら財団でも、自転車を活かしたまちづくりに取り組んでいる。現在の大気汚染の原因の一端を自動車交通が占めており、環境にやさしい移動手段である自転車の利用は、これからの都市を変える切り札になると考えている。

自転車の保有台数（全国）は、平成 20 年時点で約 6,900 万台と増加傾向にあり、5km 未満の移動の約 2 割は自転車が利用されているなど、都市内交通等において重要な移動手段となっている。自転車は持続可能な社会にふさわしい乗り物として、欧米においては積極的に自転車走行のためのソフト及びハード面での環境整備が進んでいる。一方、世界的にも高い自転車利用率にも関わらず、わが国では、放置自転車、歩道上での暴走自転車、未整備な自転車の走行空間、守られていないルール等が問題となっている。近年、交通事故全体に占める自転車関連事故の割合が増加し社会問題となる一方、健康や環境への意識の高まり等を背景とした利用ニーズの高まりを受けて、わが国の自転車施策も転換期を迎えている。

平成 23 年 10 月に、警察庁では、自転車は「車両」であるということの徹底を基本的な考え方とし、車道を通行する自転車と歩道を通行する歩行者の双方の安全を確保することを目的とする総合的な対策を打ち出している。続く、平成 24 年 11 月 29 日に、警察庁と国土交通省が連携し、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を作成した。同ガイドラインは、各地域において、道路管理者や都道府県警察が自転車ネットワーク計画の作成やその整備、通行ルールの徹底などを進めるために策定されており、道路空間の再配分や道路拡幅を含む、整備形態の選定の考え方や目安、利用ルールの徹底、自転車利用の総合的な取り組みが示されている。

2. 大阪市における自転車を取り巻く状況

大阪市を例にとると、交通手段に占める自転車分担率が 23.5%に達し、自動車分担率(12.8%)の約 2 倍にもなっている（第 5 回近畿圏パーソントリップ調査（平成 22 年調査実施）より）。大阪市の自転車分担率は、全国的にも高い割合（平成 22 年）であり、近年は増加傾向（平成 2 年：17.2%→平成 22 年：23.5%）にあり、減少傾向を示す徒歩（平成 2 年：29.8%→平成 22 年：24.0%）、自動車（平成 2 年：16.8%→平成 22 年：12.8%）からの乗り換えが伺える。こうした要因については、高齢化、都心居住の進展、景気悪化の影響（例：通勤費用の減少など）、ライフスタイルや価値観の変化（例：クルマ利用を控える理由の一位は『エコだから』、自転車ブームの到来等）などが挙げられる。

このような中、平成 25 年 9 月に大阪市内初の自転車レーンが大阪府中央区本町通りの御堂筋～堺筋間に設置された（写真）。

一方、大阪のメインストリートである御堂筋ができたのは、昭和12年。延長約4.4km、幅員約44m、銀杏並木や地下鉄の建設など画期的な規模で、近代都市の基礎を形づくる大阪のシンボルロードとして、受益者負担による多数の市民や企業の協力を得ながら、建設された。建設当初は2方向通行であったが、増加する自動車交通と渋滞問題に対応するため、昭和45年の大阪万国博覧会開催時に南行き一方通行に変わった。現在は、南向き一方通行で両端2本の緩速車線と4本の本線、計6車線からなり、梅田となんばを結ぶ大動脈となっている。御堂筋の自動車交通量は、40年前と比較すると、約4割減少している一方、御堂筋を通る自転車の交通量は約7倍に増加している。当時とは社会情勢が大きく変化し、人々の行動形態や周辺のまちの状況大きく変わりつつあり、社会の変化や時代の要請に対応した新たな御堂筋へと再編するべく、検討が進められている。

平成28年1月、千日前通以南（難波交差点～難波西口交差点間）の東側街区において、モデル整備がスタートした（図）。このモデル整備は、側道を自転車通行空間化し、歩道を拡張することで喫緊の課題である歩行者と自転車が歩道内で輻輳している状況の解消を行うとともに、整備により道路空間再編の将来イメージを現地で可視化し、歩行者・自転車通行の安全性や快適性、にぎわい形成等の検証につなげていくことを目的としている。

こうしたハード整備と並行して、これまでも取り組まれてきた放置自転車対策や条例づくり（例：大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（仮称）、自転車ネットワーク計画の策定などが進められている。

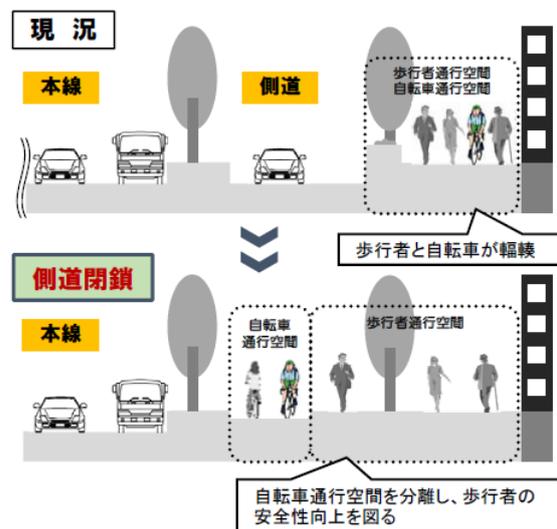
また、自転車利用者や市民からも、御堂筋サイクルピクニック（写真）、子ども自転車教室など、自転車を活かしたまちづくりの推進を求める取り組みが行われている。

3 自転車を活かしたまちづくりを！

今後、本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えるにあたり、私たちは、自動車中心の都市交通・ま



写真1：本町通りの自転車レーン



図：御堂筋の道路空間再編モデル整備
・案内チラシ（大阪市）より



写真2：御堂筋を300名でアピール走行（提供：自転車文化タウンづくりの会）

ちづくりを見直し、人とモノの流れをうまくコントロールすることで、市民の暮らしがより快適になるような交通・移動手段やインフラ整備が求められている。将来の暮らしに併せて道路の使い方を改めて考え直し、道路空間の再編・再配分を含め、これからの環境都市づくりの一環として、自転車を活かしたまちづくりに取り組んでいきたい。

資料1-①

[声明]

**福井地裁による関電・高浜原発「再稼働」容認決定に抗議すると共に、
政府と関西電力に対し、あらためて原発ゼロへの方針転換を強く求めます。**

2015年12月25日 原発ゼロの会・大阪 事務局長 菅 義人

関西電力高浜原発3、4号機（福井県）の再稼働をめぐり、25日、福井地裁は運転差し止めの仮処分を取り消しました。福井地裁は4月に「新規制基準は合理性を欠く」として、原発から250キロ圏内の住民が申し立てた再稼働差し止めを認める決定をし、新規制基準の効力に根本的な疑問を投げかけていました。関電の不服申し立てを受けた福井地裁は、今回、その決定を180度覆したことになります。（なお同日、大飯原発3、4号機の差し止めを求めた住民らの仮処分申し立ても、却下しました。）

立地する高浜町長と福井県知事は既に再稼働に同意しており、関電は25日にも燃料装填に着手し、1月からの運転を目指すとしています。

この福井地裁の決定により、原発の安全性が保証されたわけでは決してありません。原発ゼロの会・大阪は、この不当決定に断固として抗議し、今回の決定に関わる問題点を指摘するものです。

- ①今回、裁判長は過酷事故の可能性を否定していません。しかし、原子力規制委員会の新規制基準に基づく判断に「不合理な点がない」とし、高浜原発3、4号機に「安全性に欠ける点があるとはいえない」と判断し、「人格権の侵害」も否定しています。福島原発事故の収束も、被害者の生活再建もままならない中で、まさに安倍政権に迎合した不当決定そのものです。
- ②高浜3、4号機には、事故対応の拠点となる免震重要棟が設置されていません。外部電源の確保策などにも不安を残しています。また安全は原発対策だけで事足りるわけではありません。高浜原発は半径30キロ圏に福井だけでなく京都府と滋賀県も含まれます。「地元」の明確な規定も示されない中、実際に避難するのは立地県だけではなく、避難路の渋滞対策などの課題は山積したままです。大阪も決して他人ごとでは済まない問題です。住民の安全の置き去りは断じて許されません。
- ③関電は原発停止で火力燃料費がかさみ業績が悪化している、「経済的損失は、起動が1日遅れるにつき約6億円」と経済優先の立場を露わにしつつ、利益は電気料金引き下げなど利用者のためにと主張しています。しかしこれは、電力自由化で新電力に顧客を奪われまいという経営の都合そのものです。
- ④福井県知事が再稼働への同意を表明し、国に伝えたのは決定の3日前でした。決定を待たない司法軽視の態度は看過できないものです。また「県民の信頼を得られる判断をしたい」としながら住民説明会さえ開かず安倍政権に追随する姿勢は、住民の命を守る首長としてあまりに無責任と言わざるを得ません。

なし崩し的に再稼働が進むことに、国民の多くが不安を抱えています。それらの不安や批判をよそに、再稼働に向けて既定路線のように手続きを積み上げ、安全よりも電力会社の経営を優先するなど言語道断です。国も福井県も関電も、急ぐべきは再稼働ではなく、原発ゼロへの道筋を描くことです。

福井地裁の決定は、関電の対策が「新規制基準に適合する」という規制委員会の判断を「合理的」としただけです。安倍政権が「原子力規制委員会が適合と判断すれば再稼働を進める」とする一方、規制委員会が「新基準適合と安全はイコールではない」と言い続けるように、その判断は「安全」を保証するものではありません。

裁判長は福島原発事故の教訓を踏まえ「絶対的安全性は存在しない」「過酷事故の可能性が全く否定されるものではない」と国や電力側に重層的な対策を求め、裁判所が原発の安全性を担保する立場にないことを示しています。再稼働を急ぐ安倍政権や行政、関電が、司法のお墨付きを得たかのごとく、さらに前のめりになることは断じて許されるものではありません。

住民側は決定を不服として、年内に名古屋高裁金沢支部に保全抗告することとしています。国民が心配するのは根拠の乏しい「安全神話」復活であり、それを阻止できるのは司法しかありません。

私たち原発ゼロの会・大阪は、福井地裁による関電・高浜原発「再稼働」容認決定に抗議すると共に、政府と関西電力に対し、あらためて原発ゼロへの方針転換を強く求め、電力消費地の運動を、さらに強め、広げていく決意を表明するものです。

以上

資料 1—②

[声明]

日本政府の日印原子力協定原則合意に強く抗議します

2015年12月25日
原発ゼロの会・大阪

安倍首相は12日、日印首脳会談において日本の原発をインドに輸出することを可能にする日印原子力協定を原則合意しました。

日本はこれまで、長崎・広島への原爆投下を経験した被爆国として核不拡散条約（NPT）を批准し、「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」という非核三原則は内閣総理大臣の所信表明演説などで踏襲されてきました。しかしインド政府はNPTに参加せず、過去二回の核実験を行った核保有国でもあります。原爆の材料となるプルトニウムを生産する原子力発電技術を輸出することになれば、核利用される可能性は否定できません。安倍首相は「核実験を行えば協定は停止する」と口頭で伝えたのみであり、確約はありません。長崎の被爆者5団体は安倍首相宛に抗議文を送り、広島・長崎両市長も協定合意を懸念する談話を発表しています。

福島第一原発事故から、来年3月で5年を迎えます。事故収束の目途は立たず、被災地福島では未だに放射能汚染による避難生活が続けられ、原発関連死は津波による犠牲者数を上回っています。避難者が住む仮設住宅は2017年3月に打ち切りが決定し、その代わりとなる復興公営住宅は仮設住宅で暮らしている世帯全体の17%分しか想定されていません。その一方で、政府・電力会社は川内原発再稼働を皮切りに、伊方原発、高浜原発の再稼働を狙っています。

原爆の悲惨さを知り、原発事故を経験した被爆国日本の政府が核保有国に原子力技術を提供し、核兵器開発の手助けをすることは許されません。今、日本政府に求められるのは、被災者本位の復興を進めること、原発依存のエネルギー政策から、再生可能な自然エネルギーへの転換を政府の責任で早急に進めることです。

以上の理由により、私たち原発ゼロの会・大阪は、日印原子力協定への原則合意に対し強く抗議します。

資料 2

COP21・パリ協定と今後の課題

2016年1月25日
大阪から公害をなくす会
地球環境委員会

世界で気温上昇がこのまま進めば、気候や自然環境が大きく変動し、人の住めない地球、社会生活・経済活動も成り立たない地球になりかねない事態にあり、気候変動・地球温暖化の防止、その要となる温室効果ガス・CO₂の削減は、人類の生存・存続にとって待ったなしの課題となっています。そうした中、昨年末フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）は、12月12日、2020年以降の地球温暖化対策についての法的文書となる「パリ協定」を採択し、閉幕しました。その評価と今後の課題について大阪から公害をなくす会・地球環境委員会の「見解」を明らかにします。

（1）パリ協定について

パリ協定の主な内容は、報道によれば以下のようになっています。

- ①**世界全体の目標**：気温上昇を産業革命前より2度以内に抑え、1.5度未満に向けて努力する。今世紀後半には、温室効果ガス・CO₂の排出と吸収が均衡するようにする。
- ②**各国の削減目標**：各国は削減目標を作成し報告するとともに、達成のための国内対策を行う。目標は5年ごとに更新し、後退させない。
- ③**途上国への支援**：現在の年間1千億ドルを下限に積み増しする。また、先進国は拠出に義務を負うが、それ以外の国でも自主的に拠出することを奨励する。
- ④**温暖化の影響への対策**：温暖化の被害軽減策も重要な柱と位置づけ、既に途上国で起こりつつある被害の救済策も設ける。
- ⑤**今後の予定**：長期目標の向上や点検に向けて2018年に会合を持つ。

2009年のCOP15以来6年間の紆余曲折を経て、世界の196カ国・地域が参加して、全ての国が地球温暖化の防止のため温室効果ガス・CO₂の削減に取り組むことを確認し合ったことは、大きな成果・前進と言えます。（国連の加盟国数は現在193カ国）

こうした成果・前進をもたらした背景には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）を中心とした世界の科学者の取り組み、世界各国での地球温暖化防止・温室効果ガス削減、地球環境を守ろうという環境団体・市民団体の運動、EU諸国での温室効果ガス・CO₂の削減や自然エネルギー推進での積極的な取り組みが、世界各国の政府を動かしつつあることが挙げられます。同時に、海面上昇でキリバスやツバルが水没の危機にあること、世界各国で大洪水や干ばつ、大型台風やハリケーンが頻発していること、北極の氷床やアルプスなど高山の氷河が減少していること、農業や漁業での異変が起こっていることなど、現実に地球温暖化の影響が目前で起こり始め、「人類の生存はこの会議の決断にかかっている」（ツバル・ソポアンガ大統領）、「も早や優柔不断や中途半端は認められない」（国連・潘基文事務総長）という意識が共通認識になってきていることも挙げられます。

私たちは、地球温暖化の防止、温室効果ガス・CO₂の削減は、人類の生存にとって共通かつ緊急の課題であることを認識し、「パリ協定」の批准と内容が忠実に実行されるよう引き続き監視と圧力をかけ続けることが重要となっています。特に、現在の削減目標は、出されている180の国の削減目標を足し合わせても平均気温は3度上昇すると言われる水準であり、引き続きより高い削減目標に更新させる取り組みが重要になっています。

（2）日本政府の問題点

COP21で日本政府が表明した削減目標は「2030年までに2013年度比で26%削減する」というものでした。しかし、この目標は、1990年比で換算すると18%の削減にしかならず、EUの「2030年までに90年度比で40%削減。2050年までに1990年比で80~90%削減」からすれば全く低い削減目標であり、引き

上げが強く求められています。

また、地球温暖化対策として原発が必要だという立場を取り、「日本、中国、韓国、ベトナム、オーストラリアは12月8日、アジア原子力協力フォーラム(FNCA)の大臣級会合で、地球温暖化対策として原子力の利用を進めるとした共同声明を採択した」(「朝日」2015.12.9)ことも重大です。温室効果ガス・CO₂の削減が求められるのは、それが地球温暖化の原因物質となって人類の存続を危うくするからです。原発は、発電の中では確かにCO₂を出しません、必然的に処理方法のない高濃度放射性廃棄物という危険物質を大量に生成し、また、一度事故を起こせば広範囲かつ長期にわたって人々の生活と環境を破壊する点では、人類の生存を危うくする最たるものです。従って、温室効果ガス・CO₂の増加と原発はどちらも許されないことであり、「地球温暖化対策として原発を」などという態度はとんでもない誤りです。

さらに政府は、石炭火力発電所の大量の建設政策を進めています。現在、全国で新規建設計画は48基(2350万kW)あり、その全てを稼働させれば、推計で年間約1億4100万トンのCO₂が排出されます。日本のCO₂排出量は2014年度で13億6500万トン(環境省2015.11.26)と言われており、CO₂の排出量を1割も押し上げるなど、パリ協定の流れに逆行する暴挙と言わざるを得ません。途上国支援の中に「石炭火力発電所」を入れていることも許されないことです。

日本の財界は、温暖化防止策について「産業界は自主的な取り組みで十分」「規制的な手法は取り入れるべきではない」「家庭部門で成果を上げることが不可欠」(昨年12月22日に開催された経産省・環境省の有識者会議での経団連や鉄鋼連盟代表の発言)という態度であり、日本の温室効果ガス・CO₂排出量の4分の3を占める業界として、全く無責任な態度をとっています。企業活動の健全な推進、発展のためにも、産業界は温室効果ガス・CO₂削減の先頭に立つべきです。

(3) 今後の課題

私たちは、パリ協定が“総論賛成、各論反対”“絵に描いた餅”にならないように監視と圧力をかけ続けるとともに、日本政府に対しては以下の点を要求します。

- ①温室効果ガス・CO₂の削減目標を大幅に引き上げること。少なくともEU並みの目標に引き上げること。
- ②CO₂を出さなくても高濃度放射性廃棄物という人類の生存を危うくする物質を出し、またいったん事故を起こせば甚大な環境破壊を引き起こす原発推進政策は止めること。
- ③温室効果ガス・CO₂の削減というパリ協定の精神に100%逆行する石炭火力発電所の建設計画を中止すること。
- ④太陽光や風力、地熱、バイオマスなど自然エネルギー、再生可能エネルギーの推進と低エネルギー・低炭素社会への転換を国をあげて強力に押し進めること。
- ⑤温室効果ガス・CO₂の削減は産業部門で取り組みが決定的に重要であり、産業界に対し厳しい指導を徹底すること。

身近な話として「桜の開花時期が早まって入学式のころにはもう散っている」「冬なのにタンポポやスマレが咲いている」「野菜が細くなり、美味しくなくなってきた」などが言われます。これらが即温暖化の影響かどうかは別にして、身の回りで起こってきている変化、生活実感を基に地球温暖化問題を考え、家庭の中から、事業所や地域から、さらに行政区、府県単位で何ができるのか、何をやるべきなのかなどを議論し、日常生活や地域社会を見直していく取り組みも重要です。

終わりに

気候変動・地球温暖化の影響に対する世界の科学者の警告がやっと受け止められ、パリ協定が締結されました。しかし、その発効には「世界総排出量の55%以上の排出量を占める55カ国以上の締約国での批准」が必要であり、温室効果ガス・CO₂の削減目標も大幅であり、“本当に可能か”と言われるほどの高い水準です。パリ協定の内容を実効あるものにするために、国民の世論と運動が決定的であり、大阪から公害をなくす会・地球環境委員会は、引き続き気候変動・地球温暖化防止の取り組みを強化と継続を呼びかけるものです。

以上

分科会 I 運営要領

分科会タイトル 「いま改めて福島原発被害を考える 県内避難者と、関西への避難者のお母さんに聞く」

この分科会では・・・

福島第一原発の近くで生活していて、強制避難を強いられた人は、大変な苦勞を抱えながら、福島で歯を食いしばって頑張っているお母さん。原発からは離れているが、放射線の高い地域で小さな子どもを育てていくことは、子どもの甲状腺がんのリスクがたかく、家族がバラバラになっても避難しようと決意して大阪に越してきたお母さん。

今回、大阪への避難者のお母さんと、檜葉町からいわき市に避難、移住して損害賠償をたたかっているお母さんのお二人の話しを軸に、原発被害の深さを参加者と共有するようになりたい。

大阪にいる私たちは、何ができるか、何をすべきか、そして関西の原発被害も想定して大阪の人々に何を訴えるかを考えていきたい。

福島原発避難者訴訟原告団事務局長 金井 直子さん

原発賠償関西訴訟原告団代表 森松明希子さん

のお二人のお母さんのお話しを軸にすすめます。

○原発事故被災者支援関西弁護士 白倉典武弁護士

近畿訴訟の現状と、福島の訴訟の現状などを説明。 15分

○金井 直子さん 20分

森松明希子さん 20分

○金谷邦夫 公害をなくす会会長 10分

福島原発事故の小児の甲状腺がんへの影響をチェルノブイリ事故などと比較しての説明。

○会場のみなさんの質問、ご意見に答えながらすすめていきます。

討論の眼目として

(1)遠いところへの非難を余儀なくされたお母さん、家族の心情

遠くへいきたいてもいけない事情と心情

原発事故はなんと罪深いものかをつかむ

(2)東電と国の責任、訴訟のなかでの特徴、賠償や、避難解除の実態をつかむ

(3)関西でもいつ同じ被害に見舞われるかわからないことを確認したい。

○感想文の提出をお願いします。そして、この話を、職場、家族、地域で話す、伝えることを誓い合う。地域で、職場で原発被害者をまじえて小集会を企画しましょう、など具体的に。

各地の状況

訴えを提起した時期

平成24年12月3日	福島地裁いわき支部	避難者訴訟
平成25年3月11日	福島地裁いわき支部	滞留着訴訟
"	福島地裁(生業)	原状回復訴訟
"	千葉地裁	
"	東京地裁(首都圏弁護団)	
平成25年5月30日	福島地裁(生業)	ふるさと喪失訴訟
平成25年6月21日	札幌地裁	
平成25年6月24日	名古屋地裁	
平成25年7月23日	山形地裁	

7

各地の状況

訴えを提起した時期

平成25年9月11日	新潟地裁	
"	前橋地裁	
"	横浜地裁	
平成25年9月17日	京都地裁	
"	大阪地裁	
平成25年9月30日	神戸地裁	
平成26年3月3日	仙台地裁	
平成26年3月10日	東京地裁	阿武隈会訴訟
"	さいたま地裁	
"	岡山地裁	
"	松山地裁	

8

各地の状況

訴えを提起した時期

平成26年9月9日	福岡地裁	
平成26年9月10日	広島地裁	
"	横浜地裁	
平成26年10月29日	福島地裁	鹿島区訴訟
平成26年12月19日	東京地裁	小高区訴訟
平成27年2月9日	福島地裁郡山支部	都路訴訟
平成27年4月17日	東京地裁	20ミリ撤回訴訟
平成27年9月29日	福島地裁郡山支部	津島訴訟

9

大阪地裁の状況

- ◆ 全原告について訴訟救助を申し立てた
- ◆ 期日
 - 第1回(平成26年9月18日)から
 - 第7回(平成27年12月17日)まで
- ◆ 提出した準備書面
 - 原告 1～23
 - 国 1～4
 - 東京電力 1～6

10

大阪地裁の状況

- ◆ 期日の経過
 - ・ 第1回期日(1次訴訟と2次訴訟を併合)
 - 原告 訴状
 - 準備書面1
 - 被告ら 答弁書
 - ・ 第2回期日
 - 原告 準備書面2～7

11

大阪地裁の状況

- ◆ 期日の経過
 - ・ 第3回期日(3次訴訟も併合)
 - 原告 3次訴訟訴状
 - 国 第1準備書面
 - 東電 共通準備書面1、2
 - ・ 第4回期日
 - 原告 準備書面8～15
 - 東電 共通準備書面3、4

12

大阪地裁の状況

◆ 期日の経過

- 第5回期日
原告 準備書面16、17
国 第2準備書面
東電 共通準備書面5
- 第6回期日
原告 準備書面18、19
国 第3準備書面
東電 共通準備書面6

13

大阪地裁の状況

◆ 期日の経過

- 第7回期日
原告 準備書面20～23
国 第4準備書面
- 第8回期日
3月3日午後2時から

14

各地の状況

京都地裁と神戸地裁の状況

- ◆ 期日の回数
京都 11回(次回は2月3日)
神戸 11回(次回は2月10日)
- ◆ 提出した準備書面
京都 原告 1～24
国 1～7
東京電力 1～9
神戸 原告 1～18

15

各地の状況

その他の裁判所(進行の早いところ)

- ◆ 福島地裁(生業)
専門家証人終了
現在、原告本人尋問
- ◆ 千葉地裁
尋問が一応終了
裁判長が交替した
- ◆ その他の裁判所

16

第1分科会 資料1

「福島原発事故避難者：5回目の冬」

福島原発避難者訴訟原告団 事務局長
福島県双葉郡楡葉町 金井直子

東日本大震災と東京電力福島第一原発事故から早4年10か月。いまだに国による避難指示や、逆に不十分な生活環境のままの避難指示解除のために、住み慣れた自宅や地域を離れ、不自由な生活は続いています。私達原発事故による避難者は、2011年3月11日の翌日、3月12日に国からの避難指示により、または自主的に放射能被害から逃れるために避難しました。特に強制的に避難指示を経験した私は、多くの人が口にするように当初は、原発が落ち着けばまたすぐに自宅に帰ることが出来るだろうと思っていました。しかし、その考えは甘かったのです。

私は東京で生まれ育ち、結婚後は、埼玉県所沢市に約8年間住んでいました。今は亡き父の定年退職を機に、両親が母の故郷である福島県双葉郡大熊町に移住。そのあとを追って平成8年に私達家族も同じく双葉郡楡葉町に移住して、震災と原発事故が起きる平成23年3月までの15年間を、夫と二人の息子と共にすっかり楡葉町の住民として溶け込み、楽しく充実した日々を送っていました。あの原発事故が起きるまでは、です。

今振り返れば、2011年は、福島県内のみならず、日本全体が大規模災害と原発事故が起きたことに大変なショックを受け、お互いに助け合い支え合おうという雰囲気になっていたと思います。事実、私達被災者は、全国全世界からの義援金の寄付やボランティアの善意の活動をいただき、震災後避難直後の生活をしのぐことが出来ました。本当に多くの皆様に、心から感謝を申し上げます。

しかし、避難生活も2年目3年目を迎える頃、私の住む避難先のいわき市では、大変な事件が相次いで起こってしまいました。まずはいわき市役所玄関前の壁に【被災者帰れ！】の落書きが黒いスプレーで書かれたことを発端に、仮設住宅に止めてある車の窓ガラスが割られる事件や、ささやかな窓側におかれたプランター栽培のミニトマトやきれいに咲いた花が次々と切り落とされるという事件が起きました。続いて夏場は、仮設住宅の居住エリアにロケット花火が何発も撃ち込まれる嫌がらせもありました。地元のスーパーマーケットで買い物をすれば、誰ともなく「避難者はいいいよね〜。お金をいっぱい持ってるからたくさん買い物できるわ〜！」などとレジ待ちの列で大声で叫ぶ人、果ては避難指示区域から理不尽に転校を余儀なくされた子供達の間でも避難先の学校で「放射能がうつるから来るな！」などとの暴言を吐かれて不登校になった子供が多く存在している事実も実際に聞きました。

なぜ？このような理不尽なことが起きるのか？私達は確かに原発事故で避難をし、なお避難指示区域内の住民には加害者の東京電力から世帯ごとに賠償金の支払いがなされています。でも、それはあくまでも原発事故が起きたことで自宅を追われ避難生活を余儀なくされ、事故以前は平穩に生活していた大切な地域コミュニティが喪失してしまったことをはじめ、突然、日常の生活が崩壊してしまったことに対する一時的な弁償に過ぎず、金額の査定的主导権は全て東京電力側にあり、決して私達が元通りの穏やかな生活を取り戻せているんだ、ということではありません。しかし、一般メディアの見出しには原発事故避難者は多額の賠償金を得て働きもせずに怠け者になり、そのお金で豪遊している、かのような誤った記載も多くあり、事実と違う先入観を持たれて誤解を受けることもあります。本当に困ったものです。

私は、2011年10月に初めて、原発事故被害者の相談会に参加して、地元いわき市や首都圏からの有志の弁護士の先生方に先の見えない途方もない不安と絶望感から何とか脱出できる方法がないかとすがりました。そして、その後何度も相談を重ね、ついに原発事故から1年8か月後、福島原発避難者訴訟原告団を結成し2012年12月3日に福島地裁いわき支部に裁判を提訴しました。その当時は無我夢中で、同じく檜葉町、隣の広野町・南相馬市・そして事故を起こした福島第一原発の立地する双葉町の避難者17世帯39名が第1陣1次原告となり、その後現在は、第5次原告団まで追加提訴を行い、合計189世帯586名の集団となりました。この中の原告には、富岡町・大熊町・浪江町・川内村・葛尾村と、いわゆる福島県双葉郡の8町村すべての住民が原告団に参加するという結果となりました。

なぜ？裁判を起こしたのか？と、よく聞かれます。一般的には裁判闘争などという環境を好き好んで選ぶ人は少ないでしょう。ましてや原発事故避難者である私達が地元企業である東京電力を訴えるなどとは、本当に覚悟と勇気が要るものです。事故が起きるまでは確かに原発立地城下町として東京電力とは共存して地域で暮らしていたわけです。もちろん地元採用の社員も多く双葉郡に住んでいましたし、家族ぐるみのお付き合いや子供同士が同級生や先輩後輩という話もあたり前の地域です。私も悩みました。でも、その迷いの気持ちを前向きに突き動かしたのは私の母の存在でした。先に述べた通り、私の母は第一原発のある大熊町にUターンしていましたが私の実家は大熊町であり、すでに他界していますが祖父母の家も大熊町です。田舎ですから当然、叔父や叔母も多く住み、従兄たちも住んでいました。小さい頃は夏休みや連休にはよく遊びに行き行って過ごしたものです。そんな私の大切な家族や親戚から、平穩な生活を奪った原発事故の責任は、いったい誰が取るのでしょうか？福島の事故の教訓も学ばずに、原発再稼働や原発輸出などと、経済最優先で私達を無視して、私達のささやかな幸せを奪って置いて、誰も責任を取らない、あやまらない、学ばない、そんなことは絶対に許されません。

今現在も、原発事故による避難者は自主避難者と言われている避難指示区域外からの住民も含めて数多くの人々が避難生活を続けています。

但し、悲しいことに、ここでも差別は生まれています。事実、避難指示区域内外の住民同士の対立もあります。先に述べたようないわき市の賠償金の支払い金額格差への不満の例もありますが、福島県から県外や首都圏に避難した人の中では、【自分は原発事故避難者】と知られることが偏見と差別につながるのを避難者と思われぬように静かに目立たないように生活している、とも聞きます。

実は裁判も先月の12月9日で第14回目の公判を終え、原告本人尋問の段階に入っていますが、今までの13名の原告の方々の発言に共通する言葉は、「なんで、こんなことになったのか？いまだに仮設住宅住まいは本当に辛い、悔しい、そして情けない、みじめだ。」「原発事故さえなかったら、放射能汚染がなかったら、とっくに自宅を再建出来ていた、広々とした自宅で息子夫婦や孫たちに囲まれて楽しく暮らしていた。」「代々受け継いできた農業で、やりがいのある仕事と生産者としての誇りを失わずにすんでいた。」「老後にこんな目に遭うなんて夢にも思わなかった。」「自宅にいれば自由に自分達の思うように生活できていた。」「狭い仮設住宅で長期間の避難生活でストレスがたまり続け、体調を崩すと同時に気力体力も低下した。」「親が一気にボケた。」「息子や娘や孫たちは、首都圏や福島県外に避難して定住してしまい、高齢者だけが取り残された。」そして、原発事故避難者の最大の懸念は【生きることに疲れた。】なのです。

私の母も大熊町の自宅にはもう二度と帰ることは出来ません。今年84歳になる母の心情を思うと、皆さんに原発事故がどれほどの過酷な体験だったかということの全てを言葉では伝えきれません。それでも不幸中の幸いで娘の私がそばにいて、何とか日々の生活は自立できています。同じ体験・同じ避難者・家族だから、本当の信頼関係で結ばれていることが唯一のお互いの支えになっています。

そんな母は、原発事故後、私達と一緒に借り上げ住宅に居りましたが、狭くて生活リズムが違う私達家族といることに母も私もストレスがたまり続け、2週間ほどで近くの別のアパートに移り生活していました。もちろん私のそばに居ることが絶対条件でした。但し、避難の混乱の中では自由に物件を選ぶということも出来ず、外階段のついた2階の部屋を借りました。しかし、高齢でリウマチの持病もある母は足腰も弱く、足が上手く上がらず2回も階段で転倒しました。そして気力体力も限界が近づき、また大熊町は帰還が永久に無理だということを理解して、2013年秋に中古住宅をいわき市内に購入しました。もちろん源資は東京電力からの賠償金です。不動産探しから契約手続き・引っ越しの一切を私が手伝いました。引っ越してご近所への挨拶周りをした時に、一軒だけ「どちらから来たの？」と聞かれ、母は「大熊町からです。」と答えた途端「あら～じゃあ、お金いっぱいもらったんでしょ？」と言われたことが

忘れられません。母は、黙って下を向いていました。まさしく【みじめ】でした。母も父が病死してから、一人で年金と預貯金をやりくりして十分な生活を送ることは出来ていましたし、私も正社員として檜葉町の事業所に勤務していました。それが原発事故による避難指示による事業所の閉鎖で解雇になりました。幸い、夫や息子達が仕事を失わずに済んだおかげで、何とか日々の生活を送ることが出来ています。だからこそ、裁判をはじめ、原発被害者を救済するための活動に当事者として身を置いているわけです。この原発事故の負の遺産は、廃炉まで30年～40年かかると言われており、その計画さえも予定通りに立ち行かなくなることが懸念されています。加害企業の東京電力、そして国策エネルギー政策として原発を推進してきた国の責任は重いです。

強いものが守られ、弱いものが犠牲になる。そんな社会はあってはなりません。しかし、福島の原発事故後の様々な情勢は、決して住民の目線で進んではない、弱者切り捨ての世の中に猛進しているように思えてなりません。

私は、今後も未来の福島県の子供達のためにも、今自分に実行できることを出来る限りは続けて行く覚悟です。

それは、皮肉にも今から19年前に、自ら望んで移住した福島県が原発事故によって変貌させられたことを後世にしっかり伝えることと同時に、福島原発事故の被害者が言われなき偏見によって分断されることや、無理解による差別を受けて悲しむことを無くすための努力をし続ける意味があると信じているからです。

最後になりましたが、本日はお招きいただきありがとうございました。
また、『公正な判決を求める署名活動』『避難用住宅提供打ち切り撤回署名』へのご協力も、どうぞよろしく願いいたします。

第1分科会資料2

森松明希子（原発賠償関西訴訟原告団代表）

今週の原発

ツイート

いいね! 57

原発賠償関西訴訟原告団代表

森松明希子さんインタビュー

「原発事故の被災者には、避難する権利、とどまる権利、帰還する権利が認められるべきです」

福島第一原発の事故後、たくさんの方が全国各地へ避難しました。しかし、国と東京電力は、避難者に対して十分な賠償や必要な支援策を講じていません。そのため、国と東京電力を相手どった避難者による訴訟が各地で起こされています。その中の一つ、関西へ避難した被災者による「原発賠償関西訴訟」の原告団代表、森松明希子さんに訴訟に至った経緯を詳しく伺いました。

取材・文/片山幸子（エディ・ワン） 撮影/テラサカトモコ



森松明希子（もりまつ・あきこ）1973年、兵庫県生まれ。大阪府大阪市在住。福島県郡山市在任中に東日本大震災に被災。2011年5月から、大阪市へ母子避難。原発賠償関西訴訟原告団代表。

中から見た福島は、 外から見た福島とは大きく異なる。

—森松さんご自身は、福島県の郡山市から避難されているんですよね。

森松 2011年の5月に、当時3歳の長男と0歳の長女と一緒に、大阪府に母子だけで避難してきました。

でも、避難をすると決めて郡山を離れたわけではなかったんです。

—と言うと？

森松 震災で住んでいたマンションの給水タンクが壊れ、家中が浸水し、家財道具も全てだめになってしまいました。着の身着のまま避難所へ身を寄せたんですが、何とか一家四人の命は助かったので、郡山で生活を再建しようとしていました。

たまたま、2011年のゴールデンウィークに、子どもを連れて関西の私の実家に帰省したのですが、そこで見たテレビの報道に、すごく衝撃を受けたんです。それを見てようやく、実家の家族の言うことが腑に落ちたと言うか。

—何と言われていたんですか。

森松 震災後、実家の家族はみんな、「早く福島を出なさい」と言っていたんです。

でも私は、この人たちは何を言うんだろうと思って、あまり真面目に取り合っていませんでした。被ばくに対する漠然とした恐怖があったとはいえ、その報道を見るまでは避難しようとは思ったこともなかったのですから。

——具体的には、どういう内容の報道だったのですか？

森松 原子力施設で起きた事故の深刻度を示す国際原子力事象評価尺度（INES）で、福島第一原発の事故は、最も深刻度の高いレベル7とされたという報道でした。同じくレベル7と評価されたチェルノブイリでは、事故後20年以上が経過しても健康被害が絶えないことなども、その報道で始めて知りました。

当時、福島県内で報道されることと言えば、どこかの学校で授業が再開されたとか、流通が元に戻ってきましたとか、復興に関するものが圧倒的に多かったんです。原発事故に関する報道で、しかも危険を知らせる報道なんて、少なくとも私は見たことがなかった。

福島第一原発事故の深刻度を伝えるその報道を見て、「もう福島には帰れない」と思いました。

郡山で生活を再建しようと思っていたのは事実なんです。一方で、郡山での生活に強烈な違和感があったのも確か。

——どんな違和感だったんですか。

森松 原発事故後の4月、長男は幼稚園に入園したのですが、制服を着せることができたのは入園式の1日だけでした。入園式の翌日からは、長そで長ズボンの服を着用するようにと言われたのです。

それから、数日後には幼稚園からマスクが配られ、外出時にはマスクを着用させるようになりました。外遊びもさせられないので、週末になると、ブランコやすべり台があるだけの普通の公園で1時間ほど子どもを遊ばせるためだけに車で県外まで行っていました。

娘は、できる限り外に出さないようにしました。徒歩5分の距離にある幼稚園に息子を送迎する時も、家に一人で残していました。寝返りができるようになった娘に、「寝返りしないでね」と言い聞かせ、窒息させないようにと周りをきれいに片づけて、まだ0歳の娘を一人で自宅に残して、大急ぎで息子の送迎をしていました。

もう、何が普通で、何が普通でないのかが、分からなくなっていました。子どもを被ばくさせないための暮らしにはいろんな制約があり……。 「一体いつまでこんな暮らしが続くんだろう」。そんな先行きの見えない不安がありながらも、郡山で生活を再建するために、必死でした。

——それでも、避難をしようとは思わなかったんですね。

森松 そこが、福島を中から見ると、外から見るとの圧倒的な違いだと思うのです。福島県内で生活していると、日頃どれだけ苦労して放射能と闘っていても、「避難しよう」とまでは、あまり思えないんです。放射能があることは分かっているけど、他の地域と比べてどれだけ汚染されているのか、というような情報が手に入りにくいからです。

客観的な情報が少ない中で生活を続けるうち、放射能に汚染された地域で暮らすということに折り合いをつけざるをえなくなる。それは、簡単に言えば「慣れ」です。目に見えない、触ることもできない放射線の中で暮らすということは、そういうことなのです。

——だからこそ、「外から見た福島」は衝撃的だったんですね。

森松 はい。まさに「私が知りたかったのはこの情報だ」と思いました。今まで

抱いていた違和感に、はっきりとした答えが出された感じだったんです。

その報道を見て、その日のうちに郡山の夫に電話し、母子避難することを決めました。最初、夫は驚いてはいましたが、わが子を守るためならばと、反対はしませんでした。

その日から、母子避難生活が始まりました。

母子避難を続けるのかどうか。 今でも、毎日のように悩んでいる。

—ご主人は、今も郡山市に住まわれているんですね。

森松 はい。仕事の都合もありますし、一家四人で一緒に暮したくても、当分は難しそうですね。

—郡山と大阪との二重生活で、ご苦労されるのはどんなことですか。

森松 夫の暮す家と、私たちの暮す家とで、2軒分の家賃がかかるうえ、水道光熱費なども2軒分なので、生活費の負担は大きいですね。夫が子どもに会いに来る時の往復の交通費もばかになりません。

—母子避難による二重生活の原因は、原発事故ですよね。国や東電からの補償はありますか。

森松 郡山市は、国が指定する「避難指示区域」ではありませんから、私たち親子は「自主避難者」とされます。自主避難者の場合、避難費用や、避難生活にかかる費用は補償されません。

—経済面以外では、どんなご苦労がありますか。

森松 自主避難者が必ずしもそうであるわけではありませんが、私たち親子は、住民票を移動していません。住民票を大阪に移すと、県民健康調査の通知などが届かなくなるかもしれない。福島県は、事故当時福島県内に住んでいた子どもに関しては、追跡調査をしておりますが、避難先に住民票を移動した避難者の中には、通知が届いていない方もいるのです。ですが、もう2年以上、大阪に暮していますし、私も大阪で仕事をしているのに、行政サービスが受けられずに困ることがありますね。

—具体的には？

森松 私が働き出した時に、長女の預け先を探していたのですが、住民票が大阪にない、という理由で、保育所の入所手続きすらできなかったんです。郡山と大阪の市役所に掛け合っても、「できません」と言われるばかりで。

何とか自分で、特別な事情がある場合には、住民票のある自治体以外の保育所に子どもを入所させることができる「広域入所」という制度があることを調べて、入所手続きをしました。

今年の4月には、長男が小学校に入学しましたが、やはり手続きはスムーズにいきませんでした。

この時も、郡山と大阪の市役所へ行って事情を説明し、ようやく大阪の小学校への入学が認められました。

—総務省は、原発事故の避難者に、避難先自治体へ「避難者登録」をするように勧めていますね。登録をしても、行政サービスなどは受けられないのですか。

森松 避難者登録はもちろんしていますが、実際にはあまり役に立っていませんね。何のための登録なのか、と思うことも多々あります。

—ご主人とは、月に何度くらい会えるのですか。

森松 だいたい、3週間に1度くらいですね。夫が子どもの顔を見ずに過ごせるのは、3週間が限界みたいなんです。もっと頻繁に会えればいいんですが、郡山から大阪までの往復交通費や、夫の仕事の都合も考えると、厳しいですね。

母子避難を始めた時、息子は3歳、娘は0歳でした。2人ともこの3年間で本当に大きくなりました。特に娘は、避難先で歩けるようになり、言葉を話すようになりました。

—そういう時期に、父親がお子さんのそばにいられないのは辛いですね。

森松 そうですね。子どもたちも、まだまだ父親に甘えたいだろうに、我慢をさせてしまって……。

最近、息子は父親との別れ際に、泣くのを我慢するようになりました。ぐっと涙をこらえ、父親の背中を、いつまでもいつまでも見送っているのです。父親と一緒に暮した記憶がないであろう娘も、父親と離れて暮すことのみしさを理解し始めたのか、父親との別れ際には、私にぎゅっとしがみついて、うつむくようになりました。

母子避難は、最愛の子どもたちを守るために、夫婦2人で決めたことです。でも、避難生活を始めて3年以上が経った今でも「明日も避難を続けるのか」と悩みます。子どもに辛い思いをさせたくない。子どもの健康を守りたい。二つの思いはいつも私の中で攻めぎ合いますが、親である私は、子どもの健康を選ばないわけにはいかないのです。

9月18日から、関西の避難者が 国と東電を訴える裁判が始まります。

— 9月18日には、いよいよ「原発賠償関西訴訟」が始まりますね。森松さんは、裁判でどんなことを訴えますか。

森松 原発事故の被災者には、被ばくから免れ、健康を享受する権利があるということが認められるよう、訴えます。そのうえで、被災者が「避難する権利」、被災地に「とどまる権利」、避難先から「帰還する権利」を行使するのに必要な施策が講じられるよう、訴えます。

— 裁判で認めさせたいのは「避難する権利」だけではないということですね。

森松 そうです。もちろん、高濃度の放射能に汚染された地域では、国による避難指示は必要です。でも、避難指示区域以外の住民には、避難するか、留まるのかを自分で選択する権利が認められるべきです。

私は、子どもたちを守るために自主避難してきましたが、決して経済的な余裕があったから避難をしたわけではありません。なんとか郡山で生活をしていけないかと、最後まで考え抜いた結果、避難をせざるをえないという決断をしたのです。ですが、被災地に留まっている人たちが、子どもを守っていないとは決して思いません。私自身、震災後の2カ月間、放射能汚染地で子育てをするということがどんなに大変かを経験しているのですから。

放射線被ばくから免れて健康を享受するという権利を被災者が行使するためには、まずは「避難する権利」が認められなければいけません。ですが、その土地

で築き上げた人間関係などを断ち切って避難するのは、本当に高いハードルなんです。なので、放射線被ばくのリスクについて正しく知らされたうえで、被災者本人が被災地に留まる決断をするのなら、その決断は尊重されるべきだと思います。避難先からの帰還についても同様です。

——「とどまる権利」と「帰還する権利」ですね。

森松 そうです。ですが、被災地で生活することを選択した人に、被ばくをおしつけるようなことがあってはいけません。被災者がどんな選択をしようとも、放射線被ばくの恐怖から免れ健康を享受する権利が侵害されないようにするには、国の支援が必要です。

原発事故の真相を究明し、国の法的な責任を明らかにするよう訴え、原発事故の被災者が被ばくから免れるために必要な支援を受けられるように求めることも、今回の訴訟の目的です。

私たち被災者が何よりも求めているのは、被ばくから免れるために必要な具体的な施策です。「原発事故子ども・被災者支援法」(注)の当初の理念に基づいた具体的な支援策の実施こそが、この裁判の真の目的なのです。

(注) 原発事故子ども・被災者支援法……2012年6月に全会一致の議員立法により成立。福島県外の人であっても、福島第一原発事故によって被ばくした人は生涯健康診断を受けられることや、法律の運営には被災者の声を取り入れることなどが定められた画期的な法律だったが、具体的な施策や支援対象地域を決める基本方針の策定は1年以上先延ばしにされた。2013年の10月ようやく決定された基本方針には、被災者の声はほとんど反映されておらず、支援対象地域が福島県の33市町村に限定されるなど、当初期待された支援法の姿とは大きく異なる。

——事故の損害賠償については、どのように訴えますか。

森松 今回の裁判では、私たち原告団は損害の完全賠償を求めています。けれど、この裁判の真の目的は賠償ではなく、被ばくから免れるために必要な支援策の実施です。原発事故が奪ったものはあまりに大きく、一番返してほしいものは、もう返ってはきません。特に、外を駆け回って遊ぶという子どもらしい生活を奪われたり、避難によって大好きな友だちや家族と離れて暮さなければいけなくなったりした子どもたちの受けた被害はお金に換算できるものではないのです。

避難するにせよ、留まるにせよ、原発事故前と同じ暮らしができていない人は一人もいません。損害賠償請求訴訟を起こすということで、人から非難されることもありました。ですが、この事故で「家族4人で暮したい」という平凡な願いを奪われた私自身が、「家族4人で暮せないこと」に値段をつけなければいけなかったのです。その苦しみを、どうか分かってください。



原発賠償関西訴訟関西サポーターズ

<http://kansapo.iugem.jp>
原発賠償関西訴訟の原告団を支援している。

原発は、人の命や健康以上に 守られるべき大切なものなのですか？

森松 「普通の主婦だった森松さんが、原告団の代表になるという決断を、よくされましたね」とよく言われるのですが、私はその決断以上に、もっと大きな決断をすでにしています。

——もっと大きな？

森松 震災後、郡山の水道水からは放射性物質が検出されましたが、その水を子どもに与えました。

震災直後は、食料も、なんとか息子に食べさせるのがやっとという状態でした。でも、避難所には水道水があるから、私が水さえ飲んでおけば、娘に母乳をあげられる、助かったと思っていました。

なのに、その水には放射性物質が入っていたんです。テレビのニュースでそれを知った時、言葉が出ませんでした。

でも、水道水から放射性物質が出ていると分かっている、どうすることもできませんでした。流通も十分に回復していない状況では、ペットボトルの水を買うことすらできなかったんです。

飲みたくないと思っても、飲まないわけにはいきません。私たち夫婦は、子どもの将来の健康リスクを覚悟してでも、放射性物質の入った水道水を与えざるをえないという、決断をしたのです。

その水を飲んだ後、母乳を娘に与えましたし、息子がのどがかわいたと言えば、その水を飲ませました。

——……………。

森松 こういう話は、あまり知られていませんよね。でもこの決断は、私たち夫婦だけの決断じゃない。郡山には当時、留まっている住民がたくさんいたんですから。

これが、被ばくと直面するということです。現実起きていたことなんです。世の中の人にはあまりにも原発事故の真実を知らな過ぎる。

——原発事故の真実……………。

森松 そうです。できれば、放射性物質の検出された水を子どもに飲ませたなんてことは、誰にも言いたくなかったし、実際、震災後の2年間は、誰にも言えませんでした。

だけど、地震大国の日本には、54基もの原発があって、今回の事故は、たまたま福島第一原発ただけです。日本中の人々が、明日は我が身なんです。

それなのに、原発事故はどんどん社会から忘れられ、風化が進んでいます。それどころか、原発再稼働の話も動きだしている。今回の訴訟では、事故を経験した大人の責任として、原発事故の真実を訴えたいです。そして、社会に問いかけたい。自分のこととして考えた時、本当にこれでいいと思えますか？と。

人の命や健康よりも守られるべき大切なものはないのです。原発事故後、郡山に留まっても、大阪に避難しても、ずっと苦しみが続いた生活の中で確信したことです。人の命や健康が守られないのなら、それは基本的な人権の侵害に他なりません。その意味で、私は今回の訴訟を、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利」と定めている憲法に基づいた、人権救済訴訟だと考えています。

被災者でなくても、原発事故後を生き抜く全ての人には、放射線被ばくから免れ健康を享受する権利が、どんな人にも等しく認められる社会をつくる責任があるはずです。

原発事故の真実から目をそらさず、この「人権救済訴訟」のゆくえを、どうか自分のこととして見守って下さい。



森松さんの著書『母子避難、心の軌跡 家族で訴訟を決意するまで』（かもしがわ出版、定価1400円＋税）。震災直後の郡山市での暮らしから、訴訟に至るまでの経緯を森松さん自身の言葉で書いた手記。

原発事故被災者支援関西弁護士

http://hinansha-shien.sakura.ne.jp/kansai_bengodan/
原発賠償関西訴訟の弁護士。

[↑このページの先頭へ](#)

福島第一原発事故で起きた 子どもの被害

甲状腺がんは多発？

2016年1月17日現在
うえに生協診療所
金谷邦夫

福島・甲状腺がん検診そもそも

福島で第一原発の原子炉建屋が次々水素爆発等
2011年3月12-15日

そして風向によって関東・東北の各方面に放射能が飛び散りました。

陸地側ではプルーム(原子雲)が西北方向に濃く流れたときに雨が降り、落下して高濃度汚染され、避難指示地域になりました。

しかし避難指示が出なかった地域も汚染されました。

健康被害としての結果の一つが甲状腺がん発生です。当時18歳までの子どもの調査が続いています。

福島で甲状腺がん多発？

東京電力・福島第一原発で3基の水素爆発事故がおきて多量の放射性物質が放出され、それは今も続いています

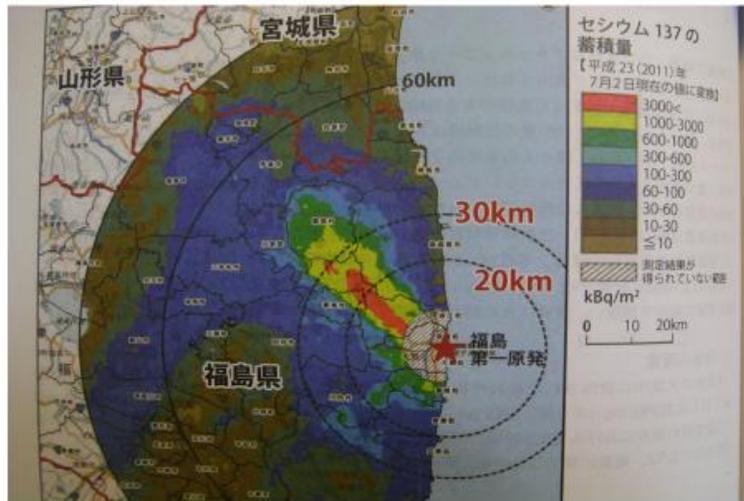
その事故を受けて福島県が健康調査を行ない、その一部として甲状腺健診が行われています。

その結果予想以上に甲状腺がんが「多発」しており、その評価を巡って、「もともとあったもの・過剰診療」と「多発している」との論争が起きています。

しかし健診は複雑な様相を呈して来ているように思います。そのことを私なりに整理してみました。



図表1 放射能汚染はこうして広がった
(2014年2月初めて新聞に報道?)



放射能汚染状態

福島県の「先行調査」(2011-13年)

避難地域・中通・会津など順番に健診が行われていった。
健診前は小児甲状腺がんは百万人に1人、「心配しないで！」
がん患者はせいぜい1、2人と想像していたのでしょうか？

ところが「山下教授」が予想もしてなかった頻度で甲状腺がん
が見つかった

これを説明するために様々な説明がなされた

- ①チェルノブイリでは暴露から4年を過ぎて発生
- ②チェルノブイリに比し福島のがんは高年齢の子供が中心
- ③放射性物質放出量はチェルノブイリの10分の1
- ④甲状腺がんは比較的「良性」でゆっくり成長
- ⑤だから今見つかっているがんは、精密な検診により掘り起こされたスクリーニング効果だ、過剰診療説まで

チェルノブイリでは

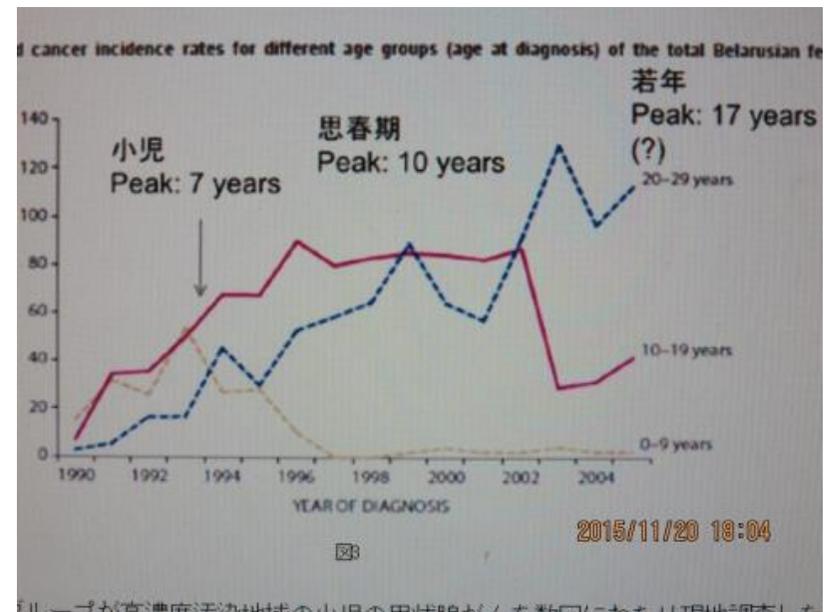
早くから甲状腺がんが多発傾向が観察されていた。

しかし国際的には認められなかった

日本の調査(長崎大・長滝・山下氏ら)の調査で放射線の影響が明らかにされた

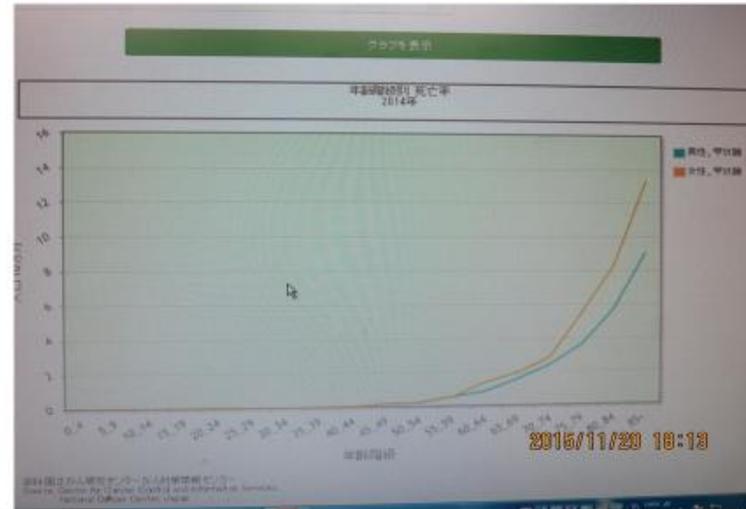
国際社会も認めざるを得なくなり、健康被害を甲状腺だけに限定していった

しかし病理解剖報告では心筋はじめ各種の臓器に障害を認めている





罹患率(全国推計)2011年



死亡率 2014年

全国年齢階級別推定罹患率

* 国立がん研究センター癌情報センター
甲状腺がん発生頻度
2001-2008年 100万人当たり

平均(/100万人)

15-19歳	3-9人	6.4人
20-24歳	14-22人	17.8人
15-24歳		12人

三県調査の詳細 2013年環境省

	被検者	結節	/10万人	癌
弘前市	1630人	21	1288人	?
甲府市	1366人	15	1098人	?
長崎市	1369人	8	584人	?
計	4365人	44		1人(229/100万)

(B判定相当)

福島県 216,809 1263 583人 43
2013年7月31日現在 200人余/100万人
福島では多発していない! という結論
しかし三県調査の 対象年齢は? どういう集団?

岡山大学調査(ネット情報等)

小倉ほか(2013年報告)

平成24年度岡山大学新入生での甲状腺超音波検査 男性1320人 女性987人

平均年齢18.3歳±1.3歳

甲状腺がん(手術で確認された);3人

男性1人 女性2人

700人に1人 100万人で1430人?

但し、母数が少ないので誤差は大きくなる

1996から2013年では男女合計で62919人で
がん16人 100万人あたり250人

茨城県北茨城市・甲状腺超音波検査事業 2013年度・14年度

13年度;対象06年4月2日~11年4月1日生

1548人 受診1184人 男女ほぼ同数

結果;A1:774人 A2:399人

B:11人 C:0人

14年度;対象92年4月2日~11年4月1日生

6151人 受診3593人 男女ほぼ同数

結果;A1:1746人 A2:2172人

B:72人 C:2人

毎日新聞12月3日報道でB判定から1人、C判定2人が甲状腺がんと診断された(タイプは不明)

検討協議会は放射線との関連は薄いとみている
しかし、頻度は高い!

福島県民健康調査;甲状腺検診 一巡目・「先行調査」の数値

地域区分	実施年度	一次受診数	二次対象	二次受診者	悪性(率)
避難指示	11	41810	221	199	14 0.0335
非避難浜通	13	54638	502	464	24 0.0439
浜通+避難		96448	723	663	38 0.0394
中通り	12	139338	988	920	56 0.0402
中通り	13	30970	249	228	7 0.0226
中通り全体		170308	1237	1148	63 0.0370
会津	13	33719	351	297	11 0.0326
県全体		300476	2311	2108	112 0.0373

「会津が少し少ないが大きな差は見られていない」ようだ

「悪性」は疑いも含む : 率(%) 第20回検討会資料より作成 2015. 8. 31

福島県民健康調査;甲状腺検診 二巡目・「本格調査」の数値

地域区分	実施年度	一次受診	二次対象	二次受診者	悪性率(%)
避難指示	14	30695	305	242	13 0.0420
非避難浜通	15	7563	4	3	0 0.0
浜通+避難		38258	309	245	13 0.0340
中通り	14	117780	868	510	12 0.0109
中通り	15	11212	41	9	0 0.0
中通り全体		128992	909	519	12 0.0093
会津	15	1555	5	3	0 0.0
県全体		169455	1223	770	25 0.0148

「悪性」は疑いも含む : 率(%)

2015. 11. 30 検討会資料より作成

一巡目・二巡目健診を合わせると

地域区分	受診者数	悪性(疑も)	率(%)
避難指示	41810	27	0.0646
非避難浜通	54638	24	0.0439
非難+浜通	96448	51	0.0529
中通り	139338	68	0.0488
中通り	30970	7	0.0226
中通り全体	158226	75	0.0440
会津	33719	11	0.0326
県全体	300476	137	0.0456

* 受診者数は一巡目受診数を採用。二巡目健診はまだ進行中

「甲状腺がんは比較的『良性』で、
治りやすく、死亡率も低いので、
急いで手術する必要はない」

しかし、福島医大の鈴木教授の報告では、
福島医大での手術例から(96例)

リンパ節転移 74%

肺転移 4%(2人)

これからすると「過剰診断」とか「予後良好」という
だけで手術を先延ばしはできないだろう
(この指標がある場合は放置してよいという
ものがあれば、それに従って区別できますが)

もう一度一巡目・二巡目調査を振り返る

地域区分	受診者数	悪性(疑も)	率(%)
避難指示	41810	27	0.0646
中通り全体	158226	71	0.0449
会津	33719	11	0.0326
県全体	300476	137	0.0456

統計学的に処理する方法(どの方法がいいかなど)を知らない
ので何とも言い難いのですが...

「量・反応関係」を一定示しているのではないかと?

* 受診者数は先行調査(一巡目)の数を採用

いま、じわりと被曝による発がんが
増加しているのではないかと?

今後の調査の結果がどう変わるかによるが、

- ① 会津の発生は100万人当たり約326人
これが自然発生か、+アルファの基礎数?
- ② それに対して、避難指示地域の発生率の増加は、
放射性ヨウ素被曝による、「上乗せ効果」で、
余分に発生した甲状腺がんと言えるのではないかと?
- ③ 今後、この差はじわりと広がるかもしれない
感じがする

二巡目健診で分かってきたこと

子ども(0~18歳)の甲状腺がんの発生率は臨床(有所見から)と、超音波検査では発生率が異なるだろう
従ってがん研の100万人に2, 3人は、福島の解析・発生の多少の検討に用いるべきではないだろう
甲状腺がんの発生率は年齢性によって異なる
住民全体を対象にしたものでは、これまでの常識を超える率で「潜在癌」があるものと思われる。その範囲は100万人に対し数名から300名近くの間と思われるが、いまだ明確ではない。

「本格調査」で心配すること

検査受診者が減少していること。
2次検査対象者の受診数も激減している。
一巡目の調査の報告などに対する不信
モルモット扱いされるのは・・・
「良性のがん」なら大きくなってからでも・・・
という考えもあるのだろうか？
18歳を過ぎ、次第に健診受診も難しい？
しかしチェルノブイリでも10年後、20年後にも増加している！

第44回公害・環境デー

第2分科会「TPPと食の安全」 運営次第

(1) 日時 2016年1月30日(土) 午前9時30分～12時

会場 エルおおさか 本館 7階・701号室

(2) 司会と午後の全体会での報告者

* 司会……………藤永のぶよ

* 全体会での報告者…中村優・公害環境デー実行委員

(3) 分科会の目標

食の安全と言えば、一般的に「安心」「安全」が主張されますが、最も大事なことは「食の安定供給」＝つまり自給率の向上です。これは、先進諸国では常識です。それを根底から揺るがすのが「TPP」です。本分科会ではTPPの到達点と問題を掘り下げます。一方で、食のあり方までを揺るがしているのが「機能性食品」など栄養補助食品と言われる食品群です。

私たちの大阪は自給率たったの2%です。この脆弱な都市の消費者として、あふれる情報に惑わされず、本物を見抜くしっかりした目が求められます。この分科会を、一年に一回の勉強の場・参加者との意見交換の場とします。

(4) スケジュール

9:30 司会者による開会あいさつ

9:40～10:20 第一報告「TPPの最新情報」
農民組合大阪府連副会長 佐保 庚生氏

10:25～10:55 第二報告「機能性食品・健康補助食品とは」
大阪市立環境科学研究所調査研究課(企画グループ) 中間 昭彦氏

10:55～11:00 休憩

11:00～12:00 全体討論
意見交換

TPP「大筋合意」と日本の食と農

2016. 1. 30
農民組合大阪府連会
佐保 庚生

「大筋合意」は最終合意ではない

* シンガポール、ブルネイは離境税をさらにマレーシアは大臣が途中で帰ったという、12か国の離境税がそろっていない状況で「合意」発表された。しかし、佐保または書かれていないこともあり最終合意ではない

* 10月中旬から12か国の交渉官が、成田（空港）で最終テキストの読みの作業・法的チェック作業・翻訳作業などをすすめたが、10月末になっても完成しなかった。最終の進捗は積み残された課題があるということ

* TPP協定(暫定版)には、「再協議」「委員会の設置」などがいざるところに書かれているといわれ、「このあたりが合意したけどさらに協議を重ねる」ということ。協定は3年以内に再協議し、農産物の関税も7年後には「撤廃に向けて再協議」になっている。

* 政府は、全文を説明し、影響試算を出し議会で議論する日程も示さないまま、臨時国会要求は無視、早々に「TPP対策本部」を立ち上げ、TPP対策費を補正予算計上という国内対策だけを先行する。日本だけが異例の動きです。

* 国会決議を守っているか
国会決議(2013.4.18参議院 4.19衆議院 決付)
米、麦、牛肉・豚肉、鶏製品、甘味蜜漬作物など、農林水産物の重要品目について、削減税率を生産可能なよう除外または再協議の対象とすること。10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃もきめ認めないこと

1、重要5品目と国会決議

表1 重要5品目の主な合意内容と関税撤廃品目

国会決議	TPP「大筋合意」 主な合意内容	主な関税撤廃品目	関税 撤廃率	対象 FTA
米	米・粟産米に78万tの輸入枠を設定 MA米6万tを米別に上積み	ピーマン、ホシドリア(ホシを含むもの)(気密容器入り以外)(調整保存処理)、いかめしなど(ホシを含むもの)	26%	除外
小麦	除外	小麦(飼料用)、大麦(飼料用)、オーキッドス(無糖のもの)、パスタ(ホシを含むもの)	24%	将来見直し
牛肉	25年後までに関税を20%削減(28.5%→9%)	牛タン(生鮮・冷蔵・冷凍)、ハラミなど牛臓器(生鮮・冷蔵・冷凍)	73%	関税削減 (28.5%→23.5%)
豚肉	高関税は10年で関税撤廃(4.3%→0%) 加工肉(煮豚関税)は90%削減	豚の内臓(冷蔵)、豚の肝臓(冷蔵)、ハム、ペーコンなど豚肉製品	67%	関税削減を 20~50%削減
乳製品	バター・脱脂粉乳に低関税輸入枠を設定 ホエイ(乳清)の関税撤廃 チーズの一部の関税を撤廃	フロゾンヨーグルト、無糖ヨーグルト、フレッシュチーズ(シレットチーズ)、チェダーチーズ、ゴータチーズ、クマンベールチーズ、おろし・粉チーズ	30%	再協議
砂糖	加糖調整品の輸入枠を設定 でんぷんに特別輸入枠を設定	ホシで糖、糖蜜、カラメル	24%	将来見直し 前向き

* 「除外」とは「特定の物品を関税の撤廃・削減の対象としないこと」
* 「再協議」「将来見直し」とは「特定の物品の扱いを将来の交渉に先送りすること」
* 決議は「10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと」も要求
* 数字の意味合い ①米は15年の減込上積み6万t、②小麦25.3万tは産地別の小麦生産量(27万t)に匹敵、③牛・豚肉の削減後の関税は、内外価格差にてらせば、事実上関税ゼロに近い
「農民」臨時増刊172号から

2、重要5品目以外の農林水産物

- * 野菜は全品目関税ゼロ関税が撤廃される品目は98%にのぼる。 * 鶏肉・鶏卵も関税撤廃
- * 果実・果汁、ワインも関税撤廃
- * 林産物、水産物など、軒並み関税が撤廃される

表2 日本農業「皆殺し」！「5品目」以外も軒並み関税ゼロ

	今の関税	撤廃時期	国内生産量	輸入量
オレンジ	16~22%	6~8年目	86万t	12万t
オレンジ	21.3~29.8%	6~11年目	0.6万t	9.6万t
りんご	17%	11年目	74万t	0.1万t
オレンジ	19~34%	8~11年目	1.5万t	8.4万t
ぶどう	7.8~17%	即時	18.6万t	1.8万t
さくらんぼ	8.50%	6年目	1.9万t	1万t
パイナップル	17%	11年目	0.7万t	16.3万t
トマト	3%	即時	74.0万t	0.8万t
トマト加工品	16~29.8%	6~11年目	30万t	26万t
ブロッコリー	3%	即時	14.6万t	0.1万t
アスパラガス	3%	即時	2.9万t	1.2万t
カボチャ	3%	即時	20.0万トン	9.9万t
ネギ	3%	即時	48.4万t	5.5万t
ジャガイモ	4.3%	即時	245.6万t	2.0万t
同加工品	8.5~20%	4~11年目		
イタゴ	6%	即時	16.4万t	0.3万トン
レタス	3%	即時	57.7万t	1.1万t
サツマイモ	12.80%	6年目	88.6万t	-
タマネギ	8.5%	6年目	141.5万t	30.2万t
茶	17%	6年目	8.5万t	0.5万t
落花生	10%	即時~8年目	1.7万t	2.7万t
大豆*	10%	即時	7.1万t	2.6万t
いんげん*	10%	即時	1.8万t	3.4万t

農水省「TPP交渉大筋合意の概要」から作成。
*印は国内税率品目。このほか水産物も軒並み関税が撤廃され、ゼロになる。タマネギは1%、73.7円以下のもの

3、食料自給率低下、農業・農村の危機

重要5品目に含まれる細目586品目のうち174品目の関税を撤廃、残りは関税削減で、重要5品目以外の農林水産物では98%に当たる品目が関税撤廃され、野菜は関税を全廃、日本の農林水産物への影響は計り知れない。農業・農村の危機的状況に追い打ちをかけ、農村や国土の荒廃をひろげ、最低水準の食料自給率をさらに低下させることは必至で、史上最悪の農林水産物輸入「自由化」となっている。

表3 TPPはWTOをはるかに上回る農業破壊協定だ

	WTO 農業合意	TPP 合意
小麦	66円⇒65円	TPP輸入枠
マークアップ	53円⇒45円	45%削減
牛肉	50%⇒38.5%	9%
豚肉 定率関税	5%⇒4.3%	0%
畜産関税基準価格	4825円⇒4100円	90円
脱脂粉乳	466円⇒396円	低関税輸入枠
バター	1199円⇒965円	低関税輸入枠
ナチュラルチーズ	25%⇒23.8%	0%
でん粉	140円⇒119円	TPP輸入枠
野菜の大部分	5%⇒3%	0%
タマネギ	10%⇒8.5%	0%
オレンジ (6月~11月)	20%⇒16%	0%
(12月~5月)	40%⇒32%	0%
オレンジジュース	30%⇒25.5%	0%
りんご	20%⇒17%	0%
りんごジュース	22.5%⇒18.1%	0%
ぶどう (3月~10月)	20%⇒17%	0%
(11月~2月)	13%⇒7.8%	0%
パイナップル	30%⇒17%	0%
さくらんぼ	10%⇒8.5%	0%
雑豆	417円⇒354円	0円
落花生	736円⇒617円	0円

*財務省貿易統計、農水省「農産物の品別別交渉結果概要」から作成。単位は kg 当たり円、%

4. 影響は過少、「農業を成長産業に」、1兆円の輸出目標掲げる政府

政府、重要5品目生産減少額圧縮 1300~2100億円

品目	減産率	生産減少額	生産減少率	生産減少額
米	69%	約1兆100億円	32%→0%	0億円
小麦	1%	約770億円	99%→0%	62億円
大豆	21%	約230億円	79%→0%	4億円
砂糖	0%	約1500億円	100%→0%	52億円
でんぷん原料作物	0%	約220億円	100%→0%	12億円
牛乳乳製品	55%	約2900億円	45%→0%	198~291億円
牛肉	32%	約990億円	68%→0%	311~625億円
豚肉	30%	約600億円	70%→0%	169~332億円

(内閣府貿易政策課から作成)

これが自見の見の公表です！

*TPPに関する物産基準として示している6項目

1. 政府が「国産食品の検査」を推進する目的、交渉参加に促す。
2. 日本貿易の発展に資する6品目の工業製品の製造基準は採入れの無い。
3. 製造基準を守らる。
4. 食品の安全安心の確保を図る。
5. 食品の品質を向上し、150品目は検査しない。
6. 政府調達・公的サービス等は、食品の検査を採入れる。

2. 残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組み換え食品の表示義務、遺伝子組み換え種子の規制、輸入原材料の原産地表示、BSEに併発する輸入措置等において、しゃくひんの安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと。(国会決議から)

2020年の輸出目標 1兆円のうち農産物は1000億円弱

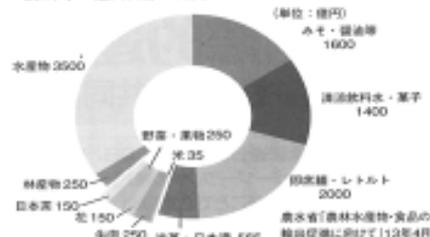


表4 TPPによる農産物の生産減少額は1兆円を超える

品目	生産減少額
米	1100億円
牛肉	2000~3000億円
豚肉	4000億円
乳製品	1000億円
主要果実	1900億円
合計	約1兆~1兆1000億円

- *1 鈴木博史元や業界団体の試算調査を合計したもの。
- *2 加工品や調製品、野菜、林産物を除く。

表1 TPP「大筋合意」の日本経済への影響の試算結果

	「大筋合意」	企業間交渉後
GDP増加率	0.08%	0.18%
GDP増加額	65兆円	13兆円
農林水産生産増加額	▲10兆円	▲21兆円
食品加工生産増加額	▲15兆円	▲21兆円
自動車生産増加額	▲44兆円	28兆円

資料: GTAP モデルによる東大農大研究会試算。

政府が12月の公表したTPP影響試算は、国内総生産（GDP）の増加は前回試算の3.2兆円から1.3、6兆円と4倍に跳ね上がり、農林水産業の生産減少額は3兆円から1300億~2100億円に20分の1に圧縮されている。

鈴木博史大教授は、「控えめに見ても農林水産物が1兆円、食品加工で1.5兆円生産額が減少、自動車でも減少が生じ全体で日本のGDPはわずか1.5兆円しか増えない可能性がある。」と警告している。

一方で、2020年には農産物の輸出目標を1兆円に伸ばすとしているが、国産農産物を使わない加工食品が50%強

5. 食の安全・安心

1. 安全性の評価手続きに海外企業代表の関与が急務

協定案第7章「衛生植物検査（SPS）措置」の項目で、加盟国間でSPS委員会を設けるとされており、安全性の評価手続きに海外の企業が関与する恐れがある。SPS上の措置に関する紛争解決のために、本協定第28章の「紛争解決ルール」に基づき政府間協議が行われることなどが盛り込まれている。

2. 動植物検査等検査の迅速化 48時間通関制度

加盟国に輸入貨物が国内に到着後48時間以内に税関を通過（通関）させることを義務付ける制度が導入された。予想される輸入急増、追いつかない食品検査体制（食品衛生検査員は406人）で国民の命や健康を守るか。現在は92.5時間、日本の通関時間（一般貨物の輸入手続きの所要時間）は62時間程度がかかっており、検査率は年々低下（8.6%）している。

3. 「透明性の確保」にルールの設定や見直しに各国が参加

第8章「貿易の技術的障害（TBT）措置」のなかに、「透明性の確保」とある。各国の代表で構成されるTBT委員会や作業部会を設けルールの設定や見直しを行うとしている。これは各国の食品添加物、食品表示の基準やルールについて貿易の障害にならないようにするため、強制規定（製品の特質や生産工程などについての規格を法令で義務づけるもの）、任意規定（法令で義務づけられないもの）、適合性評価手続きの導入などの様々なルールを策定しようとする際に、他の国（米国など）の利害関係者を検討に参加させなければならず、新たな規定を実施する60日前までに相手国の利害関係者が意見を述べる機会を設けることも盛り込まれている。

4. 食品添加物 ① 承認手続きの迅速化

「保険等の非関税措置に関する日米並行交渉に係る書簡」が大筋合意と同様に決着している。その中に「未指定の国際汎用添加物について原則として概ね1年以内にわが国の食品添加物として認めることを完了する」とした2012年の閣議決定を誠実に実施することが盛り込まれている。

国際汎用添加物（国際的に認められ、必要性が高いと考えられる添加物）は、45品目あり、日本は企業からの要請がなくても指定に向け安全性審査を開始し認可作業をすすめ、現在未指定は4品目となっている。

4品目はアルミニウムを含有する食品添加物（膨張剤）で国際基準も厳しくなっているもの。

5. 食品添加物 ② ポストハーベスト農業

輸入農産物に使用される防腐剤や防カビ剤などのポストハーベスト（収穫後）農業についても日本の基準が厳しすぎるからもっと緩めるよう米国から求められ食品添加物にしてきたが、米国は食品パッケージに表示されることが「輸入食品の販売を不利にする」として、防カビ剤などの食品添加物としての審査をやめるよう要求され、付属文書において、並行交渉の結果として、衛生植物検査（SPS）関連で、「両国政府は、収穫前及び収穫後に使用される防カビ剤、食品添加物並びにゼラチン及びコラーゲンに関する取組につき認識の一致をみた。」と記されている。

6、遺伝子組み換え (GM) 作物と食品と表示

協定案の物品貿易の拡大について記した「物品市場アクセス章 (第2章)、遺伝子組み換え作物に関する作業部会を設ける」との案文もあり、目的は①遺伝子組み換え作物の貿易についての国内法令や政策などについての情報交換、②遺伝子組み換え作物の貿易に関する締約国間の協力の拡大のための意見交換の場を提供すること、③農産物の貿易を促進するための「農産物貿易に関する小委員会」の管轄下におかれる。

バイオメジャーなどはGM種子の拡大のために、TPPをテコとしてGM食品の表示をなくすことに力を入れている。現在大豆やトウモロコシなどの7品目と豆腐をはじめ32の加工食品の主な原材料に義務付けているが、「遺伝子組み換えでない」という表示が消費者を遺伝子組み換えが危険であるかのように「誤認」させる、米国の農産物を締め出しているとして、不透明で「安全でない」という科学的根拠が示せないならやめると求められる可能性大、ISD条項で提訴が懸念される。

遺伝子組み換え作物の輸入量・割合

	遺伝子組み換え作物の付与割合 (2012年)	日本への輸入量 (千t) (割合)	日本での収穫量 (千t)
トウモロコシ (アメリカ) (ブラジル)	88.0%	6446 (44.8%) 4375 (30.4%)	2347
大豆 (アメリカ) (ブラジル)	93.0%	1968 (90.1%) 649 (23.5%)	199.9
ナタネ (カナダ)	97.5%	2309 (93.8%)	1.57
粟 (オーストラリア)	99.5%	101 (94.4%)	2.90

7、食品の安全・表示基準の緩和とISD条項

「地産地消」運動などで、国産や特定の地域産を強調した表示をすることが、米国の科学的根拠なしに差別するものとして攻撃される可能性もある。要するに、米国にとって「米国企業に対する海外市場での一切の差別と不利を認めない」ことがTPPの大原則。

韓米FTAでは、ソウル市の学校給食条例の廃止に象徴されるように、米国産を不当に差別する可能性を指摘され、数多くの国や地方自治体レベルの法律・条例を「自主的に」廃止・修正することになった。

8、残留農薬基準の緩和

* 最大残留許容値 (MRL) の見直し 日本で使用がないか 基準の設定がない農薬は一律基準値 0.01ppmとしているが、それが「不当な」として農業ポジティブリスト制の緩和、農作物を保護する化学物質の暫定基準について、米国と共同し早期に残留基準を決めることを求められてきている

→ 最大残留許容値に緩和→現在、日本で不使用が、基準のない農薬の輸入給基準をすべて0.01ppmとしている。これを不当だと

* 殺虫剤クロルピリホス 米基準8ppm 日本0.1ppm
殺菌剤キャブタン 米8ppm 日本1ppm
米の輸出農産物基準に整合させるべき

表 ビール会社4社の回答

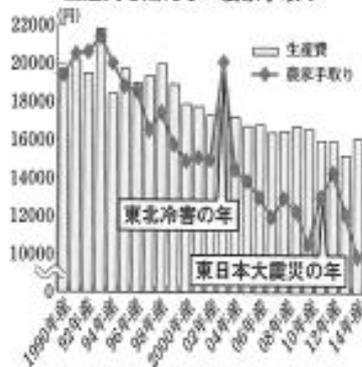
会社名	コーン・スターチ		糖類		コメント
	2014年	2015年	2014年	2015年	
キリン	非遺伝子組み換え	非遺伝子組み換え	非遺伝子組み換え	非遺伝子組み換え	調理学識が厳しく、安定調達のため切り替えた
アサヒ	非遺伝子組み換え	非遺伝子組み換え	非遺伝子組み換え	非遺伝子組み換え	安定調達のため2015年1月から使用
サントリー	非遺伝子組み換え	非遺伝子組み換え	非遺伝子組み換え	非遺伝子組み換え	品質安全を確保している。検査が必須なものを含む場合は表示する
朝日	-	-	非遺伝子組み換え	一部 非遺伝子組み換え	原料に安定して原料を確保するため、2015年2月から使用

知ってほしいこの実態

米価大暴落

新聞「農民」

生産費を賄えない農家手取り

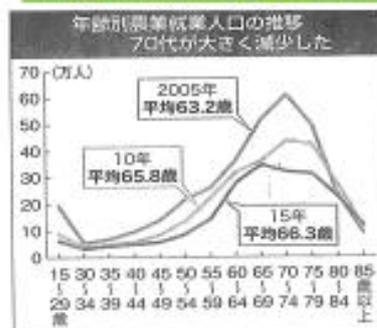


*生産費は全農入全国平均(農水省公表)、2014年度は未公表のため直近5年の平均

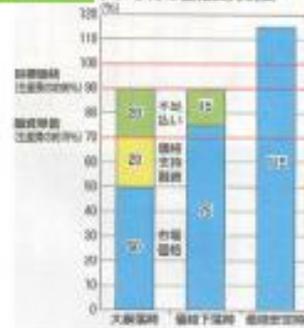
(例表) お茶わん一杯のご飯の値段は?

店頭価格(白米1kg)	1500円	2000円	2800円
白米1kg	300円	400円	560円
お茶わん一杯のご飯(精米65g)	20円	30円	35円
生産者手取り(玄米60g)	900円	1600円	2000円
農家の声	米作りをやめるしかないよ	赤字ではないけど手元にはあてないよ	若いもんは言えないよ

農業破壊のTPP撤退で自給率向上を



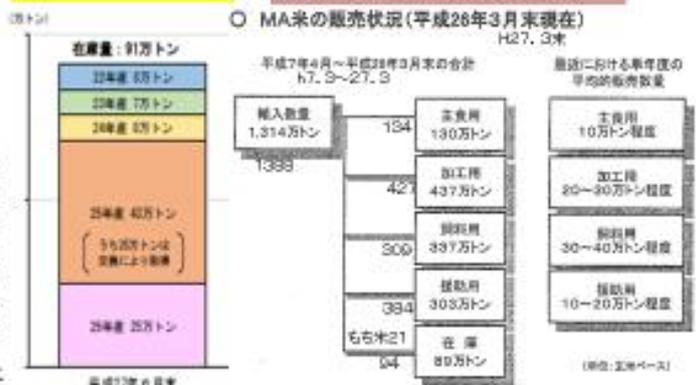
アメリカの価格支持制度



新聞「農民」

政府備蓄米の在庫

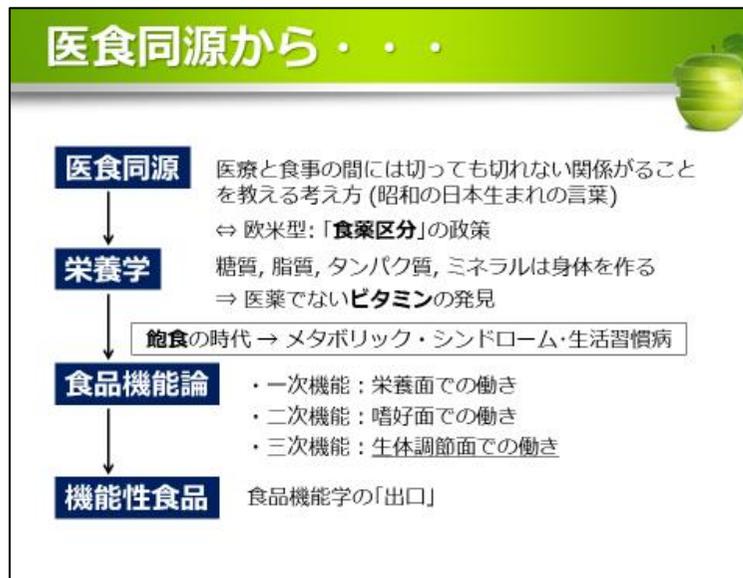
MA(ミニマム・アクセス)の販売状況 N



機能性食品とは何か?

大阪市立環境科学研究所
中間 昭彦

Jan. 30, 2016

機能性食品

機能性とは

- 一次・二次機能は含めない。
- 生体の生理統御系すなわち免疫系, 分泌系, 神経系, 循環系, 消化系の調節。

機能性を持つ食品

- 機能性を持つ成分を含んでいる食品 = 機能性食品の素材 (次表)

機能性食品

- 生活習慣病の一次予防(またはリスク低減)の働き(三次機能)をもつ食品
- 普通の食品や医薬品から区別
- 生体の調節によって生活習慣病のリスクを軽減し, その発症を遅らせることによって健康寿命を延ばすことに役立つ補助食品 ⇒ 広義には**サプリメント**

食品に含まれる機能性成分例 (1)

炭水化物		
単糖類・少糖類		
ラフィノース・スタキオース 大豆		ビフィズス因子
難消化性多糖類(食物繊維)		
難消化性デキストリン	(水溶性食物繊維)	整腸, 血糖調節, 血清コレステロール低下, 中性脂肪低下
キチン・キトサン	エビ, カニ, キノコ等	血清コレステロール低下, 免疫機能亢進, 整腸, 自律神経の調節
タンパク質		
カゼインホスホペプチド	乳及び乳製品	カルシウム腸管吸収促進
魚介類-ACE阻害ペプチド	イワシ, カツオ, サケ, マグロ, 貝, イカ, エビ等	血圧降下
カルノシン, アンゼリン	魚類, 鳥類, 豚等	抗酸化, 緩衝作用, 抗疲労
大豆タンパク質	大豆及び大豆製品	血清コレステロール低下, 血清中性脂肪低下
小麦アルブミン	小麦及び小麦加工品	血糖値上昇抑制
アミノ酸		
α-アミノ酸	アルギニン(成長ホルモン分泌, 血管拡張), アスパラギン酸(肝機能改善), システイン(色素沈着改善), グルタミン(免疫能改善, 肝障害抑制, アルコール代謝促進), ロイシン(肝不全抑制, 運動機能改善), メチオニン(脂質代謝改善, ヒスタミン血中濃度低下), トレオニン(肝脂肪蓄積抑制), トリプトファン(不眠改善), バリン(肝不全抑制)	
テアニン	玉露, 緑茶, 抹茶等	血圧降下, 抗ストレス
γ-アミノ酪酸(GABA)	発芽玄米, 甲殻類等	脳血流改善, 血圧降下, 精神安定, 腎・肝機能向上, アルコール代謝促進作用
タウリン		血清コレステロール低下, 肝機能向上, 恒常性維持

食品に含まれる機能性成分例 (2)

ポリフェノール		
ワインポリフェノール		抗酸化, 抗血栓, 血流増加
オリーブ油のポリフェノール	オレウロペイン, ヒドロキシチロソール	抗酸化, 動脈硬化抑制
イチヨウ葉エキス(フラボノイド・テルペノイド)	類香	抗酸化, 抗血栓, 記憶力や学習能力の向上, 認知症の改善
フラボノイド		
ノビレチン	柑橘類(シークワーサー)	
アピゲニン	セリ科野菜(バセリ・セロリ)	
ルテオリン	春菊, ビーマン, セリ科野菜等	抗酸化, 動脈硬化抑制,
ルチン	ソバ, アスパラガス, 柑橘類, クワの実等	(種類により, 抗血栓, 抗腫瘍, 抗炎症, 抗アレルギー, 免疫機能亢進など)
ケルセチン	タマネギ, 柑橘類, ココア等	
リスベラトロール	ブドウ, ワイン等	
アントシアニン		
シアニン	黒豆, 赤シソ, 赤キャベツ等	抗酸化, (種類により, 視力回復, 動脈硬化抑制, 抗炎症など)
デルフィニジン・グルコシド	ブドウ等	
カテキン		
エピガロカテキンガレート	緑茶	抗酸化, 抗腫瘍, 抗アレルギー, 血圧上昇抑制,
エピカテキン	" , ココア, リンゴ等	動脈硬化抑制, 脳質代謝改善, 抗菌
イソフラボン		
ダイゼイン	大豆	抗酸化, 女性ホルモン様作用, 骨粗鬆症予防, 乳がん予防, 更年期障害軽減

健康食品から...

健康食品は1960年代なかばから、当時ブームを巻き起こしていた「自然食品」とともに世間に広まり始め、1975年ごろにそのブームのピーク。

健康食品・サプリメントの推定市場規模は1兆4,746億円(2012年調べ)

60歳女性を中心に

美肌・肌ケア/ 健康維持・増進/ 関節の健康/ 疲労回復など

2001年 粉末や錠剤やカプセルなど医薬品と似た形態OK

1990年ごろからアガリスクブーム

⇒ 2003年、一部のアガリスク製品にラットに対する中期多臓器発がん性実験で発がん作用を助長・促進する発がんプロモーター作用を確認

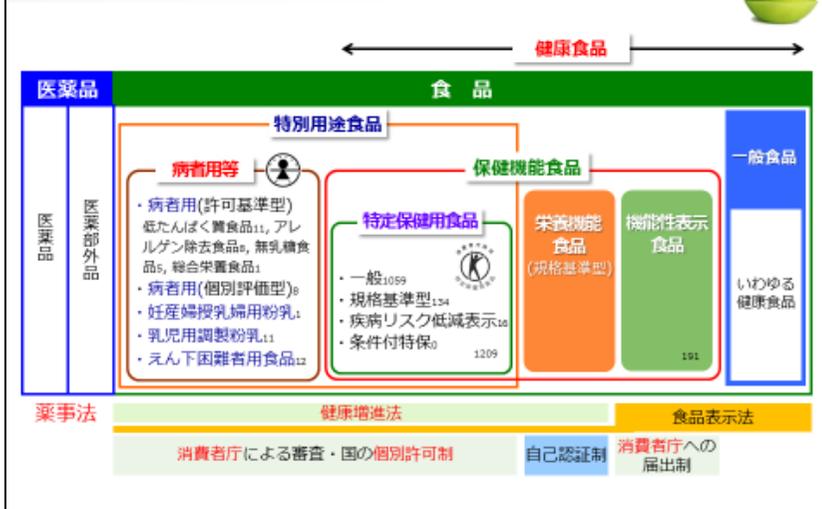
健康食品に関わる様々な調査・検討会

国が健康食品を規定する

⇒ 1993年6月 特定保健用食品 第1号

特定保健用食品の市場規模は6,135億円(2014年調べ)

食品の制度上の分類



特定保健用食品の機能

表示内容	保健機能成分(関与成分)
お腹の調子を整える食品	難消化性多糖類, オリゴ糖, 乳酸菌
血糖値が気になる方に適する食品	グアバ茶ポリフェノール, 難消化性多糖類, 小麦アルブミン, 豆鼓エキス, L-アラビノース
血圧が高めの方に適する食品	カゼインデカペプチド, かつお節オリゴペプチド, サーデンペプチド, 杜仲葉配糖体, GABA
コレステロールが高めの方に適する食品	キトサン, 大豆たんぱく質, サイリウム種皮, 植物ステロール, フロココリー・キャベツ由来アミノ酸, 茶カテキン
むし歯の原因になりにくい食品と歯を丈夫で健康にする食品	糖アルコール, 茶ポリフェノール, キシリトール, フノラン, CPP-ACP, Pos-Ca, 緑茶フッ素
血中中性脂肪、体脂肪が気になる方の食品	グロビン蛋白分解物, コーヒー豆マンノオリゴ糖, 茶カテキン, EPA・DHA, ウーロン茶重合ポリフェノール
コレステロール・お腹の調子 コレステロール・脂肪	低分子アルギン酸ナトリウム, サイリウム種皮の食物繊維
骨の健康が気になる方に適する食品	大豆イソフラボン, 乳塩基性タンパク質, ビタミンK2
ミネラルの吸収を助ける食品	CPP(カゼインホスホペプチド), ケエン酸リンゴ酸カルシウム, ヘム鉄

機能性表示食品とは

9

機能性表示食品とは

- 安全性及び機能性に関する一定の科学的根拠に基づき食品関連業者の責任において特定の保健の目的が期待できる旨の表示を行う。
- 科学的根拠等にていて消費者庁長官により個別審査なし。**届出のみ**(販売日60日前までに)。
- **対象外**(特別用途食品及び栄養機能食品、アルコール飲料、脂質・飽和脂肪酸・コレステロール・糖類・ナトリウムの過剰摂取につながるもの)
- 疾病に罹患していない者を対象とする
- 生鮮食品を含めすべての食品が対象
- **食事摂取基準に策定されている栄養素は対象外** (n-3系脂肪酸×→EPA〇、食物繊維×→難消化性デキストリン〇)

機能性関与成分名	表示しようとする機能性
ラクトフェリン	内臓脂肪を減らすのを助け、高めのBMIの改善に役立ちます 食後の血中中性脂肪や血糖値の上昇をおだやかにする。おなかの調子を整える
難消化性デキストリン	肌の水分保持に役立ち、乾燥を緩和する機能
ヒアルロン酸Na	肌の水分保持に役立ち、乾燥を緩和する機能
モノグルコシルヘスペリジン	中性脂肪を減らす作用
鶏の花由来イソフラボン	内臓脂肪（おなかの脂肪）を減らすのを助ける機能
米由来グルコシルセラミド	肌の保湿力（バリア機能）を高める機能
ローズヒップ由来ティロサイド	体脂肪を減らす機能

栄養機能食品とは

10

栄養機能食品とは

- 通常の食生活を行うことが難しく1日に必要な栄養成分を取れない場合に、その**補給・補完のために**利用してもらうための食品
- 1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養成分量が、国が定めた**上・下限値の規格基準に適合している場合**、その栄養成分の**機能の表示可能**。機能の表示と併せて、定められた注意事項等を適正に表示。**国への許可申請や届出は不必要**。

脂肪酸(1種類)	n-3系脂肪酸
ミネラル類(6種類)	K, Ca, Zn, Cu, Mg, Fe
ビタミン類(13種類)	ビタミンA, B ₁ , B ₂ , B ₆ , B ₁₂ , C, D, E, K, 葉酸, ナイアシン, パントテン酸, ビオチン

保健機能食品 「食生活は、主食、主菜、副菜を基本に食事のバランスを。」の**表示義務**

第44回公害・環境デー

「地震・津波・防災」分科会 運営要項

- (1) 日時 2016年1月30日(土) 午前9時30分～12時
会場……………本館10階研修室5(36人収容)
会場設営 9時～
司会・講師・報告者・全体会への報告者の集合時間…9時15分までに

(2) 司会と午後の全体会での報告者

- * 司会……………前川謙二(元府職員)
- * 全体会での報告者…高本東行・公害環境デー実行委員

(3) 分科会の目標

南海トラフ巨大地震と地震・津波・防災では、木造密集住宅対策、超高層ビル問題、避難計画・地区防災計画、巨大台風・集中豪雨対策などもあるが、今回は津波対策(石油コンビナート、船舶・コンテナ対策を含む)と地下街問題を取り上げて集中的に議論し、それ以外は順次取り上げていくようにする。

(4) スケジュール

- 9:30 司会者による開会あいさつ
- 9:30～10:10 記念講演「南海トラフ巨大地震の概要と災害」
講師 田結庄良昭氏(神戸大学名誉教授)
- 10:10～10:20 講演に対する質疑
- 10:20～10:50 ①大阪府・市の津波対策(報告15分・質疑討論15分を目安に)
報告者 府職労土木現場支部 小山 光治
- 10:50～11:20 ②どうなっている大阪の石油コンビナート対策(同)
報告者 大阪から公害をなくす会 中村 毅
- 11:20～11:50 ③集中豪雨・大震災で地下街はどうなる?(同)
報告者 大阪自治体問題研究所 山口 毅
- 11:50～12:00 全体討論。次回の課題などの議論

図 1

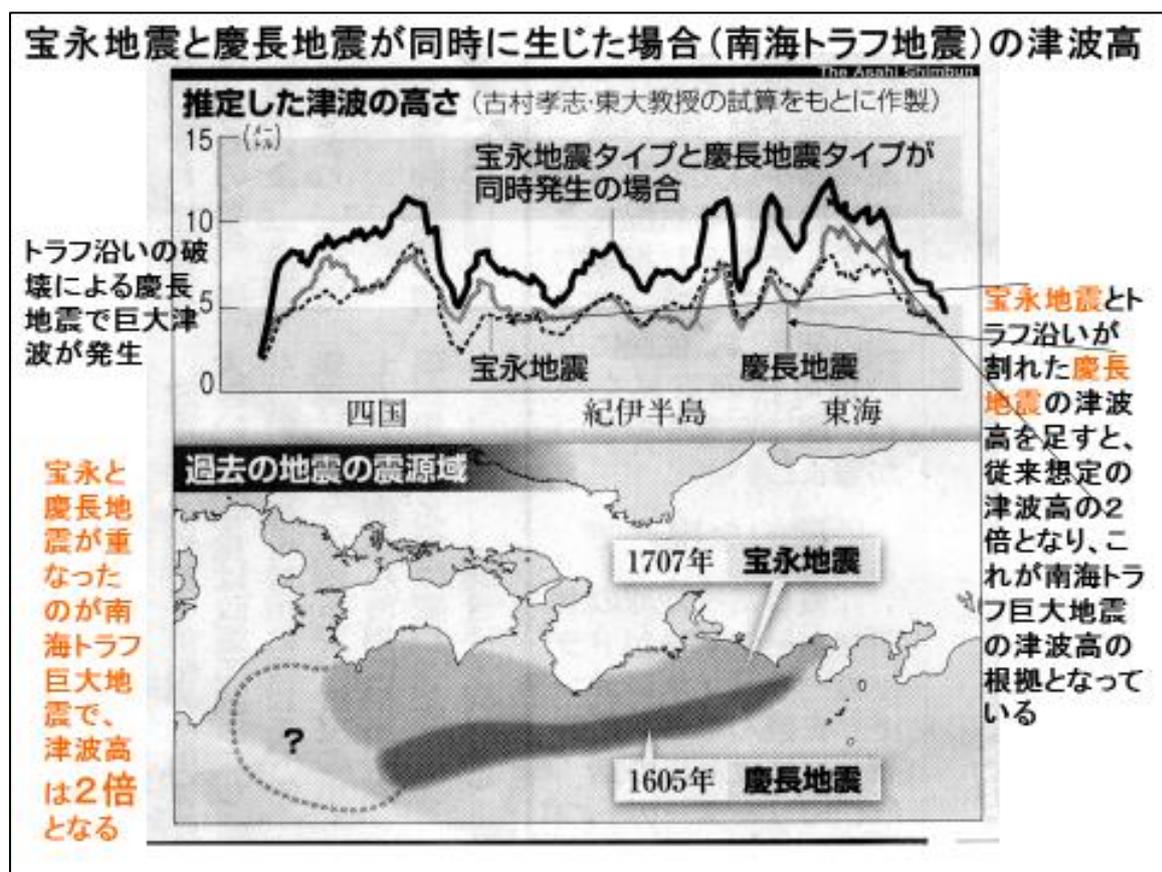
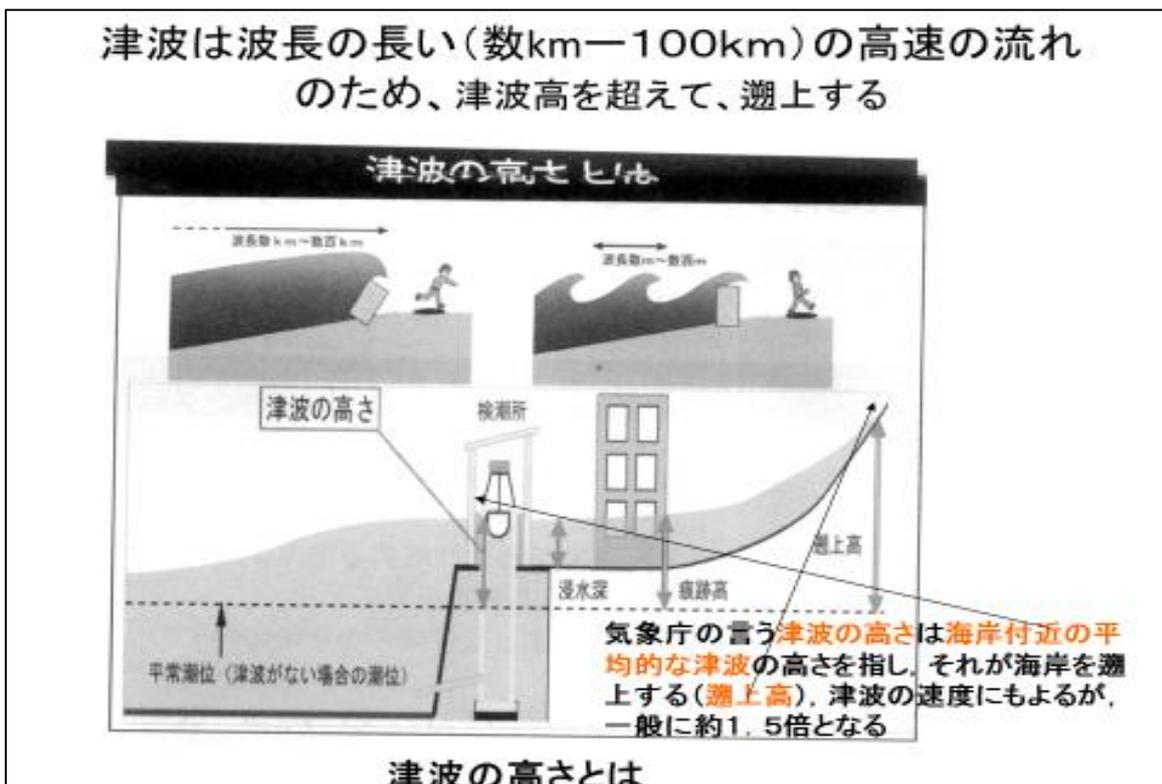
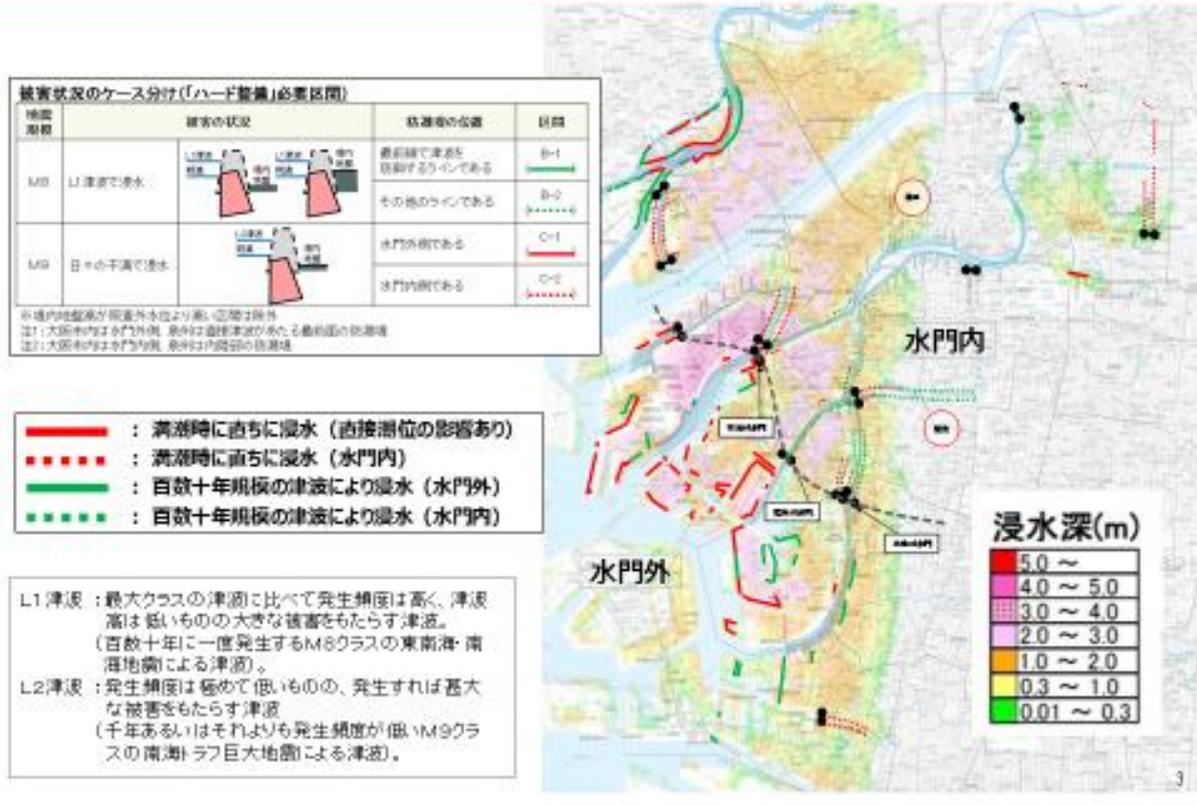


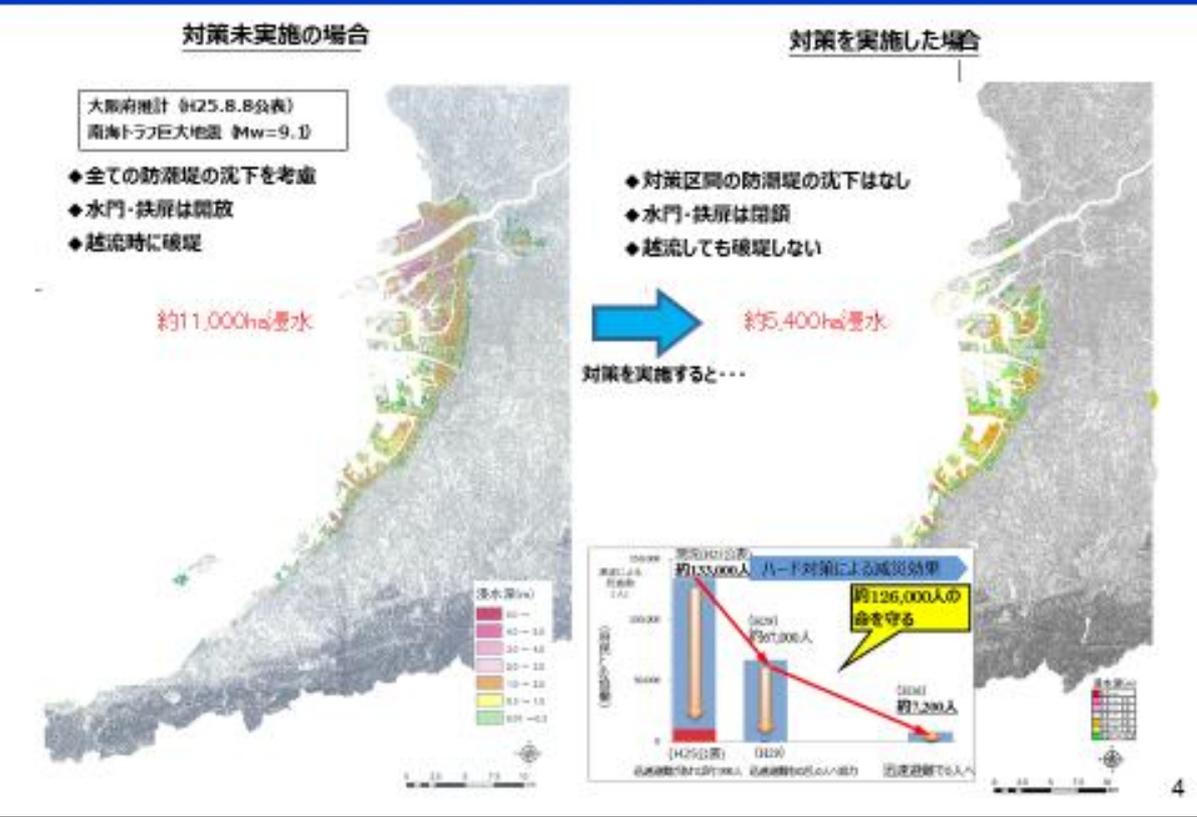
図 2



何が問題なのか、どんな現象が生じるか

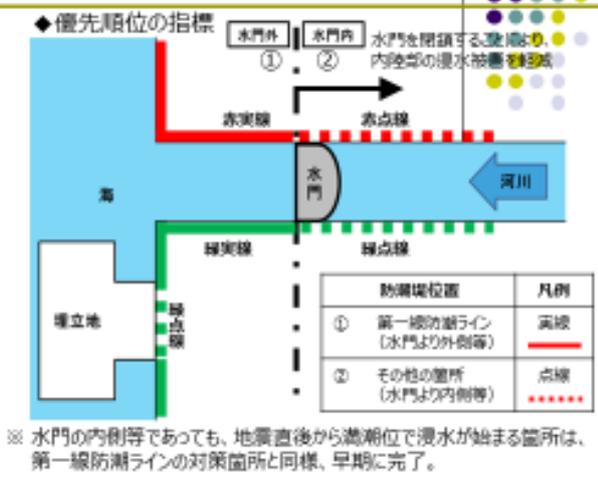


対策の事業費と効果について(堤防・防潮堤)



南海トラフ地震に伴う津波浸水対策（大阪府・市）

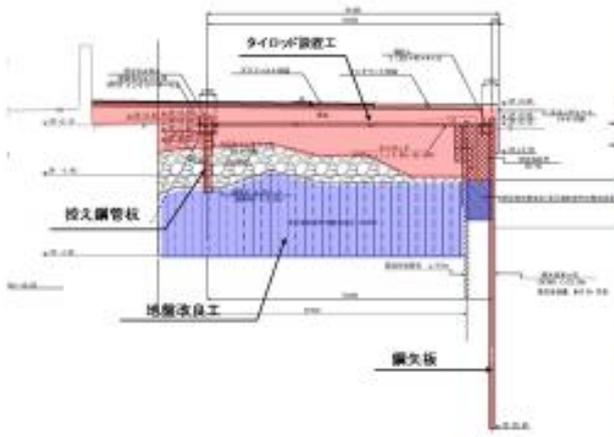
- 【重点化の方針】**
【防ぐ】施策の対象範囲
 防潮堤の液状化により次の事象を生じさせる箇所に重点化
 ◆百数十年に一度の地震により津波で浸水
 ◆千年に一度の地震により地震後すぐに満潮位で浸水
- 【逃げる】、【避く】施策の強化**
 ◆津波が防潮堤を越える箇所については、直ちに倒壊しない構造へ強化
- 【優先順位の考え方】**
 ①「**第一線防潮ライン（水門より外側等）**」から優先実施
 ①-1：地震直後に満潮位で浸水する箇所
 ①-2：津波による浸水箇所
 ②「**その他の箇所（水門より内側等）**」を引き続き、実施
 ②-1：地震直後に満潮位で浸水する箇所
 ②-2：津波による浸水箇所



番号(帯色の着色)	被害の要因	概算事業費(延長)	うち			
			河川	河川	港湾	農林
①-1 (赤・実線)	満潮位	260億円程度(9km)	260億(9km)	-	-	-
①-2 (緑・実線)	L1津波	430億円程度(21km)	280億(14km)	40億(2km)	80億(4km)	30億(1km)
②-1 (赤・点線)	満潮位	160億円程度(6km)	160億(6km)	-	-	-
②-2 (緑・点線)	L1津波	400億円程度(23km)	70億(7km)	130億(5km)	200億(11km)	-
合計		※ 上野国分府中地区(59km)	260億(9km)	470億(7km)	280億(15km)	30億(1km)

防潮堤（河川・海岸施設）の対策について

防潮堤の液状化対策工の事例
 > 神崎川（最下流部）の対策事例



対策前



施工中(地盤改良工)

水門の耐震化

○ 耐震補強



尻無川水門



正蓮寺川水門

○ 対策工法例

地盤改良工法

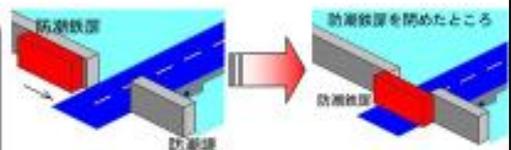
水門下部の地盤を改良し、水門基礎にかかる地震エネルギーを減衰させる。



操作施設の集中監視

○ 津波・高潮ステーション〔防災棟〕

- ・遠隔操作
- ・集中監視



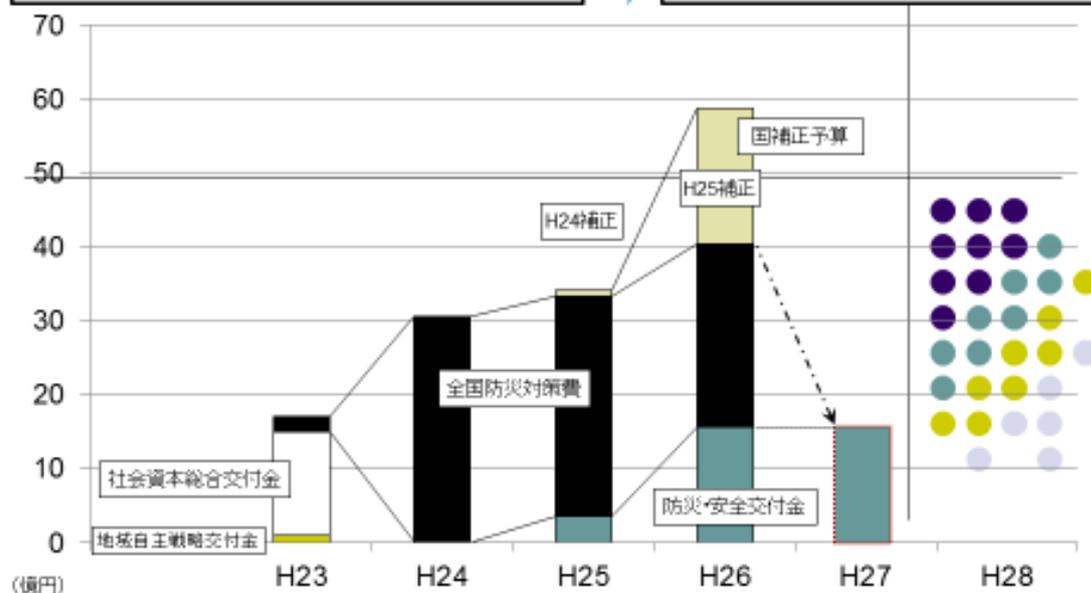
嵩上げの困難な橋については、防浪鉄扉を設けて、高潮の浸入を防いでいます。

大阪府 堤防・防潮堤の耐震・老朽化対策関係交付金の推移

【課題】

全国防災対策費の大阪府事業費枠はH26で終了

同等の制度の継続・財源確保が必要



※全国防災対策費(復興庁所管):国土交通省より「社会資本整備総合交付金(全国防災)」として配分
H27年度までの時限制度

※河川及び港湾事業費を計上

➤ ソフト対策「逃げる」

「勇気を持って、命を守る行動をする」

- 正しい知識
- 正しい情報
- 正しい行動

津波・高潮ステーション

館内案内
津波・高潮ステーションは、大阪府西大阪治水事務所が所管する防潮堤や水門の津波・高潮防御施設の一部を管理を行う「防災棟」として、府民の防災意識の向上を目的とした「展示棟」を併せ持つ施設です。

津波・高潮ステーション：
大阪府西大阪治水事務所が所管する防潮堤や水門の津波・高潮防御施設の一部を管理を行う「防災棟」として、府民の防災意識の向上を目的とした「展示棟」を併せ持つ施設。

高潮防災施設 防潮鉄扉の展示

案内
本館の出入口は本館側です。
観覧料：無料
観覧時間：9時～17時（最終入館は16時30分）
休館日：月曜日、祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

<http://www.pref.osaka.jp/nishiosaka/tsunami/index.html>

防災啓発

○防災・減災ポータルサイト設置

防災意識の普及啓発のため、防災・減災に関する各種情報をまとめたポータルサイトを平成26年1月に開設。



巨大地震が発生した時、
あなたはどの行動をしますか？

http://www.pref.osaka.lg.jp/kikkanni/bousaiportal_hp/index.html

○啓発イベント等への参画

各種防災イベントへの参画（ブース展示）・・・4回：参加者数12,536人
防災講演・研修会等への講師派遣・・・45回：参加者数4,075人

大阪府地域総合防災演習

- 訓練目的……水防技術の研鑽、地域住民及び防災関係機関等の地域防災体制の連携強化、的確な情報伝達及び防災意識の高揚、防災技術の向上。
- 訓練日……平成26年5月24日(土曜日)
- 訓練場所……大和川右岸河川敷
- 概要……水防演習

自然災害に備えよう!
みんなの力で地域を守る!

平成26年度
大阪府地域防災総合演習
平成26年5月24日(土)
午前9時30分から12時まで

訓練場所 豊野河川北詰
大和川右岸河川敷(河内橋下流)

【水防工法】



13

3.みなさまにお願いしたいこと

- 帰宅困難者対策
- 津波からの避難
- 避難情報に注意

14

帰宅困難者数（概要）

【発生状況】

・発生当日に最大で約146万人と想定

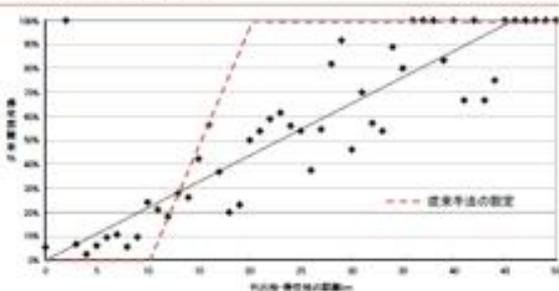
※地震後しばらくして混乱が収まり、帰宅が可能となる状況になった場合において、速距離等の理由により徒歩等の手段によっても当日中に帰宅が困難になる人

【主要駅における帰宅困難者数】（第5回南海・ラフ巨大地震災害対策等検討部会資料より）

主要駅	帰宅困難者 (万人)
大阪駅・梅田駅周辺	18.3
難波駅周辺	9.5
天王寺駅・阿部野橋駅周辺	5.3
京橋駅・OBP周辺	4.1

※鉄道駅を中心とする4平方キロメートル内の帰宅困難者数

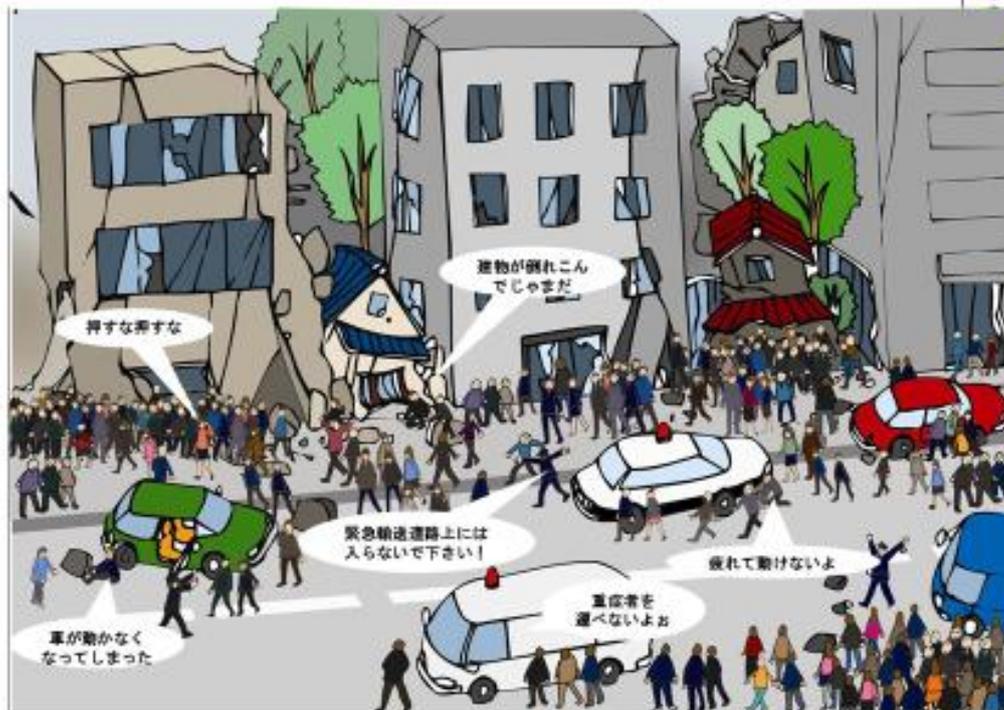
【帰宅困難率】



発災当日の新宿駅前の状況（新宿区撮影）

15

発災直後はむやみに移動を開始しない



出典：首都直下地震避難対策等専門調査会資料

16

災害が発生し、家に帰れなくなったら・・・（日頃の備え）

事業所向け

大地震など災害が発生した場合、交通機関がストップすると、駅前などでは大混乱が予想されます。各事業所では、事業継続のためにも次のような対策が大切です。

◆従業員をいっせいに帰宅させるのは控えましょう。

- ・翌日、翌々日など時差帰宅の呼びかけ
- ・滞在のための備え
 - 水・非常食の備蓄
 - 仮眠のための場所・毛布などの確保
 - 停電対策（懐中電灯など）
 - トイレ対策（携帯トイレ、水洗用の水） など



◆従業員に正確な情報の入手方法を周知しておきましょう。

- ① 交通情報
 - ・テレビ、ラジオ
 - ・『おおさか防災ネット』
 - パソコンから
 - ⇒ <http://www.cds.osaka-bousai.net/pref/index.html>
 - 携帯電話から（右のQRコードからも、直接アクセスできます）
 - ⇒ <http://www.cds.osaka-bousai.net/mobile/pref/>
- ② 家族の安否確認、職場との連絡方法
 - ・災害用伝言ダイヤル「171」、災害用ブロードバンド伝言板「Web171」
 - ・携帯電話を利用した災害用伝言板サービス（NTTドコモ、au、SoftBank、WILLCOM）



◆事務所内の安全対策につとめましょう。

- ・従業員の安全を確保し、早期に事業を再開させるため、物の転倒防止などが欠かせません。

出典：大阪市/インフレット

17

津波から命を守るために、府民の皆さんにとっていただきたい行動

津波からの避難

- 強い地震（震度4程度以上）を感じたときや、弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波浸水の恐れのある地域から高台へ逃げましょう。
- 高台へ逃げる間がない場合は、鉄筋コンクリート3階以上の高い所へ避難しましょう。
- 津波は、第1波だけで終わるものではありません。何度も繰り返るものです。
- また、第2波以降が最大となる場所もあることに注意しましょう。
- 揺れがおさまったらすぐに避難を開始し、津波警報や避難勧告等が解除されるまでは、避難を継続しましょう。
- 地下街では、出入口をはじめ、地下につながっているビルの階段、エレベーター、換気口など、あらゆる所を伝って津波が地下空間に浸入する恐れがあります。速やかに安全な地上部分へ移動しましょう。

津波からの避難場所（津波の標識）

津波の恐れのある所では、津波避難場所などの標識が設置されています。海の近くへ行ったら探してみましょう。



津波注意



津波避難場所



津波避難ビル



津波避難ビルの例

日頃の備え

- 市町村が作るハザードマップ等を活用して、自宅・勤務地・学校周辺の危険度を正しく把握し、避難場所・避難経路や緊急連絡先を常に確認しておきましょう。
- 携帯電話などで、災害情報（エリアメール/緊急速報メールなど）を速やかに入手できます。情報収集方法などについて日頃から確認しておきましょう。

出典：府政だより
平成26年6月1日号

18

第3分科会レポート2

どうなっている大阪の石油コンビナート対策 南海トラフ巨大地震・津波を前に

中村毅（大阪から公害をなくす会）

<はじめに>

*火の手 海と陸から～炎に包まれる街（気仙沼・鹿折地区）<河北新報 2011.5.15>

- ・気仙沼市では3月11日夜、住宅地などで大規模な火災が発生した。
- ・「鹿折(ししおり)全体が燃えている…」停電で辺りは真っ暗。一面のがれきが行く手を阻んだ。最寄りの消火栓もがれきに埋もれ、やむなく数百メートル離れた消火栓からホースを伸ばした。作業は途切れがちで、火の勢いはなかなか収まらなかった。…気仙沼消防署の当直司令・戸羽一明さん(47)
- ・火の手は陸だけでなく、海からも上がっていた。湾内の黒い海には無数の火が浮き、文字通り「火の海」だった。花火のような爆発が起き、洋上の大型船から火柱が上がった。工場のそばには、約3キロ先の岸壁にあったはずの石油タンクが打ち上げられていた。「タンクは油が抜けて空っぽだった」。…食品加工会社の工場長・吉田敬さん(58)
- ・市街地が鎮火したのは23日の朝。震災発生から12日後だった。約10万平方メートルが全焼したとされる。

*東日本大震災では、宮城県や千葉県などのコンビナートにおいて、地震や津波により危険物タンクの流出や高圧ガスタンクの爆発など、周辺住民の避難を伴う大きな被害が発生している。

*地震とともに押し寄せる津波。石油やガスなどのタンク、危険物や毒劇物が集積するコンビナート、制御不能になれば住宅を破壊し、大火の原因ともなる船舶やコンテナへの対策は、東日本大震災での気仙沼市を想起するまでもなく、地震・津波対策として大事な要素である。

(1) 大阪の石油コンビナート対策～「大阪府石油コンビナート防災計画(2014年3月)」より

1) 石油コンビナート災害の例（消防庁資料より）

- ①スロッシングによる浮き屋根上に油が漏洩する。(スロッシング=地震の揺れに共振して、タンク内の液体が大きく揺れる現象)
- ②配管の折れ曲がりによる危険物の漏洩
- ③護岸・栈橋・防油堤の損傷
- ④津波によるタンクの移動・倒壊
- ⑤タンク支柱の座屈による配管の破損（柱などで、縦方向に圧力を加えた時、圧力がある限界値に達すると急に横方向に湾曲が起こる現象）
- ⑥液状化による防油堤の沈下・傾斜
- ⑦バースや護岸の被害

2) 大阪府の検討体制

*地震・津波時の被害想定と防災対策を検討するため、2012年8月に大阪府石油コンビナート等防災本部に「地震・津波被害想定等検討部会」が設置された。部会長=室崎益輝・神戸大名誉教授、部会員は関西大学の越山健治准教授など5人。

*具体的には、大阪湾沿いに4つの特別防災区域を設定して検討し、対応策を提示している。

3) 4つの特別防災区域の概要

①大阪北港地区

- ・大阪市此花区の西部に位置し、大阪港、淀川、正連寺川および安治川に面し、面積は約360万㎡（参考：大阪城公園=105.56万㎡）

- ・事業所の主な業種は石油貯蔵をはじめ有機化学工業製品の製造、製鋼、金属製品製造等。石油化学や石油精製等の大規模な事業所は存在しない。

②堺泉北臨海地区

- ・堺市、高石市および泉大津市の臨海部に位置する堺泉北臨海工業地帯の大部分を占める地域で、大阪湾および大和川に面し、面積は約 1,801 万㎡（大阪城公園の 17 倍の広さ。1957～66 年に堺市沿岸、1961～72 年に高石市・泉大津市沿岸の造成）
- ・主な業種は石油精製、石油化学、石油貯蔵、製鋼、ガス、電気事業等の重化学工業。これらの事業所が石油コンビナート地帯を形成し、多量の石油、高圧ガスを貯蔵し、取り扱い処理している。
- ・区域内には不特定多数の者が利用するアミューズメント施設等が立地している。地区と隣接市街地との間には、造成当初から公園、道路、水路等の遮断帯が設けられている。

③関西国際空港地区

- ・泉佐野市、田尻町および泉南市の沖約 5km の海上埋め立て立地で、面積は約 1,035 万㎡
- ・貯蔵、取り扱いしている石油類は主として航空機用および発電機補助ボイラー用の燃料。

④岬地区

- ・岬町の臨海部に位置し、面積は約 56 万㎡。
- ・業種は電気業であり、発電用燃料の石油類貯蔵施設が存在する。
- ・地区と民家の境界付近には低い丘陵地帯と事務管理施設が遮断帯として配置されている。

⑤事業所数や石油・ガス貯蔵量

	大阪北港地区	堺泉北臨海地区		関空地区	岬地区
	大阪市消防局	堺市消防局	泉大津市消	泉州広域消防本部	
特定事業所数	14	29	5	1	1
石油貯蔵量(kl)	279,204	6,429,387	14,865	198,426	221,046
高圧ガス処理量(千 N m ³)	461	1,300,551	4	0	0

特定事業所＝石油コンビナート等災害防止法（石災法）第 2 条第 4 号及び第 5 号に定める第 1 種事業所及び第 2 種事業所をいう。

4) 南海トラフ地震に係る津波災害想定

①大阪北港地区

- ・津波到達までの時間は 120 分。津波浸水深は最大 5m。
- ・危険物タンクの大半が津波により移動し、油類が最大 2.7 万 kl 流出する恐れ。(2.7 万 kl とは 25m プール=25m×16m×1.5m で換算すると約 45 杯分)
- ・油類が海水とともに拡大・着火した場合、一般地域への影響がある陸上・海上火災等の災害発生の可能性
- ・短周期地震動により危険物タンクの流出火災、毒劇物タンクからの毒性ガス拡散の可能性

②堺泉北臨海地区

- ・津波到達までの時間は 100 分。津波浸水深は最大 2m。
- ・長周期地震動により大型の危険物タンクで、スロッシング(油面揺動)により油類が最大 1.2 万 kl 流出する恐れ。(25m プールで約 20 杯分)
- ・津波により小型の危険物タンクが移動し、油類が最大 0.5 万 kl 流出する恐れ。
- ・短周期地震動により高圧ガスタンクや棧橋等で火災・爆発・毒性拡散、毒劇物液体タンクで毒性ガス拡散の恐れあり。爆発等の影響が一般地域にも及ぶ可能性。
- ・短周期地震動により危険物タンク等で流出火災の可能性。

③関西国際空港地区

- ・津波の高さは 0.01～1m

- ・短周期地震動により危険物タンク、石油タンカー棧橋、危険物配管設備で流出火災の可能性

④岬地区

- ・津波の高さは0.01～0.3m
- ・短周期地震動により危険物タンク、石油タンカー棧橋で流出火災の可能性

5) 石油コンビナート防災計画

①基本目標

- ・従業員を含めて人命を損なわない、安全を確保することが原則。
- ・一般地域への影響の最小化を図る
- ・我が国の社会経済活動を機能不全に陥らせないように、燃料やエネルギー等の供給能力を最低限確保するとともに、早期の復旧・復興に貢献する。

②津波からの防護および円滑な避難の確保

- ・港湾および護岸の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門、防潮鉄扉等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- ・防災関係機関、特定事業所およびその他の事業所は、津波に関する情報を確実に伝達する。
- ・各地区内の特定事業所及びその他の事業所は、人的被害の軽減を図るため「大阪府石油コンビナート等特別防災区域 津波避難計画」を基本方針にして、あらかじめ従業員等の避難場所を定めるとともに、津波発生時には作成した計画に従って迅速に避難する。

③地震・津波発生時の応急対応

- ・(各事業所は) 地震・津波発生時に生じる可能性のある火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出等の災害の発生を防止するため、危険物施設等の緊急停止及び点検、充填作業、移し替え作業等の停止、その他施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置を行う。津波が襲来するまでの時間を考慮した危険物施設等への浸水防止、流木等による危険物施設等への影響の回避などを行う。また、大型タンカー等船舶による危険物等の荷役作業中の場合は、直ちに中止し、港外へ避難、係留索の点検等、災害の発生を防止するための措置を講じる。
- ・災害の状況に応じ、職員等により直接周辺住民等に対する広報活動を行う。
- ・事業所は、従業員等を安全な避難場所に誘導する。

(2) 船舶運航事業者における津波避難マニュアル作成の手引き(国土交通省海事局 2014年3月)

1) 地震・津波情報の収集

* 気象庁発表の地震・津波情報を収集する。

発生から10数秒後に「緊急地震速報」、約1分半後に「地震速報」、約3分後に「津波警報・注意報」が発表され、各気象台から行政機関や報道機関等に連絡されることになっている。

* 津波警報・注意報の種類

- ・大津波警報…予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合
- ・津波警報…1m～3m以下の場合、津波注意報…0.2m～1m以下の場合

2) 津波襲来時の船舶の対応

- ①使用可能な通信機器を使っての情報収集と本社等との連絡・協議
- ②乗組員の確保(平時から最低限必要な乗組員を確保するためのルールや上陸する乗組員に対する職務代理について取り決め)
- ③荷役の中止
- ④操船支援確保の可否(水先人やタグボートが確保できない場合の方法と体制)
- ⑤係留強化の場合は、津波が係留中の船にどのような影響を与えるかの事前検討。

3) 津波対応行動

- ①港外退避
- ②係留強化
- ③総員退避

(3) 大阪湾地震・津波アクションプラン (2008年4月)

1) アクションプランの体系

- ①**計画期間**…2008年から2017年の10年間。短期的な目標は2012年度末、中期的な目標は2014年度末、長期的な目標は2017年度末までにと設定している。
- ②**基本理念**…東南海・南海地震津波に対する大阪湾の協働体制を構築し、自助・共助・公助により安全で災害に強い港づくりを目指す。
- ③**減災目標**…津波発生時の人的被害ゼロ、船舶・貨物等の物的被害の最小化、港湾機能の早期復旧を今後10年間の目標にしている。
- ④**施策の方向性**
 - 1. 津波に強い港湾施設をつくる
 - 2. 津波災害に強い人・組織をつくる
 - 3. 避難・救助を支援する。4. 情報の共有化をはかる。
 - 5. 被災した港湾を早期に復旧する。6. 災害支援拠点機能を発揮する

2) 津波に強い港湾施設をつくるとは(15項目)

①水門・防潮扉・防潮堤対策

- * 防潮扉の電動化、防潮堤耐震化の推進
- * 防潮扉閉鎖不可時の応急対策の確保 (内容は、「防潮扉が万一閉鎖できない場合の応急対応について検討を行い、対策を実施する」にとどまっている)
- * 水門・防潮扉・防潮堤の定期点検と補修の継続・充実

②倉庫・上屋など堤内地施設の浸水対策

③小型船舶等の保管場所の確保と係留索の強化

④流出被害対策

- * コンテナ流出防止対策の実施 (コンテナの多段積み、漂流防止ネットの設置、設置高確保用の土台配備等、コンテナ流出を防止するための検討と実施。車は15分、コンテナは24時間で沈下する)
- * 岸壁・物揚場の定期点検の充実と補修の継続・充実

⑤物流機能の確保

- * 耐震強化岸壁の整備 (災害時にも使用可能となる耐震強化岸壁の整備)
- * 荷役機械の浸水対策の実施

3) 津波災害に強い人・組織をつくるとは(35項目)

①防潮扉・水門・防潮堤対策

- * 防潮扉・水門・防潮堤や防波堤の定期点検。
- * 官民合同による防潮扉の閉鎖訓練。施設管理者による参集訓練。
- * 施設管理者間による防潮設備の共同モニタリング
- * 防潮扉閉鎖の支障となる放置自動車や物品の監視と指導。災害時には民間企業と連携して放置自動車や物品の移動を行う。
- * 防潮扉の閉鎖体制を充実するための地元住民との協力。地区出動隊による防潮扉閉鎖体制の維持 (= 防潮扉閉鎖体制の中核である地区出動隊の防災機能を確保するための検討)

②防潮扉閉鎖不可時への対応

- * 応急対応の確保 (内容は「防潮扉が万一閉鎖できない場合の応急対応について検討を行い、対策を実施する(簡易防潮設備や土嚢等の防潮扉周辺配備など)」)
- * 情報伝達体制の構築

③人の避難体制の確保

- * 港湾事業者の自主防災組織に向けた啓発。自主防災組織の充実。
- * 港湾労働者等の避難のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発
- * 官民合同による避難訓練の実施。
- * 関係機関による避難広報、海上からの避難広報、港湾事業者への津波情報連絡体制の確保。

④物流機能の確保

- * 岸壁、物揚場の定期点検
- * 放置艇、沈船の監視と撤去。小型船舶への啓発。放置自動車や物品の監視。

⑤防災意識の啓発

- * 施設の浸水被害や物品の流出低減のための防災意識・知識の向上に向けた普及・啓発
- * 臨海部の防災マップの作成・配布

⑥緊急時における情報伝達手段の確保、港湾事業者やライフライン事業者への連絡体制の確保

⑦防潮機能の復旧

- * 防潮堤応急復旧対策の実施体制の確保
- * 被災状況の調査。散乱物品の撤去・回収作業に関する実施体制・マニュアルの整備。
- * 官民連携による漂流物の回収。航路浚渫の実施体制の確保
- * 官民連携による岸壁・物揚場・護岸・防潮堤等の復旧工事の実施体制の確保

(4) まとめ

- ①石油コンビナート対策、船舶・コンテナ対策、防潮堤や護岸対策としては、一部、羅列的で細分化し過ぎと感じるところもあるが、これらの計画・指針・方針などに基づいて地震・津波対策を大いに進めるべきである。但し、その多くが「検討を行い、対策を立てる」といったもので、進捗状況がはっきりしない。計画にとどまっている可能性もある。早急に点検し、計画(Plan)・実行(Do)・評価(Check)・改善(Act)のサイクルを通じて現実のものにする必要がある。
- ②石油コンビナートや港湾対策の場合、当然“官民一体”の対策や訓練は必要であるが、地震・津波に対する防災対策は、行政(官)が責任を持って進めるべき性格のものである。地震・津波・防災についての専門家の養成と職員・スタッフの配置は行政の任務であるし、また、防災方針・防災計画に従わない事業者を指導し、実行させるのも行政の責任である。
- ③ここで取り上げたのが石油コンビナートや港湾、船舶などについての防災計画、アクションプランのためか、大阪府や大阪市の地震・津波対策の全体像が見えない。まるで防潮扉や防潮堤・防波堤の耐震強化をすれば津波対策は十分で、一般市街地・市民には被害が及ばないかのような印象を受ける。これらの施策を行ってもなおかつ防潮堤や堤防はどこかで決壊し、大阪でもっと大規模な津波災害が起こりうる。地震・津波対策の全体像との繋がりを明確にすべきである。
- ④津波対策として住民にとって先ず大事なことは“何をおいても高台に逃げること”であり、「避難計画」とそのための日頃の学習と訓練が大事である。防潮扉の傍に自動車を放置するのは何故いけないことなのかなどの防災教育を徹底することも重要である。アクションプランの「津波災害に強い人・組織をつくる」の内容は、地震・津波・防災の“人づくり”とは言い難い。

第3分科会レポート3

集中豪雨・大震災で地下街はようになる？

山口毅（大阪自治体問題研究所）

1. やっと腰をあげた大阪市

・設置主旨

大阪府防災会議検討部会から2013年8月に公表された南海トラフ巨大地震・津波による被害想定によると、例えば、大阪駅周辺では最大で浸水深2mとされ、キタやミナミなどの大規模な地下街・地下駅等の地下空間における浸水対策は、喫緊の課題となっている。

このような状況の中、大阪市域における大規模な地下空間は、地下街管理会社や鉄道会社など複数の事業者により管理されており、また、民間ビルに接続し、出入口が一体の場合が多く、災害時には、民間ビル事業者も含め、各事業者が連携した対策が必要となっている。

さらに、大規模な商業集客施設との地下店舗等でも、各事業者との連携や浸水対策を講じる必要がある。

そこで、このような民間ビルも含めた地下空間において、事業者間の連携、施設整備も含めて浸水対策の促進を図るため、大阪市、大阪府、関係機関、地下街管理者、鉄道会社、関係民間ビル会社等で構成する『地下空間浸水対策協議会』を設置する。

協議会における検討事項は、次のとおりである。

(1)地下施設管理者が連携した浸水対策(避難対策及び止水対策)のガイドライン作成

(2)地下施設管理者が連携した訓練の実施

(3)情報共有のためのネットワークづくりなど

・メンバー

【事業者】

(1)地下街・地下道管理者(避難確保計画の作成対象)

大阪地下街(株)、大阪市街地開発(株)、堂島地下街(株)、西梅田地下道管理協議会(株)朝日ビルディング、クリスタ長堀(株)、阪急阪神ビルマネジメント(株)、建設局

(2)地下駅を有する鉄道会社(避難確保計画の作成対象)

交通局、西日本旅客鉄道(株)、近畿日本鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、阪神電気鉄道(株)

(3)上記(1)(2)の施設に接続されているビル等管理者

【行政】

大阪市(危機管理室、都市計画局、都市整備局、建設局、消防局、関係区)
国土交通省(近畿地方整備局)、大阪府(危機管理室)

・平成26(2014)年3月18日 第1回大阪市地下空間浸水対策協議会

・平成26年度は大阪駅周辺地区について検討を進め、相互連携訓練の実施、

「**大阪市地下空間浸水対策ガイドライン**」を作成

・(部会・訓練の開催状況)

平成26年10月27日 第1回大阪駅周辺地区部会

平成 26 年 12 月 15 日 第 2 回大阪駅周辺地区部会

平成 27 (2015) 年 1 月 30 日 地下街等相互連携訓練 図上訓練

平成 27 年 2 月 26 日 地下街等相互連携訓練 事前研修

平成 27 年 3 月 6 日 地下街等相互連携訓練 実働訓練

平成 27 年 3 月 26 日 第 3 回大阪駅周辺地区部会

- ・平成 27 年度は、大阪駅周辺地区の対策計画を作成中

2. 大阪市内の大規模地下空間の現状

- ・別紙 表 1、表 2

3. 想定される水害

- 1) 内水氾濫 別紙 1-4-1
- 2) 河川氾濫
 - ①淀川 別紙 ア
 - ②大和川 別紙 イ
- 3) 津波 別紙 1-4-3

4. 浸水対策

- ・「大阪市地下空間浸水対策ガイドライン」第 2 部 浸水対策より

- 1) 内水氾濫 止水対策
- 2) 河川氾濫 止水対策は限界 利用者を避難誘導 高いところに逃げる
- 3) 津波 止水対策は限界 利用者を避難誘導 高いところに逃げる

- ・大阪市大規模地下空間浸水対策事業補助金

補助金の額は、止水板等設置工事に要した費用の 3 分の 2 以内とする。ただし、出入口 1 箇所につき、200 万円を限度とする。

5. 地下街等相互連携訓練

- 1) 図上訓練 平成 27 年 1 月 30 日 (金)
- 2) 事前研修 平成 27 年 2 月 26 日 (木)
- 3) 実働訓練 平成 27 年 3 月 6 日 (金) 8 時 40 分～9 時 30 分

6. 大阪市営地下鉄

- ・ここもやっと対策に乗り出す (市民運動の成果)
- ・津波による浸水駅 30 駅 但し、5 年間 5 駅 100 億円で止水対策

表1 大阪市内の主な地下街・地下道

地下街・地下道名	所在地	管理者	地下階数	面積(m ²)
ホワイトイウムだ	北区角田町、小松原町、 曾根崎2、茶屋町	大阪地下街㈱	2	31,336
大阪駅前ダイヤモンド地下街(ディアモール大阪)	北区梅田1	大阪市街地開発㈱	2	45,646
ドージマ地下センター	北区堂島1	堂島地下街㈱	2	8,123
西梅田地下道	北区梅田2~3	西梅田地下道管理協議会	1	10,036
大阪駅前地下道	北区角田町~梅田3	大阪市建設局	1	5,806
中之島地下街	北区中之島2	㈱朝日ビルディング	1	3,232
クリスタ長堀	中央区南船場2~4	クリスタ長堀㈱	2	81,818
なんばウォーク	中央区難波1~2、 千日前1	大阪地下街㈱	2	37,881
NAMBA なんなん	中央区難波5	大阪地下街㈱	2	7,189
あべちか	天王寺区堀越町	大阪地下街㈱	2	9,771
合計				240,838

(各地下街等管理者整理)

表2 大阪市内の地下駅

鉄道事業者名	路線名(路線ごとの地下駅数)	地下駅数
大阪市交通局	御堂筋線(13)、谷町線(23)、四つ橋線(11)、中央線(8)、 千日前線(14)、堺筋線(10)、長堀鶴見緑地線(16)、 今里筋線(11)、南港ポートタウン線(1)	107
西日本旅客鉄道㈱	JR 関西本線(1)、JR 東西線(7)	8
阪神電気鉄道㈱	阪神本線(2)、阪神なんば線(3)	5
京阪電気鉄道㈱	京阪本線(3)、京阪中之島線(4)	7
近畿日本鉄道㈱	近鉄難波線(2)	2
合計		129

(各鉄道事業者整理)

1-4-1 内水氾濫

地区	最大浸水深	最大浸水深の箇所
大阪駅周辺	0.7m	北区芝田1
中之島	0.3m	北区中之島2、中之島3
淀屋橋・北浜	0.3m	中央区北浜2、北浜3
心斎橋	0.5m	中央区東心斎橋1
難波	0.5m	浪速区元町1、湊町1
天王寺	0.3m	阿倍野区阿倍野筋1

※内水氾濫は、下水道の排水能力を超える雨が降った場合に、雨水があふれ、建物や土地・道路が水に浸かってしまう水害

※東海豪雨級の雨(総雨量567mm、時間最大雨量93mm)が降った場合の想定
〔大阪市建設局作成〕

ア 淀川

地区	最大浸水深	最大浸水深の箇所	洪水到達時間 (氾濫した時点からの最短時間)
大阪駅周辺	5.0m	北区茶屋町、芝田 1	約 30 分
中之島	3.0m	北区中之島 3	約 2 時間 30 分
淀屋橋・北浜	2.0m	中央区高麗橋 4	約 2 時間
心齋橋	1.0m	西区北堀江 1	約 4 時間 30 分
難波	1.5m	浪速区湊町 1	約 6 時間
天王寺	なし		—

※東海豪雨級の雨（総雨量 約 500mm）により淀川左岸 7～8k 付近の堤防が決壊した場合の想定〔国土交通省 近畿地方整備局 淀川河川事務所作成〕

※洪水到達時間については、「浸水想定区域図作成マニュアル(暫定版)H26.3」に基づく浸水解析の想定結果であり、今後の精査により変更の可能性あり

イ 大和川

地区	最大浸水深	最大浸水深の箇所	洪水到達時間 (氾濫した時点からの最短時間)
大阪駅周辺	なし		—
中之島	なし		—
淀屋橋・北浜	なし		—
心齋橋	なし		—
難波	1.5m	浪速区湊町 1	6 時間以上
天王寺	なし		—

※150～200年に一度おきる程度の雨（総雨量 上流部 268mm、下流部 280mm）により大和川右岸 3.2k 付近の堤防が決壊した場合の想定〔国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所作成〕

1-4-3 津波

地区	最大浸水深	最大浸水深の箇所	津波到達時間 (地震発生時点からの最短時間)
大阪駅周辺	1.9m	北区芝田 1	約 1 時間 50 分で津波の第一波が大阪市沿岸部に到達
中之島	0.8m	西区江戸堀 1	
淀屋橋・北浜	なし	—	
心齋橋	なし	—	
難波	0.9m	浪速区湊町 1	
天王寺	なし	—	

※千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度は低い、南海トラフ巨大地震による最大クラスの津波を想定〔大阪府作成〕

「第44回公害環境デーからのアピール」

大阪府民のみなさん

第44回公害環境デーに参加した私たちは、大阪の公害と環境について学び討論し、以下のことを国と大阪府・大阪市に要求することを確認しました。

- ・大気汚染による喘息患者、アスベスト被害者、水俣病患者、その他の公害被害者すべての未救済者について国の責任において十分に救済することを求めます。
- ・東電福島第一原発事故の責任は東電と国にあり、生活とくらしを事故前の条件に回復させ、被害者に十分な賠償を行なうことを求めます。生活とくらし救済措置の廃止に反対します。
- ・大気汚染の実効ある低減策、とりわけPM_{2.5}の具体的低減策を直ちに講じることを要求します。
- ・生活の安全と経済を危機に陥れ、国会合意にも反するTPP合意に反対し、参加を止めることを要求します。
- ・地震・津波などで起こりうる、大阪湾域の船舶・コンテナ・石油タンク、液状化、超高層ビル、巨大地下街などの問題に対し、具体的対策を実施し、実効ある避難体制を確立することを求めます。
- ・COP21のパリ合意を実りあるものにするため、温室効果ガスを確実に減らし、石炭火力から撤退することと、原発再稼働を許さず、再生可能エネルギーを積極的に推進することを求めます。

さらに大阪での、廃プラ焼却による健康被害の根絶、大阪市環境科学研究所と大阪府公衆衛生研究所との統合と独立行政法人化を撤回し公立運営で機能を強化すること、淀川左岸線の延伸計画の中止を求めます。

カジノや高速鉄道建設など従来型の「大型開発」を狙う「大阪都構想」は府民の生活と環境を破壊するものであり、反対します。

府民のみなさん

今年5月の「ソラダス2016」は身の回りの大気環境を自分の手で測定するNO₂測定運動です。多くの府民の参加を訴えます。

広範な大阪府民の共同の力で、『都市格』のある住みよい大阪をめざす取り組みを広げていきましょう。

2016年1月30日

第44回公害環境デー大阪府民集会参加者一同